

# 厚生労働省における政策評価実施要領

令和2年4月

厚生労働省政策評価官室

## 厚生労働省における政策評価実施要領目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領	3
第 3 章	総合評価実施要領	6
第 4 章	租税特別措置等の政策評価実施要領	7
第 5 章	水道施設整備事業評価実施要領	9
第 6 章	研究開発評価実施要領	10
第 7 章	規制の政策評価実施要領	11

### [別紙]

別紙 1-1	事前分析表様式
別紙 1-2	事前分析表様式（記載要領）
別紙 1-3	実績評価書様式
別紙 1-4	実績評価書様式（記載要領）
別紙 2-1	総合評価書様式
別紙 2-2	総合評価書様式（記載要領）
別紙 3-1	租税特別措置等に係る政策の事前評価書
別紙 3-2	租税特別措置等に係る政策の事前評価書（記載要領）
別紙 3-3	租税特別措置等に係る政策の事後評価書
別紙 3-4	租税特別措置等に係る政策の事後評価書（記載要領）
別紙 4-1	規制の事前評価書様式
別紙 4-2	規制の事前評価書（簡素化）様式
別添 4-3	規制の事前評価書要旨様式
別紙 4-4	競争評価チェックリスト（改正案）
別紙 4-5	競争評価チェックリスト（代替案）
別紙 4-6	規制の事後評価書様式
別紙 4-7	規制の事後評価書（簡素化）様式
別紙 4-8	規制の事後評価書要旨様式

[別添]

- 別添 1 「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成 23 年 7 月 7 日 健発第 0707 第 1 号)
- 別添 2 - 1 「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成 23 年 7 月 7 日 健水発第 0707 第 1 号)
- 別添 2 - 2 「水資源機構事業の評価の実施について」(平成 23 年 7 月 7 日 健水発第 0707 第 1 号)
- 別添 3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日 内閣総理大臣決定)
- 別添 4 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成 22 年 11 月 11 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成 29 年 3 月 24 日一部改正)
- 別添 5 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」(平成 29 年 7 月 総務省行政評価局政策評価課作成)
- 別添 6 「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」(平成 29 年 9 月 26 日 公正取引委員会事務総局作成)

# 第1章 総則

## 1. 趣旨

厚生労働省における政策評価の実施に関しては、

- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第4期)」
- 毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
- 本実施要領の定めるところによる。

本実施要領は、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法について定めるものである。

## 2. 評価書作成上の留意点

評価書の作成に当たっては、国民に対する行政の説明責任を果たすという政策評価の目的に資するよう、次の点に留意する。

評価書作成上の留意点
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国民にとって分かりやすい用語・表現になっているか<ul style="list-style-type: none"><li>・ 厚生労働行政について専門的知識を有していない者が理解できるよう、専門用語は平易な表現に言い換えているか。専門用語を使用する場合にはわかりやすく解説しているか。</li><li>・ 文章を短くまとめるなど、分かりやすさを追求しているか。</li><li>・ 必要に応じて図表、グラフ等を示し国民の理解を助けているか。</li></ul></li><li>○ 国民がバックデータを確認しようとした際に、参照できるようになっているか。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資料の出典を明らかにしているか。</li><li>・ 原典資料へアクセスできるHPアドレス等を掲載しているか。</li></ul></li><li>○ 評価対象期間外のことであっても、評価書作成時点における最新の関連情報（主な出来事、事件等への対応方針、対応状況等）や前年度以前の実績等を盛り込むなど、国民の興味・関心に応える内容となっているか。</li><li>○ 有効性、効率性等の評価は、国民に対して説得力のあるものとなっているか。</li><li>○ 評価を受けて検討する今後の方向性は、効率性や質を追求したものとなっているか、成果が期待できるものとなっているか。</li></ul>

### 3. 用語の定義

本実施要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

基本計画	「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」
実施計画	毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
政策体系	基本計画において定めた、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業の一連の体系
評価予定表	基本計画の別紙に定めた施策目標の、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したもの
担当部局	評価対象政策を所管する部局
査定課	組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室
有識者会議	基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」

## 第2章 事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領

### 1. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの趣旨

#### (1) 事前分析表作成の趣旨

事前分析表は、目標管理型の政策評価において、目的、目標（指標）、それらの達成手段等がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることによって、事後における検証を簡素合理化するとともに、PDCAサイクルを通じたマネジメントを向上させ、国民への説明責任を徹底することを目的として作成するものである。

そのため、各施策の企画立案に当たり、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手段、当該手段がどの程度有効であるか等が明らかにされていなければならない。また、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついていくか、目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）が十分に明らかにされていなければならない。

さらに、測定指標は、達成すべき目標について達成度合いを測定するための指標であるから、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものであることが必要である。また、施策全体としての目標の達成度合いをより適切に判定するため、予め主要な測定指標を明示しておくことが求められる。

#### (2) 実績評価の趣旨

実績評価は、(1)に記載した点を踏まえて作成する事前分析表において、施策目標ごとに、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する。そして施策実行後に、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価するものであり、政策を決定した後に、厚生労働行政全般にわたる施策の不断の見直しや改善に資することを目的とするものである。

#### (3) モニタリングの趣旨

モニタリングとは、政策体系に定めた施策目標について、政策評価の評価に資するため、あらかじめ設定した指標について測定し、進捗状況を定期的・継続的に把握するものである。

### 2. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの対象

#### (1) 事前分析表の作成対象

基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策について、事前分析表を作成する。

#### (2) 実績評価の対象

実績評価の対象となる施策目標は、実施計画で定める。

なお、当該年度に実績評価を予定していない施策目標であっても、指標のモニタリングの結果を踏まえ、実績評価等を実施する場合もある。

#### (3) モニタリングの対象

モニタリングは、基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策目標について実施する。

### 3. 事前分析表作成及び実績評価書の評価等の手順

#### (1) 事前分析表

ア 担当部局は、基本計画の別紙に定められた政策体系における施策目標単位で、別紙1－1の様式に従い事前分析表を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙1－2（記載要領）参照。

イ 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事前分析表を修正し、再度、政策評価官室に提出する。

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、次年度に実績評価の対象となる施策目標について、有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等を踏まえ所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた事前分析表のモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室が定める期限までに、事前分析表に令和2年度行政事業レビュー事業番号を記載し、政策評価官室に提出する。

カ 政策評価官室は、取りまとめられた事前分析表を公表するとともに、総務省へ通知する。

#### (2) 実績評価書

ア 担当部局は、あらかじめ事前分析表で定めた指標等に基づき、別紙1－3の様式に従い実績評価書（別紙1－3の様式及び必要に応じ説明用資料を添付）を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙1－4（記載要領）参照。

※ 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの実績評価書として提出する。

※ 実績評価書の簡素化に伴い、当該評価書が要旨を兼ねるものとする。

イ 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、実績評価書を修正し、再度、政策評価官室及び査定課に提出する。

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、該当する実績評価書について有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等に対して、実績評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄にその内容及び対応方針を記載するほか、他の記載欄についても所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた実績評価書を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室が定める期限までに、実績評価書の「次期目標等への反映

の方向性」欄の内容を記載し、政策評価官室に提出する。また、政策評価官室が定める期限までに、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に提出する。

カ 政策評価官室は、実績評価書を取りまとめ、公表するとともに、実績評価書を総務省へ通知する。また、反映状況を確認の上、取りまとめ、総務省へ通知する。



## 第3章 総合評価実施要領

### 1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

### 2. 評価対象

政策評価官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

※ 総合評価は、法改正を伴う制度改正や、目標値を掲げた計画を策定している行政分野において、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定する場合等に実施することが望ましい。

### 3. 評価の手順

(1) 担当部局は、評価予定表等に基づき、原則として別紙2-1の様式に従い総合評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。なお、制度改正や関連計画の見直しを行うための総合評価については、原則として

- ① 当該評価対象の問題点が把握され原因の分析等がなされた時期に評価を実施するとともに
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を行うものとする。

※ 具体的には、審議会、研究会等において答申や報告書の作成等が行われた時期が①に該当するものと考えられ、また、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当するものと考えられる。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙2-2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、総合評価書を修正し、再度、政策評価官室に提出する。

(3) 政策評価官室は、取りまとめた総合評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

## 第4章 租税特別措置等の政策評価実施要領

### 1. 評価の趣旨

租税特別措置等に係る政策評価は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応し、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するよう実施するものである。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが必要である。

### 2. 評価対象

事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I4キに規定する政策を対象とし、原則として税制改正要望を行うに当たって実施する。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価は、政策評価に関する基本方針I5カに規定する政策を対象とし、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

### 3. 評価の手順

- (1) 担当部局は、事前評価においては別紙3-1の様式、事後評価においては別紙3-3の様式に従い租税特別措置に関する政策評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 事前評価において税制改正要望を行う単位が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。事後評価においては、事前評価書を取りまとめた単位で、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、事前評価については別紙3-2（記載要領）、事後評価については別紙3-4（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、評価書を修正し、再度、評価官室及び査定課に提出する。

(3) 政策評価官室は、評価書を取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

※ その他詳細は、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）」を参照すること。

## 第5章 水道施設整備事業評価実施要領

### 1. 評価の趣旨

水道施設整備事業に係る政策評価は、水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施経過の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価を実施するとともに、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資することを目的とするものである。

### 2. 評価対象

基本計画及び実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健発0707第1号）（別添1参照）で定めるところにより評価の対象とすることとしたものを対象に実施する。

### 3. 評価の手順

- (1) 事業の担当部局（医薬・生活衛生局水道課）は、別添1の要領及び当該要領の実施細目である「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-1参照）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-2参照）に従い、水道施設整備事業に係る評価書を作成し、学識経験者等の第三者からの意見を求めた上で取りまとめ、政策評価官室に提出する。
- (2) 政策評価官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

## 第6章 研究開発評価実施要領

### 1. 評価の趣旨

国民の健康・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発は、その研究成果が着実に行政施策へと反映されるとともに、研究成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすことにより、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。研究開発に係る政策評価は、こうした要請に応えられる研究開発の適切かつ効率的実施に資するよう実施するものである。

### 2. 評価対象

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）（別添3参照）に基づき評価の対象とすることとされた研究開発を対象に実施する。

### 3. 評価の手順

(1) 担当部局（大臣官房厚生科学課）は、別添3の指針及び当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日策定、平成29年3月24日一部改正厚生労働省大臣官房厚生科学課）（別添4参照）に従い「厚生労働省の令和3年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」及び「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価（令和元年度報告書）」を作成し、前者を基本計画における事前評価、後者を基本計画における事後評価と位置付け、厚生科学審議会科学技術部会の承認を経て、政策評価官室に提出する。

(2) 政策評価官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

## 第7章 規制の政策評価実施要領

### 1. 評価の趣旨

規制の政策評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

### 2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

### 3. 評価の手順

- (1) 規制の事前評価について、担当部局は、規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、別紙4-1の様式に従い規制の事前評価書（簡素化した評価手法を適用する場合は、別紙4-2の様式に従い規制の事前評価書（簡素化））、別紙4-4に従い競争評価チェックリスト（改正案）及び別紙4-5に従い競争評価チェックリスト（代替案）を作成し、遅くとも、(3)の定める公表及び総務省への通知の期限の二週間前まで（規制の事前評価書（簡素化）については、初回のみ三週間前まで）に政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別添5・別添6を参照。

※ 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室に提出する。また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であっても、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。

- (2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価書を修正するとともに、別紙4-3の様式に従い規制の事前評価書要旨を作成した上で、政策評価官室に提出する。

- (3) 政策評価官室は、規制の事前評価書及び規制の事前評価書要旨を取りまとめ、公表するとともに、規制の事前評価書を総務省へ通知する。

なお、規制の事前評価書の公表及び総務省への通知については、

- ① 規制の新設・改廃が法律による場合は、法律案の閣議決定までに、
- ② 規制の新設・改廃が政令による場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）までに行う。

（4）規制の事後評価について、担当部局は、事前評価書に記載した事後評価の実施時期が到来するものを対象として、別紙4－6の様式に従い規制の事後評価書（簡素化した評価手法を適用する場合は、別紙4－7の様式に従い規制の事後評価書（簡素化））を作成する。作成した評価書は、当該規制の見直しの必要性の判断を行うのに十分に間に合うものとして、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。また、前記（2）及び（3）（ただし、「なお、」以下は除く。）は、規制の事後評価についても準用する。

※ その他詳細は、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）を参照すること。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(●-●-●))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)					担当 部局名			作成責任者名			
施策の概要											
施策実現のための背景・課題		1									
		2									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
		目標1									
		(課題1)									
		目標2									
		(課題2)									
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1	〇〇〇の増加数 (アウトカム)										
2	〇〇〇の実施数 (アウトプット)										
(参考)指標				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
3											
達成手段1		補正後予算額(執行額) 平成30年度・令和元年度	令和2年度当初予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和2年度行政事業レビュー事業番号
(1)											
(2)											



達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	
4	〇〇〇の増加数 (アウトカム)									
5	〇〇〇の実施数 (アウトプット)									
(参考)指標					平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	
6										

達成手段2	補正後予算額(執行額) 平成30年・令和元年 度	令和2年 度当初予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年度行政事業レビュー事業番号
(3)					
(4)					

施策の予算額(執行額)(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	政策評価実施予定 時期(評価予定表)

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)

政策体系番号を記載

【別紙1-1(記載例)】

### 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(I-1-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b> 施策目標の名称と政策体系番号を記載してください。 例:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		<b>担当 部局名</b> ○○局○○課	<b>作成責任者名</b> ○○課長 ○○ ○○								
<b>施策の概要</b> 施策目標がどのような前提の上に成り立っているのか、施策の大枠について、根拠法令や各種計画等に触れつつ、分かりやすい文章で解説してください。 例:○○法により、～～を定め、△△を実施することとされている。											
<b>施策実現のための背景・課題</b>		1	現在、○○が～～な状況にあり、△△が課題となっている。								
		2									
<b>各課題に対応した達成目標</b>		<b>達成目標/課題との対応関係</b>			<b>達成目標の設定理由</b>						
		目標1 (課題1)	○○の推進	△△を解決するためには、～～をする必要があるため					測定指標の選定理由及び目標値の設定根拠について、 有識者会議委員からも度々明確でないと指摘されています		
		目標2 (課題2)									
<b>達成目標1について</b>											
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b> ※数字に○を付した指標は主要な指標		<b>基準値</b> 基準年度		<b>目標値</b> 目標年度		<b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b> 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
①	○○○の増加数 (アウトカム) 注1参照	○件 注2参照	平成29年度	○件 注3参照	令和3年度	○件	○件	○件 注4参照	○件	○件	選定された測定指標が、どのような理由で、目標の達成状況を測定するため妥当であると考えたのかについて記載するとともに、設定された目標値が、どのような理由で目標年度までに達成すべき目標値であると考えたのかについて記載してください。 ※対外的な計画等で数値が明確に定められている場合にはその旨を明記してください。 例:本施策における重点事項を定めている○○計画(閣議決定)において、○○調査における△△の増加数については、平成29年度から令和3年度までの5カ年で○○件にすることとされているため、29年度の値を基準とし、令和3年度までの5カ年において毎年度○○件ずつ増加させることを目標としている。
2	○○○の実施数 (アウトプット)	○件 注2参照	平成26年度	○件	令和2年度						基準年度が平成29年度より前の年度の場合は、「(参考)」として基準年度以降、平成29年度以前の実績値を記載して下さい (参考)平成27年度実績:○○件、平成28年度実績:○○件
<b>(参考)指標</b>						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標としては適さないものの、施策目標の評価に当たりその達成状況の判断を補う指標がある場合に記載してください。 例:労働基準監督署の勧告件数など(一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、状況を知ることは労働基準監督行政の現状を把握する上で大切な指標である。)
3	例:○○件数(△△調査より)					○件					
<b>達成手段1</b>		<b>補正後予算額(執行額)</b> 平成30年度 令和元年度		<b>令和2年度当初予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b>					<b>令和2年度年行政事業レビュー事業番号</b>
(1)	○○事業 注6参照 (平成△△年)	○○百万円 (△△百万円)	○○百万円 (△△百万円)	○○百万円	1, 3	達成手段の概要のほか、達成手段が施策目標や測定指標にどのように寄与するのかについて記載してください。 ・～において、○○を整備 ・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる。					001
(2)	令和2年度に実施する事業を記載してください										

現時点では空欄にしてください。

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④	△△率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 注10参照										・本施策における重点事項を定めている○○計画(閣議決定)において、△△率については、××年までに□□%にすることとされているため 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 注11参照	
5	□□適合基準率(アウトカム)										・○○基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、83%(平成30年度)→90%(令和5年度)と規定されているため	
(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
6												
達成手段2		補正後予算額(執行額) 平成30年度・令和元年度		令和2年度 当初予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	○○事業 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】 注12参照					<ul style="list-style-type: none"> <li>・～において、○○を整備</li> <li>・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる</li> <li>・○○整備率:○%(○○の満足度:○%)</li> <li>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる】 注13参照</li> </ul>						
(4)	□□事業					<ul style="list-style-type: none"> <li>・～に対する支援として、○○を実施</li> <li>・○○事業を実施することにより、主要な○○などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる</li> <li>・○○面積:○㎡(○○の利用者:○人)</li> </ul>						
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度			政策評価実施予定 時期(評価予定表)	
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		施政方針演説(○○総理)					平成○年○月○日		医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明			

**【注釈】**

- (注1) 「測定指標」については、数値化が困難な場合は定性的なものであっても可としますが、「達成すべき目標」に対し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載してください。  
また、「予算額の大きい事業に関連するもの」、「社会的に問題になった（なっている）もの」、「行政として追求する価値があるもの」の視点に基づいて設定するとともに、**アウトプット指標だけではなく、可能な限りアウトカム指標を設定してください。**
- (注2) 「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入してください。
- (注3) 「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入してください。  
定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫してください。
- (注4) 「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入してください。  
なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとしますが、設定していない場合、当該欄には「－」を記入してください。
- (注5) 現時点で実績値が出ていない場合は、空欄ではなく「集計中」と記載してください。その上で、集計結果の取りまとまる用途をコメント機能で記載して下さい。
- (注6) 「達成手段（開始年度）」欄の記入においては、以下の点に留意してください。  
・内部管理事務に係る共通経費は除きます。  
・予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で全て記入するとともに、事業名については行政事業レビューシートの事業名を記載してください。
- (注7) 「補正後予算額（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、補正後予算額又は補正予算成立を受け新たに追加された予算事業の予算額（一般会計、特別会計を問わない。）を記入してください。  
また、「平成30年度」及び「令和元年度」欄には、括弧書きで執行額を記入してください。
- (注8) 「令和2年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、令和2年度当初予算額を記入してください。
- (注9) 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記載した算用数字番号を記入してください。  
達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「－」を記入してください。
- (注10-1) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。  
①改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号  
②改革工程表KPIと同一である場合はその旨  
※政策評価書においても、同様とする。
- (注10-2) 注10の記載に関し、分野名の凡例は次のとおり： 社会保障／社会資本整備等／地方行財政改革・分野横断的な取組／文教・科学技術／歳出改革等
- (注10-3) 注10の記載に関し、取組事項番号に枝番（i, ii, …）がある場合は、「新経済・財政再生計画改革工程表関連：〇〇分野〇1-i」のように記載。
- (注10-4) 注10の記載に関し、新経済・財政再生計画改革工程表上、社会保障分野2-5（再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進）にのみ記載された取組事項番号は、「〇1, 〇2, …」ではなく「①, ②, …」と記載。
- (注10-5) これまで「【】」を用いて明記していた、AP（経済・財政再生アクション・プログラム）と関連する旨の記述については削除。
- (注11) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄において、改革工程表の取組事項やKPIとの関係を【】で明記。
- (注12) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する達成手段（事務事業）については、「政策評価の事前分析表」の「達成手段」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。  
①新経済・財政再生計画改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号  
②新経済・財政再生計画改革工程表のKPIに関連する場合はその旨  
※今後策定される行政事業レビューの実施要領等に基づき記述。

## ＜事前分析表の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和 2 年度に実施する政策体系の施策目標（実績評価方式で評価を実施するものに限る。）に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

- 1 事前分析表は施策目標単位で作成し、様式の各欄には、分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。
- 2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 2」に続く（ ）内には、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 4 期）」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）の政策体系における、当該施策に該当する政策体系番号を記載する。  
例：「厚生労働省 2（I-1-1）」
- 3 「施策目標名（政策体系上の位置付け）」欄には、基本計画の政策体系における、評価対象とした施策目標を記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。さらに改行して、施策の上位の政策体系（「基本目標」及び「施策大目標」）を記入する。  
例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）  
基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを推進すること  
施策大目標 1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
- 4 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。  
なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠内に関連する課室、責任者名を併記する。
- 5 「施策の概要」欄には、当該施策の概要を記載する。その際、関連する法令や各種計画等があれば記載すること。また、当該施策を評価する際に、予め判明している外部要因がある場合、当該外部要因も本欄に記載する。
- 6 「施策実現のための背景・課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに 1 から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。
- 7 「各課題に対応した達成目標」欄には、6 で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

8 測定指標・達成手段については、達成目標ごとにそれぞれ記載する。

9 「測定指標」欄には、各達成目標の達成度合いを測定するための指標を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す（達成目標ごとではなく、通し番号を付すこと）。

測定指標は各達成目標と因果関係が明らかなものでなければならず、かつ、当該達成目標を過不足なく評価できる指標を設定しなければならない。ただし、1つの達成目標に対して、いたずらに多くの測定指標を設定することは、適切な評価の阻害要因となりうることから、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とする等して、達成目標に対して適切な指標設定に努めること。一方で、1つの達成目標に対して1つの測定指標のみが設定されている場合には、指標設定が適切でないリスクが高まること懸念されるため、必要に応じて測定指標の変更・追加等を検討すること。

10 測定指標は達成すべき水準が数値化されているものを記載する。また、原則としてアウトプット指標だけでなくアウトカム指標も設定することとし、最終的なアウトカムの指標化が困難な場合は、中間的なアウトカム指標を設定する等の工夫をすること。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（※2）。

※2 例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄及び「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況を記載するなどの対応を行うことなど。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

11 政策実施主体が厚生労働省以外の場合や外部要因がある場合は、中間的なアウトカム指標やアウトプット指標を設定する等により、適切な評価が実施できるよう工夫すること。

12 設定した測定指標が、新経済・財政再生計画改革工程表2019（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定。以下「新工程表」という。）に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨を「測定指標」欄に記載する。

13 達成目標ごとに、主要な測定指標を少なくとも1つ以上選定し、当該指標に対応する算用数字に「○」を付すこと。主要な指標とは、所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される測定指標のことである。主要な指標は、達成目標ごとに少なくとも1つは設定することとする。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

- 14 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 15 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 16 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から令和3年度）分の目標値及び実績値を記載する。  
なお、他の計画等で最終年度の目標値しか設定されていない場合であっても、当該目標値の達成のために必要と考えられる目標値を可能な限り毎年度設定する。やむを得ず設定できない場合には、当該欄には、「－」を記載する。
- 17 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。設定した指標が、新工程表に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1－1の記載例に倣いその旨記載する。
- 18 なお、設定された測定指標の目標年度が第4期計画期間内であり、かつ、基準年度が平成28年度前の年度の場合（※3）又は第3期計画期間中にも同様の測定指標を設定しており、平成29年度前の実績値を記載できる場合には、「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄の下部に「(参考)」として当該実績値を記載すること。これは、各年度の目標値の妥当性や目標値に向けた進捗度合いを明らかにするためのものである。  
※3 例えば、基準年度が平成26年度である場合には、平成27年度及び平成28年度の実績値を本欄に「(参考)平成27年度実績：〇〇件、平成28年度実績：〇〇件」として記載するもの。
- 19 「(参考)指標」欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取りまく状況の変化を把握するために有益だと思われる指標がある場合に記載する。
- 20 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。その際、以下の点に留意する。  
① 内部管理事務に係る共通経費は除く。

- ② 予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する。  
例：「関連：1 - (I-1-2)」
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「-」を記入する。
- ⑥ 新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1 - 1の記載例に倣いその旨記載する。

21 「補正後予算額（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。また、「平成30年度」「令和元年度」欄には、括弧書きで執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

22 「令和2年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、当初予算額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

23 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入するものとする。

24 「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。また、新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1 - 1の記載例に倣いその旨記載する。

25 「令和2年度行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る令和2年度行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

26 「施策の予算額（執行額）」欄は、令和2年度行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を記載する。なお、執行額は括弧書きで記載する。



27 「政策評価実施予定時期（評価予定）」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から令和3年度）内で、当該施策の政策評価を実施する年度を記載する。

28 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

以 上

# 実績評価書様式

【別紙1-3】

(厚生労働省1(●-●-●))

施策目標名							
施策の概要							
施策実現のための背景・課題	1						
	2						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)						
	目標2 (課題2)						
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					
		繰越し等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(千円、d)						
執行率(%、d/(a+b+c))							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

達成目標1について		(達成目標1の記載を転記する)						
測定指標	指標1	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		基準値	実績値			目標値	主要な指標	達成
		○年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	○年度
	年度ごとの目標値							
	指標2	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
		基準値	実績値			目標値	主要な指標	達成
○年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	○年度	
年度ごとの目標値								

達成目標2について		(達成目標2の記載を転記する)						
測定指標	指標3	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
			実績値			目標値	主要な指標	達成
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	○年度
	年度ごとの目標値							
	【参考】指標4		実績値					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
	総合判定	(判定結果) ----- (判定理由)
		(有効性の評価) -----
	施策の分析	(効率性の評価) -----
		(現状分析) -----
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) -----	

学識経験を有する者の知 見の活用	
---------------------	--

参考・関連資料等	
----------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

# 実績評価書様式

【別紙1-3】

平成30年度事前分析表の内容をもとに記載してください。

(厚生労働省1(I-1-1))

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標 I-1-1)						
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・〜〜すること						
施策実現のための背景・課題	1	現在、〇〇が〜〜な状況にあり、△△が課題となっている。					
	2						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	〇〇の推進			△△を解決するためには、〜〜をすることがあるため		
	目標2 (課題2)						
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					
		繰越し等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(千円、d)						
執行率(%、d/(a+b+c))							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	施政方針演説(〇〇総理)		平成〇年〇月〇日		医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明		

達成目標1について (達成目標1の記載を転記する)										
測定指標	指標1 〇〇調査における△△率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		△△率を向上させることが喫緊の課題であるため測定指標として選定し、□□計画においてその数値を令和〇年度までに70%とすることとされていることを踏まえ、令和元年度の目標値を〇%と設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		〇年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	〇年度	※1	※2
		54%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	70%	○	○
	年度ごとの目標値	/								
	指標2 ・・・における・・・の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		〇年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	〇年度		
年度ごとの目標値	/									

達成目標2について (達成目標2の記載を転記する)										
測定指標	指標3 ・・・における・・・の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		〇年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	〇年度		
	年度ごとの目標値	/								
	【参考】指標4	実績値								
		/								
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③ ※3
	<p>(判定結果) B ※4</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1の〇〇調査における△△率は、〇〇の取組開始後順調に増加し、令和元度に目標値であった〇%を既に達成した。</li> <li>指標2の〇〇割合については、統計学的な有意な減少はなく、引き続き対策が必要である。</li> <li>指標3の〇〇割合については、基準年(ベースライン)から比較すると増加or減少傾向であり、目標達成に向けて進展があると評価した。</li> <li>以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である〇〇については実績値が改善しており、現行の取組を継続した場合、△△の目標年度である令和〇年度に目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。</li> </ul>
	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、△△であったことから～～の実施は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標2については、…</li> <li>指標3については、…</li> <li>測定指標ではないものの、参考指標4について、××であったことも踏まえると、……と評価できる。</li> </ul> <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、〇年度以降予算額を〇億円削減している中で、毎年度目標値を達成していることから効果的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標2については、……</li> <li>指標3については、…</li> </ul> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、令和元年度の実績値は〇〇であり、令和4年度に××という目標を既に達成している。今後は、取組の更なる進展に向け、対象範囲を拡大し、目標値を引き上げることとする。</li> <li>指標2については、〇〇の割合については、平成27年度～令和元年度までの期間においては、ほとんど変化がみられず、その目標達成に向けて今後は、××取り組むこと等により、引き続き〇〇の割合の増加or減少に向けた施策を進めていくことが必要である。</li> <li>指標3については、平成〇年度のベースライン値から比較すると順調に改善しており、令和〇年度に××という目標に向け取組みが着実に進展している。</li> </ul>
	<p>(施策及び測定指標の見直しについて) ※5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、目標値を早期に達成したことから、更なる〇〇を目指し、目標水準の引上げを図るとともに、〇〇の観点からの評価をするため、新たに△△を指標として追加する予定である。</li> <li>指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、今後は……といった新たな手法も活用した取組によりより一層の目標達成のための取組みを実施していく。</li> <li>指標3については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul>
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用 ※6	厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ(平成31年〇月〇日開催)で議論いただいたところ、「……」、「……」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。(議論いただき、…というご指摘を受け、〇〇の点についての評価を見直した。)
--------------------	---

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: ..... 〇〇決定 URL: ..... 〇〇調査(指標1～3関係) URL: ..... 関連事業の行政事業レビューシート URL: ..... 租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL: ..... 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: ..... 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: .....
----------	--

担当部局名	〇〇局	作成責任者名	〇〇課長 〇〇 〇〇	政策評価実施時期	令和2年7月
-------	-----	--------	---------------	----------	--------

以下のア～ウのいずれかに当てはまるものを「主要な指標」とし、○を記載してください。

- ※1 ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの
- 令和元年度の実績値の達成状況に応じて、指標毎に以下の4区分により判定してください。

「○」(達成): 目標値に対する達成度合いが100%以上

- ※2 「△」(概ね達成): 目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満

「×」(未達成): 目標値に対する達成度合いが80%未満

「-」(判定不能): 当該年度の実績値がない場合等

(注) 評価書作成時点で実績値が出ていない場合でも、速報値等見込みの数値で判定してください。

- ※3 測定指標ごとの達成状況(○と△の数等)に応じて、記載要領17の①～⑤の各行政機関共通区分を記載してください。判定に係るフローチャートを作成していますので参照してください。

- ※4 目標達成度合いの測定結果①～⑤に、その他の要因(外部要因等)を加えた施策目標の総合的な評価の判定結果を記載要領18のA～Cの区分により記載してください。

- ※5 「施策及び測定指標の見直し」については、記載要領20の「施策の反映に向けた方向性」に留意して記載してください。なお、行政事業レビューとの連携状況についても、可能な範囲で具体的な内容を記載してください。

- ※6 「学識経験を有する者の知見の活用」欄については現時点では空欄で結構です。

## ＜実績評価書様式の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和元年度に実施された政策体系の施策目標（実績評価方式により評価をするものに限る。）に係る実績評価書の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 実績評価書は施策目標単位で作成し、様式の各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 1」に続く（ ）内には、令和元年度事前分析表の該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省 1 (I-1-1)」

3 「施策目標名」欄には、評価対象とした施策目標を、令和元年度事前分析表のとおり、記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

4 「施策の概要」欄には、令和元年度事前分析表における「施策の概要」欄の記述を基本とし、評価対象とした施策目標が理解しやすいように、実施された個々の施策（事務事業）の目的、目標について記載する。

5 「施策実現のための背景・課題」欄には、令和元年度事前分析表における「施策実現のための背景・課題」欄の記述を基本とし、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに 1 から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

6 「各課題に対応した達成目標」欄には、令和元年度事前分析表における「各課題に対応した達成目標」欄の記述を基本とし、5 で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

7 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。

- ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を、直近 5 年分（平成 28 年度から令和 2 年度分）記載する。
- ② 移替え経費については、予算計上所管部局にて把握・記載する。
- ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記載する。

- ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、<>外書きにて記載する。
- ⑤ 前年度分（令和元年度分）の「繰越し等（c）」欄、「合計（a+b+c）」欄及び「執行額（千円）」欄についての記載は任意とする。

8 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

9 「測定指標」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標」を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す。

本欄には、原則として、達成すべき水準が数値化されている測定指標を記載する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況などを記載するなどの対応を行うことなど）。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度の設定の根拠）」欄の記載を基本とし、当該測定指標を選定した理由及び目標値の設定根拠について、施策目標達成との関係性が明らかとなるよう記載する。

11 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標」欄中の「基準値」及び「基準年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標」欄中の「目標値」及び「目標年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

13 「測定指標」欄中、「実績値」欄及び「年度ごとの目標値」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標」の、直近5か年分（平成27年度から令和元年度分）の実績値及び目標値を記載する。

なお、可能なかぎり中間的な目標値を設定することとしているが、設定していない場合、当該欄には、「－」を記載するものとする。



14 「測定指標」欄中、「【参考】指標」欄には、令和元年度事前分析表における「測定指標」欄中の「(参考) 測定指標」を記載する。

本欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策をとりまく状況の変化を把握するために有益だと思われる指標がある場合に記載する。

15 「測定指標」欄中、「主要な指標」欄には、

所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される場合、「○」を記載する。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

16 「測定指標」欄中、「達成」欄には、事前分析表における「測定指標」ごとの目標の達成状況に応じて、以下の4区分による判定を記載する。

「○」：達成（目標値に対する達成度合いが100%以上の場合を基本とする。）

「△」：概ね達成（目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満の場合を基本とする。）

「×」：未達成（目標値に対する達成度合いが80%未満の場合を基本とする。）

「－」：判定不能（当該年度の実績値が無い場合等）

17 「評価結果と今後の方向性」欄中、「目標達成度合いの測定結果」欄には、上記17の測定指標ごとの目標の達成状況に応じて、以下の①から⑤までの各行政機関共通区分を記載する。

「①」：全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの（目標超過達成）

「②」：全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの（目標達成）

「③」：全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの（相当程度進展あり）

「④」：主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの（進展が大きくない）

「⑤」：主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの（目標に向かっていない）

18 「評価結果と今後の方向性」欄中、「総合判定」欄については、上記 18 の測定結果に、その他の要因（外部要因等）を勘案した施策目標の総合的な評価を実施し、以下のAからCによる判定結果を記載するとともに、その判定理由を記載する。

「A」：目標達成

- ・測定結果が①又は②に区分されるもの
- ・測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し目標を達成していると評価できるもの

「B」：達成に向けて進展あり

- ・測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
- ・測定結果が④に区分されるもの

「C」：達成に向けて進展がない

- ・測定結果が⑤に区分されるもの

19 「評価結果と今後の方向性」欄中、「施策の分析」欄には、「有効性の評価」、「効率性の評価」及び「現状分析（施策の必要性の評価）」を記載する。

① 「有効性の評価」は、施策の企画立案段階において実現することが期待されていた状態（あるべき姿、目標）にどれだけ到達したかを記載する。

具体的には、目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかについて分析、解明する。

一方、目標を達成できなかった場合には、その理由として、①目標数値の水準設定の妥当性、②事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離、③施策の具体的な仕組み上の問題点、④予算執行面における問題点など様々な要因が考えられる。このため、施策の目標を達成できなかった要因について掘り下げた分析を行い、真の原因（目標達成のために解決すべき重大な課題）について記述する。

② 「効率性の評価」は、事務事業のやり方・進め方とそれに要するコスト（物件費・人件費）に着目し、事務事業を実施した結果としての成果（アウトプット）に対してコスト（インプット）が適切なものになっているか（コストパフォーマンスの善し悪し）について記載する。すなわち、事務事業によって得られる成果を低下させずに、事務事業のやり方・進め方を見直してコストをいかに抑制していくか（コストの適正化）を絶えず検証することが重要である。

事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入したすべての資源）が過大であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要になる。効率性については、施策目標全体としてではなく、個別の事業単位で測定されるものであることを踏まえ、行政事業レビューにおいて指摘された問題点や課題についても記載する。

③ 「現状分析（施策の必要性の評価）」は、上記 19 の「総合判定結果」、「有効性の評価」、「効率性の評価」を踏まえ、施策目標を構成する一連の事務事業について、

評価対象期間全体（複数年度の実績）における取組みについて総合的な評価（評価には必要性、妥当性の観点からの評価も織り込むことに留意する。）を行った内容を記述する。その際には「次期目標等への反映の方向性」の記載内容の前提となる、政策遂行上の課題（マネジメントサイクルの「Check」）を明確化すること。

20 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の「施策及び測定指標の見直しについて」には、上記20の「現状分析」を受けて、今後の施策運営に対する改善方策（マネジメントサイクルの「Action」）の基本方針を記述する。なお、基本方針の記述に当たっては、以下の「施策の反映に向けた方向性」に留意すること。

※ 「施策の反映に向けた方向性」

① 総合判定結果Aの場合

- ・ より効率的、効果的な実施に向けた工夫
- ・ 目標設定の妥当性の検討

② 総合判定結果Bの場合

- ・ 目標の早期達成に向けた、有効性の高い達成手段の検討
- ・ 効率的、効果的な施策の実施方法の検討

③ 総合判定結果Cの場合

- ・ 目標設定、測定指標、達成手段等の大幅な見直しを検討（施策の廃止を含む）

21 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれを評価結果に反映した場合には当該意見の反映内容の概要を記載する。このうち、有識者会議のワーキンググループ会合の議題となったものについては、ワーキンググループ会合での意見内容及び、それらを評価結果に反映した場合には、当該意見の反映内容の概要を、同会合の開催後に記載する。

例： 厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ（令和元年〇月〇日開催）で議論いただいたところ、「・・・」、「・・・」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。

（議論いただき、・・・というご指摘をうけ、〇〇〇の点についての評価を見直した。）

22 「参考・関連資料等」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）1（2）ア⑥に基づき記載する。

具体的には、必須記載事項として、以下の内容を記載する。

- ・ 法令検索サイト
- ・ 評価書上に記載している計画等の掲載URL
- ・ 指標に関連した調査結果の掲載URL
- ・ 関連事業の行政事業レビューの掲載URL
- ・ 有識者会議URL、政策評価基礎資料URL

これ以外に、評価書上に記載はないが参照したものについても、適宜解説を加えながら盛り込む。

例：関連法令（右記検索サイトから検索できます） URL： .....

〇〇決定 URL： .....

〇〇調査（指標1～3関係） URL： .....

関連事業の行政事業レビューシート URL： .....

租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL： .....

厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL： .....

厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL： .....

23 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠外に「・・・については、〇局〇課長〇〇」との注釈を記載する。

24 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記載する。

例：令和2年7月

以 上

令和2年度 総合評価書

「〇〇〇〇」について

令和2年〇月

〇〇局〇〇課(〇〇 〇〇課長) [主担当]

〇〇局〇〇課(〇〇〇〇課長) [〇〇関連]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：

施策大目標：

施策目標：

2. 現状分析

.....

3. 評価結果等

.....

4. 今後の課題と取組の方向性

.....

5. 参考

.....

令和2年度 総合評価書

「〇〇〇〇」について

令和2年〇月

〇〇局〇〇課(〇〇 〇〇課長) [主担当]

〇〇局〇〇課(〇〇〇〇課長) [〇〇関連]

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：

施策大目標：

施策目標：

総合評価書のテーマに関する施策目標が複数ある場合は、そのすべての施策目標を列挙すること。その際、総合評価書で言及しているものは、もれなく記入することに留意。

2. 現状分析

.....

数値データ等があれば、併せて記載。

3. 評価結果等

.....

把握された問題点やその原因等について記載。

4. 今後の課題と取組の方向性

.....

5. 参考

.....

関連する図表やデータ等のURL等を記載。



10	有効性等	①: 適用数	
		②: 適用額	
		③: 減収額	
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤: 税収減を是認する理由等	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		





## <記載要領>

### I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。
  - ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
  - ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号  
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。
- 4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
  - ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。  
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
  - ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。）。
  - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。  
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。  
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 9 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
  - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
- 当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
  - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
  - \* 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。
  - \* 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
  - \* 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「収税減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による収税減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。



9	有効性等	① 適用数	
		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		





## <記載要領>

### Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。  
 なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
  - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
  - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関係する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
  - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
  - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

8③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。
- ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
  - \* 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。
  - \* 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
  - \* 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。
- 9⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。
- その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。
- また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。
- 10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。
- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。
- また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

〔 把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。 〕

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

〔 規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。 〕

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

〔 副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。 〕

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価

に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要



## 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

#### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。  
 簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： \_\_\_\_\_

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</li> </ul>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</li> </ul>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</li> </ul>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</li> </ul>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</li> </ul>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

#### **4 副次的な影響及び波及的な影響の把握**

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

#### **5 その他の関連事項**

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	
規制の名称	
規制の区分	
担当部局	
評価実施時期	〇〇年〇〇月
規制の目的、内容及び必要性	
直接的な費用の把握	
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	
費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：

---

規制の名称：

---

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設，改正（拡充，緩和），廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：改正案担当部局：

---

評価実施時期：

---

## (1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

## (2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問 2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問 3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

**結論**

--

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。



## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：

---

規制の名称：

---

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設，改正（拡充，緩和），廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案担当部局：

---

評価実施時期：

---

## (1) 事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

## (2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問 2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

問 3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載
<u>はい / いいえ</u>

**結論**

--

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

--

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

## 規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

## 2 費用及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握



副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

### 3 考察

#### ⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

規制の事後評価書要旨

【別紙4-8】

法律又は政令の名称	
規制の名称	
規制の区分	
担当部局	
評価実施時期	〇〇年〇〇月
事前評価時の想定との比較	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遵守費用の把握</li> <li>・行政費用の把握</li> <li>・効果(定量化)の把握</li> <li>・便益(金銭価値化)の把握</li> <li>・副次的な影響及び波及的な影響の把握</li> </ul>
考察	

健発0707第1号  
平成23年7月7日

各都道府県知事 }  
独立行政法人水資源機構理事長 } 殿

厚生労働省健康局長

水道施設整備事業の評価の実施について

標記については、平成16年7月12日付健発第0712003号（平成21年4月21日健発第0421001号一部改正）本職通知の「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「実施要領」という。）により行われているところであるが、今般、実施要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年7月7日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

## 水道施設整備事業の評価実施要領

### 第1 趣旨

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

### 第2 対象事業及び実施時期

- (1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。
- (2) 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費10億円以上の事業を対象とする。
- (3) 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとする。
- (4) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- (5) 当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする。

### 第3 評価の実施体制と手順

#### 1 地方公共団体等が実施する事業

- (1) 評価は、国庫補助事業の実施主体である水道施設整備事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。
- (2) 事業者は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (3) 事業者は、第三者からの意見を踏まえて評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正した上で、対象事業の必要性、効率性又は有効性等の観点から国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するとともに、評価結果として公表するものとする。ただし、内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業については、厚生労働省は当該府省と調整の上その判断をするものとする。

## 2 水資源機構が実施する事業

- (1) 水資源機構が実施する事業の評価については、関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、水資源機構が行うものとする。なお、厚生労働大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。
- (2) 水資源機構は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (3) 水資源機構は、第三者からの意見を踏まえて評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 厚生労働省は、水資源機構から報告された評価の内容を確認するとともに、当該他の主務省と調整し、必要に応じて修正した上で、国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するとともに、評価結果として公表するものとする。

## 第4 評価の内容及び資料の保存

### 1 評価の内容

評価の内容は、必要性、効率性又は有効性等の観点明らかとなるよう、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応方針を取りまとめる。
- (2) 再評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、事業の進捗状況、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応方針を取りまとめる。

### 2 資料の保存

評価の内容に関する資料については、適切に整理し、保存するものとする。

## 第5 その他

厚生労働省は、評価についての実施の細目を別に定めるものとする。

## 第6 施行

本要領は、平成16年6月1日から実施する。

健水発 0707 第 1 号  
平成 23 年 7 月 7 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

### 水道施設整備事業の評価の実施について

今般、平成16年7月12日付健発第0712003号（平成21年4月21日健発第0421001号一部改正）健康局長通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「実施要領」という。）の一部が平成23年7月7日に改正されたことに伴い、平成16年7月12日付健水発第0712002号（平成21年4月21日健水発第0421001号一部改正）当職通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「実施細目」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年7月7日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内水道事業者及び水道用水供給事業者への周知方よろしく願います。

なお、今回の実施要領及び実施細目の一部改正は、上記局長通知等に基づく評価が数多く実施され、評価制度が確実に定着し、その評価事例が蓄積されてきたこと、また総務省において毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることなどを踏まえて行ったものである。

## 水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業の範囲は、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「要領」という。）第2（1）に該当する国庫補助事業であって次に掲げる事業とする。

- 1 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

### 第2 評価の単位の取り方

評価単位は、原則として国庫補助事業の区分を基本とする。

ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とするものとする。

### 第3 再評価時期

再評価時期については、原則要領の第2（3）に定められているとおり実施するものであるが、水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）の整備を含む事業については、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。

### 第4 評価の内容

事業者は、要領の第4の1を踏まえ、以下に示す項目に沿って検討、整理した上で、総合的に評価を行い、対応方針を取りまとめる。なお、項目については、必要に応じて追加、削除してもかまわない。

#### 1 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。工期、総事業費等については、必要に応じて見直すこと。

- [1] 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- [2] 目的、必要性
- [3] 経緯

## 2 事業をめぐる社会経済情勢等

- [1] 当該事業に係る水需給の動向等
- [2] 水源の水質の変化等
- [3] 当該事業に係る要望等
- [4] 関連事業との整合
- [5] 技術開発の動向
- [6] その他関連事項

再評価においては、事業採択後の変化についても整理すること。

## 3 事業の進捗状況（再評価のみ）

- [1] 用地取得の見通し
- [2] 関連法手続等の見通し
- [3] 工事工程
- [4] 事業実施上の課題
- [5] その他関連事項

## 4 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性

- [1] 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

- [2] コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

- [3] 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。

## 5 費用対効果分析

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

- [1] 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。



## [2] 費用対便益分析

### ① 費用便益比の算定方法

### ② 便益の算定

[1]で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。

### ③ 費用の算定

### ④ 費用便益比の算定

事前評価時又は前回再評価時において実施した費用便益比の算定要因に大きな変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用便益比の算定に要する費用が著しく大きい等、費用便益比の算定を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、事業者は費用便益比の算定を実施しないことができるものとする。

## 6 対応方針

1から5の内容を踏まえ、総合的に評価を行い、以下に示す対応方針をとりまとめること。

事業の新規着手、継続（事業の内容を見直して継続することも含む）、中止、休止について、その決定理由を付して示すこと。

事業の内容を見直して継続することとした場合は、具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）、及び見直し後の費用対効果分析について明確にすること。

事業を中止する場合は、中止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）について明確にすること。

事業を休止する場合は、休止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）及び再開の目途並びに再開するための基準を明確にすること。また、事業を再開するにあたっては、国庫補助事業を再び要求するまでの適切な時期に再評価を行うこと。

## 第5 評価に関する資料の保存

事業者は評価の内容に関する資料については、外部からの検証可能性が確保されるよう、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在に関する情報などを含めて適切に整理する。

また、その保存については事業の完了年度の翌年度から10年間経過するまで保存する。

健水発 0707 第 1 号  
平成 23 年 7 月 7 日

独立行政法人水資源機構経営企画部長 殿

厚生労働省健康局水道課長

### 水資源機構事業の評価の実施について

今般、平成16年7月12日付健発第0712003号（平成21年4月21日健発第0421001号一部改正）健康局長通知の「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「実施要領」という。）の一部が平成23年7月7日に改正されたことに伴い、平成16年7月12日付健水発第0712002号（平成21年4月21日健水発第0421001号一部改正）当職通知の「水資源機構事業の評価の実施について」（以下「実施細目」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年7月7日から適用することとしたので通知する。

なお、今回の実施要領及び実施細目の一部改正は、上記局長通知等に基づく評価が数多く実施され、評価制度が確実に定着し、その評価事例が蓄積されてきたこと、また総務省において毎年度実施する政策評価の点検の結果（客観性担保評価活動）や「公共事業の需要予測等に関する調査に基づく勧告（平成20年8月8日）」、行政刷新会議「事業仕分け」における評価など、事業評価制度に対して様々な意見が出されていることなどを踏まえて行ったものである。

また、平成21年4月21日の一部改正により、事前評価及び事業採択後5年目の再評価において、その実施を要しないこととなった場合にあっても、水資源機構の適切な事業運営に資する観点から、必要に応じてこの評価制度を活用いただくよう引き続きお願いする。

## 独立行政法人水資源機構事業評価実施細目

### 第1 評価の対象とする事業の範囲及び単位の取り方

独立行政法人水資源機構が実施する事業（以下「水資源機構事業」という。）については、原則として、事業実施計画を認可又は認可を予定している事業ごとに、水道に係わる部分について、評価を実施するものとする。

### 第2 再評価時期

再評価時期については、原則要領の第2（3）に定められているとおり実施するものであるが、独立行政法人水資源機構法（平成十四年十二月十八日法律第百八十二号）第十二条第一項第一号イに規定する施設のうち、ダム、河口堰、湖沼水位調節施設の新築に係る事業にあつては、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。

### 第3 評価の内容

水資源機構は、要領の第4の1を踏まえ、以下に示す項目に沿って検討、整理した上で、総合的に評価を行い、対応方針を取りまとめる。なお、項目については、必要に応じて追加、削除してもかまわない。

#### 1 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。工期、総事業費等については、必要に応じて見直すこと。

- [1] 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- [2] 目的、必要性
- [3] 経緯

#### 2 事業をめぐる社会経済情勢等

- [1] 当該事業に係る水需給の動向等
- [2] 水源の水質の変化等
- [3] 当該事業に係る要望等
- [4] 関連事業との整合
- [5] 技術開発の動向

[6] その他関連事項

再評価においては、事業採択後の変化についても整理すること。

3 事業の進捗状況（再評価のみ）

- [1] 用地取得の見通し
- [2] 関連法手続等の見通し
- [3] 工事工程
- [4] 事業実施上の課題
- [5] その他関連事項

4 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性

[1] 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

[2] コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

[3] 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。

5 費用対効果分析

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

[1] 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。

[2] 費用対便益分析

① 費用便益比の算定方法

② 便益の算定

[1]で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。

③ 費用の算定

#### ④ 費用便益比の算定

事前評価時又は前回再評価時において実施した費用便益比の算定要因に大きな変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用便益比の算定に要する費用が著しく大きい等、費用便益比の算定を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、水資源機構は費用便益比の算定を実施しないことができるものとする。

### 6 対応方針

1 から 5 の内容を踏まえ、総合的に評価を行い、以下に示す対応方針をとりまとめること。

事業の新規着手、継続（事業の内容を見直して継続することも含む）、中止、休止について、その決定理由を付して示すこと。

事業の内容を見直して継続することとした場合は、具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）、及び見直し後の費用対効果分析について明確にすること。

事業を中止する場合は、中止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）について明確にすること。

事業を休止する場合は、休止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）及び再開の目途並びに再開するための基準を明確にすること。また、事業を再開するにあたっては、再開するまでの適切な時期に再評価を行うこと。

### 第4 評価に関する資料の保存

水資源機構は評価の内容に関する資料については、外部からの検証可能性が確保されるよう、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在に関する情報などを含めて適切に整理する。

また、その保存については事業の完了年度の翌年度から10年間経過するまで保存する。

# 国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成28年12月21日

内閣総理大臣決定



## 国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成28年12月21日  
内閣総理大臣決定

国の研究開発評価に関する大綱的指針を別冊のとおり定める。

なお、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24年12月6日 内閣総理大臣決定）は廃止する。





別冊

## 国の研究開発評価に関する大綱的指針



## 目次

はじめに .....	1
(評価の意義)	
(本指針の性格)	
(本指針の適用)	
(あらゆる関係者の意識改革の必要性)	
(政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係)	
第1章 基本的な考え方 .....	3
I. 改定の背景 .....	3
(大綱的指針の位置づけ・取組経過)	
(第5期科学技術基本計画)	
(研究開発評価に係る過重な負担)	
II. 研究開発評価の改善への新しい取組(改定の方向) .....	5
1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進 .....	5
2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進 ..	5
3. 研究開発評価に係る負担の軽減 .....	5
III. 特に留意すべき事項 .....	7
1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進 .....	7
(『研究開発プログラム』とは)	
(『道筋』の設定)	
(『研究開発プログラムの評価』とは)	
(評価と科学技術・イノベーション政策との連動)	
2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進 ..	10
(挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価)	
(実施期間の長い研究開発の評価)	
(イノベーションを生むためのマネジメントに係る評価)	
(研究開発に応じた評価項目・評価基準の設定)	
(国際的視点での評価)	
(学術研究や基礎研究の評価)	
3. 研究開発評価に係る負担の軽減 .....	12
(政策評価等との整合)	
(評価結果の活用)	
(評価結果の共有)	
(評価のための資源の確保)	
IV. 本指針等のフォローアップ .....	14
(本指針の浸透)	
(知見の蓄積と継続的な改善)	

第2章 対象別評価の実施	15
I. 研究開発プログラムの評価	15
1. 評価の目的	15
2. 評価の実施主体	15
3. 外部の専門家の活用	16
4. 評価の実施時期	16
5. 評価方法	17
(1) 評価手法	
(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準	
6. 評価結果の取扱い	18
(1) 評価情報の国民への積極的な発信	
II. 研究開発課題の評価	19
1. 評価の目的	19
2. 評価の実施主体	19
3. 外部の専門家の活用	19
4. 評価の実施時期	20
5. 評価方法	21
(1) 評価手法	
(2) 評価の観点及び評価項目・評価基準	
(3) 研究開発課題の実施者による自己点検の活用	
6. 評価結果の取扱い	22
(1) 評価情報の国民への積極的な発信	
(2) 評価結果の研究開発課題の実施者への開示等	
III. 研究者等の業績の評価	23
IV. 研究開発機関等の評価	24
1. 評価の実施主体	24
2. 外部の専門家の活用	24
3. 評価の実施時期	24
4. 評価方法	24
(1) 研究開発の実施・推進の面から実施する評価	
(2) 機関運営面の評価	
5. 評価結果の取扱い	24
(1) 評価結果の活用	
(2) 評価情報の国民への積極的な発信	
6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施	25
(1) 大学等の評価	
(2) 国立研究開発法人等の評価	
(3) 特定国立研究開発法人の評価	
(4) その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価	

## はじめに

### (評価の意義)

評価を受けるということ及び評価をするということは、本来受動的なものではない。個々の研究開発のみならず、当該研究開発が関連する政策・施策等について、その目的に照らして、目標、研究開発過程（プロセス）及びそこから生み出される結果、成果や波及効果等が正当に評価され、次の政策・施策等につながることは、研究者の意欲向上につながるだけでなく、組織の長や政策立案者にとっても、政策・施策等をより良く進めることを促進し、さらなる挑戦を促すものである。

こうした評価は、評価に続いて行われるべき意思決定（改善・質の向上や資源配分等）の手段となるものであり、過去を振り返ることや評価対象のランク付けに注力することにとどまるのではなく、改善策や今後の対応などに重点を置くなど、評価結果を、その意思決定を踏まえて実施される政策・施策等に活かしていくものである。

### (本指針の性格)

本指針は、国の研究開発評価について基本的な方針を示したものであり、評価の実施主体が、政策・施策等の目的や研究開発の性格に応じて本指針に沿った的確な評価を実施することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指すものである。

### (本指針の適用)

本指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発プログラムの評価、研究開発課題の評価、研究者等の業績の評価及び研究開発機関等の評価を指す。

研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発とする。具体的には、各府省、国立研究開発法人等<sup>(注1)</sup>及び大学等<sup>(注2)</sup>が自ら実施又は推進する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

各府省は、本指針及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号、以下「政策評価法」という。）等の関係法令に沿って、評価対象、評価の目的及び評価結果の取扱い、評価時期、評価方法など評価の実施に関する事項について、研究開発評価の指針を定める。

また、研究開発機関<sup>(注3)</sup>及び第三者評価機関<sup>(注4)</sup>等は、本指針、各府省の指針及び関係法令に沿って、同様な事項について、明確なルールを定める。

これらの指針及びルールは、各府省が作成する政策評価に関する基本計画及び事後評

価実施計画、独立行政法人に係る評価基準等とも整合するよう定める。

(注1) 国立研究開発法人等：「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等による法律」(平成20年法律第63号)第2条第8項に規定する研究開発法人及び同項に規定する独立行政法人以外であって研究開発を実施する独立行政法人を指す。

(注2) 大学等：大学(国公立を含む)及び大学共同利用機関法人を指す。

(注3) 研究開発機関：国立研究開発法人等及び大学等を指す。

(注4) 第三者評価機関：評価の対象となる研究開発の実施・推進主体とは別の独立した機関。総合科学技術・イノベーション会議、国立大学法人評価委員会、大学改革支援・学位授与機構等が第三者評価機関として想定される。

#### (あらゆる関係者の意識改革の必要性)

評価の実効性を上げていくためには、研究開発を実施する主体、研究開発を推進する主体、政策立案者、評価の実施主体、被評価者等、研究開発が関連する政策・施策等に関わる全ての関係者が、今以上に評価の本質を理解し、その上で評価の意義に沿った行動をとることが必要であり、このためには、あらゆる関係者の意識改革が求められる。

また、本指針の記述を最小限のものとするにより、研究開発が関連する政策・施策等の目的や、その目的達成のために実施される研究開発の特性等に応じて、評価の実施主体が独自の工夫に基づき評価を実施できるようにするとともに、あらゆる関係者が高い当事者意識を持ちつつ自らの責任の下で自発的に対応することを促すものである。

#### (政策評価、独立行政法人評価及び大学等の評価との関係)

本指針による評価は、政策評価法と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。ただし、研究開発には不確実性、成果発現までの長期性や予見不可能性等の特性があり、こうした点を踏まえて評価する必要がある。

このため、本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したうえでの留意事項を示すものであり、本指針による評価の実施にあたっては、政策評価法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち、国立研究開発法人等については「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)に基づく評価、さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)に基づく評価と整合するよう取り組むこととする。

# 第1章 基本的な考え方

## I. 改定の背景

### (大綱的指針の位置づけ・取組経過)

我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定しており、同法に基づき、第1期科学技術基本計画が平成8年7月に策定され、その後、4回の改定が行われている。

研究開発評価に関しては、第1期科学技術基本計画において、「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月7日内閣総理大臣決定)を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」と名称を変更した上で、基本計画の改定等にあわせて内容を変更し、厳正な評価や励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システムの改革等を推進してきた。これらの研究開発評価への取組は、国費を用いて実施される研究開発の評価活動の定着に貢献をしてきたと言える。

さらに、平成24年に策定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)(以下「前回大綱的指針」という。)では、科学技術・イノベーション政策を一体的、総合的に推進する観点から、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの確立を狙い、『研究開発プログラムの評価』が新たに導入された。しかし、現状においては、各府省等に十分に浸透しているとは言えない状況にある。

### (第5期科学技術基本計画)

平成28年1月に策定された第5期科学技術基本計画においては、ICTの進化やネットワーク化といった大きな時代の潮流を取り込んだ「超スマート社会」を、我が国の未来社会の姿として描き、その実現に向けた取組をSociety 5.0として国を挙げて推進することとしている。

また、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向け、先行きの見通しを立てることが難しい大変革時代の中で、アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発への挑戦を促し、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発を加速することが謳われるなど、いわゆる出口指向が強調されるとともに、同時にイノベーション創出にも主眼が置かれたものとなっている。

さらに、若手研究者など「人材力の強化」、学術研究と基礎研究の推進に向けた改革・



強化やオープンサイエンスの推進など「知の基盤の強化」等による「イノベーションの基盤的な力の強化」、オープンイノベーションなど「人材、知、資金の好循環システムの構築」等が謳われている。

#### **（研究開発評価に係る過重な負担）**

研究開発評価に係る過重な負担を回避するためには、過去に行われた研究開発評価や関連する研究開発評価の結果を活用する等、評価の合理化が必要である。前回大綱的指針においても、この点について指摘し、各府省等では様々な取組が行われている。

一方、国費を用いて実施される研究開発は、それらを実施する又は推進する主体の面から見ても、また、評価の対象となる研究開発の面から見ても、階層構造となっている。研究開発評価は、このような階層構造の下で各々の階層において重層的に実施されることから、同一の研究開発が複数の階層における評価の対象とされることが多い。また、研究開発評価がその後の評価に活用されない場合には、現場に徒労感を生み出す恐れがあり、適切な評価及びその活用を図らなければ、いわゆる「評価疲れ」を生むことが各方面から指摘されている。さらに、研究開発評価を支えるための人や予算の不足等により、研究者等の研究開発実施者に対して過大な作業を強いる状況を生み出していると指摘されている。

## II. 研究開発評価の改善への新しい取組（改定の方角）

第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現するため、また、前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決するため、以下の観点から改定を行う。

なお、それぞれの観点における、特に留意すべき事項を第1章Ⅲ. に示す。

### 1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

イノベーションを創出するためには、あるべき社会の姿を描き、その実現に向けて必要な手段を組み合わせることで解決を図ることが必要である。また、国費を用いてイノベーションを生み出すためには、あるべき社会の姿の実現を政策・施策等の目的として、具体的な政策・施策等の目標を設定し、それに必要な研究開発課題<sup>(注5)</sup>等の活動を組み合わせることで実行することとなる。

このとき、これらの活動のまとめりとして構成した『プログラム』の単位で研究開発を推進し、『プログラム』を推進する主体の行動及びその結果を評価していくことが重要であることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進を図る。

このため、研究開発プログラムの評価の意義を再徹底するために、『研究開発プログラム』の定義や求められる要件、研究開発プログラムとして評価すべき点等についての記述を充実する。

### 2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するにあたっては、既存の研究開発で用いていた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにともなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

このため、第5期科学技術基本計画で求められる研究開発及びそのマネジメント等に対応した研究開発評価に係る留意事項を新たに追加する。

### 3. 研究開発評価に係る負担の軽減

研究開発評価は、本来なすべき研究開発等の活動、意思決定、政策遂行の妨げにならなくてはならず、本末転倒にならぬよう、現場に過度の負担を強いることなく、イノベーション創出等、研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

このため、研究開発評価に係る負担の軽減にかかる留意事項を可能な限り具体化するとともに、前回大綱的指針の記述のうち、関連する留意事項を集約する。

(注5) 研究開発課題：具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、府省等が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるもの、競争的資金制度等に提案された複数の候補の中から優れたものが採択され実施されるもの等である。なお、比較的規模の大きい研究開発課題や複数の研究開発課題からなるもの等については、「プロジェクト」と称される場合もある。

### Ⅲ. 特に留意すべき事項

#### 1. 実効性のある『研究開発プログラムの評価』のさらなる推進

(『研究開発プログラム』とは)

『研究開発プログラム』とは、研究開発が関連する政策・施策等の目的（ビジョン；何のためにやるのか）に対し、それを実現するための活動のまとまりとして位置づけられる。

すなわち、研究開発が関連する政策・施策等も『研究開発プログラム』ということができるとともに、政策・施策より下位の階層における事務事業等も『研究開発プログラム』になる場合がある。また、競争的資金制度等の研究資金制度なども『研究開発プログラム』の1つである。

この『研究開発プログラム』の範囲を組織の観点から見ると、課内にとどまるもの、課をまたがるもの、局をまたがるもの、府省をまたがるもの、独立行政法人の分野・領域単位のもの、複数の独立行政法人にまたがるもの等、運用する組織、機関のガバナンスの下で様々な範囲の『研究開発プログラム』が設定可能である。

政策体系上における『研究開発プログラム』の範囲のイメージを図1に示す。

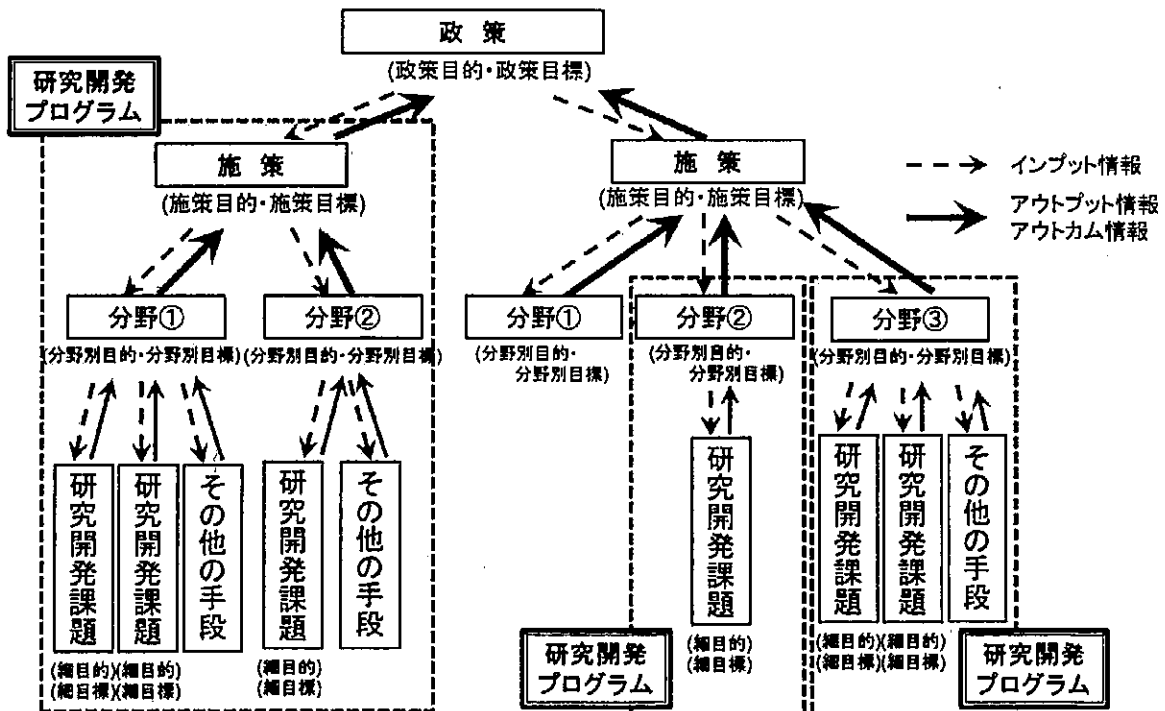


図1 『研究開発プログラム』の範囲のイメージ

## （『道筋』<sup>（注6）</sup>）の設定

研究開発プログラムの立案段階においては、研究開発が関連する政策・施策等の目的を達成するために、研究開発プログラムの実施者の手を離れた後で成果の享受者である成果の受け手に対して、何を、いつまでに、どの程度届けるかといった具体的で実現可能な目標（アウトプット<sup>（注7）</sup>目標）と、成果の受け手が行う活動及びその効果・効用として現れる価値（アウトカム<sup>（注8）</sup>目標）を、時間軸に沿った『道筋』として示すことにより、誰の責任で、何をどのように実施するのかを明らかにしておくことが重要である。

ここで『道筋』とは、政策・施策等の目的に対し、現状がどうなっているか、政策・施策等の目的と現状のギャップを埋めるためにどんな活動をどの順番で行うか、成果の受け手側で発現することが期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いたもの（図2参照）である。具体的には、時間軸に沿って、目的達成に影響を与える外部要因や受益者、期待しているアウトカム、政策・施策等の目標の達成度を測るための指標（アウトカム指標）、プログラムを構成する個々の活動とそれぞれの目的及び目標（アウトカム指標、アウトプット指標）、個々の活動が政策・施策等の目的に与える影響、研究開発プログラム及び研究開発プログラムを構成する個々の活動の実施者の役割・権限と責任の所在等を仮説として示したものである。

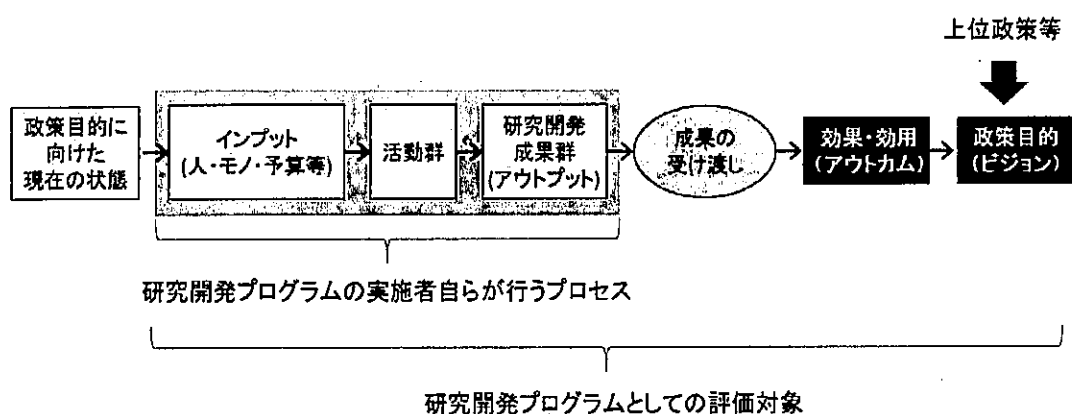


図2 『道筋』のイメージ

アウトカムには、科学技術的価値、経済的価値、社会的価値などの観点があり、どの価値に重点を置くのかを政策・施策等の目的との関係で明確にした上で評価項目・評価基準を設定することが必要である。また、具体的な目標設定の際には、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する必要がある。定量的指標は対象の一側面を表しているに過ぎず、定量的指標の画一的な適用が挑戦的な研究開発への取組を阻害する場合もあるという点を考慮して、対象によっては定性的指標を採用したり、定性的指標と定量的指標を併用する等の工夫が必要である。

『道筋』はそれを作り上げるプロセスが重要であり、関係者間で『道筋』の内容の妥当性について議論を積み重ね、その内容の充実を図るとともに、全ての関係者間で『道筋』の内容についてコンセンサスを得た上で、当該研究開発プログラムを始めることが重要である。

ただし、この『道筋』は、試行を重ね、段階的に充実、見直しを図っていくべきである。

なお、これらの考え方については、個別の研究開発課題を立案する際にも応用できるものである。

(注6) シナリオ、ストーリー、ロジックモデルと呼ばれる場合もある。

(注7) アウトプット：研究開発に係る活動の成果物。目的達成に向けた活動の水準を表す。

(注8) アウトカム：研究開発に係る活動自体やそのアウトプットによって、その受け手に、研究開発を実施または推進する主体が意図する範囲でもたらされる効果・効用。

#### （『研究開発プログラムの評価』とは）

研究開発が関連する政策・施策等には、当該政策を立案・推進する主体がいる一方で、その下で研究開発を実施する主体（大学等の研究者等）が存在する。また、政策には階層性があり、その立案・推進を担う主体は、総合科学技術・イノベーション会議、各府省庁、国立研究開発法人、資金配分機関等、多岐に及ぶ。

研究開発プログラムでは、研究開発を実施する主体ではなく政策立案者や推進する主体等に第一義的な「責任の所在」がある。政策・施策等を立案・推進する側とその下で研究開発を実施する側との役割分担と責任の所在を明確化し、概念としては、政策立案者や推進する主体等の行動及びその結果について評価を行うのが、『研究開発プログラムの評価』である。

具体的には、研究開発プログラムを構成する研究開発課題等の活動から得られるアウトプット情報・アウトカム情報をもとに、政策立案者や推進する主体等によって作成される『道筋』の妥当性、研究開発プログラムの推進の結果であるアウトカム目標の達成状況や達成の見込みを確認するとともに、研究開発過程（プロセス）の有効性や効率性を確認し、プログラムの改善や次のプログラム立案のための示唆を得る。

また、研究開発プログラムにおいては、アウトカム発現までに長い時間を要することや、予期していなかった副次的成果や波及効果が得られることもあるため、研究開発プログラムの終了後に、アウトカムの発現状況や波及効果等を検証し、次の政策・施策等に活かしていくことも重要である。

### (評価と科学技術・イノベーション政策との連動)

評価は、科学技術・イノベーション政策の中核となる「科学技術基本計画」及び毎年改定される「科学技術イノベーション総合戦略」等に基づき行われるPDCAとの連動を図る。また、府省をまたがる研究開発については、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能との連携に留意する。

## 2. アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進

### (挑戦的(チャレンジング)な研究開発の評価)

挑戦的(チャレンジング)な研究開発プログラム及び研究開発課題とは、目標の達成確率は低い(ハイリスク)ものの、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革(ハイインパクト)をもたらすような研究開発である。

このため、社会情勢の変化や研究開発の進捗状況等に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について、研究開発開始後も絶えず検証し、見直しを実施する必要がある。

また、挑戦的(チャレンジング)な研究開発の実績評価の視点としては、研究開発成果と研究開発過程(プロセス)の2つがある。すなわち、直接的な研究開発成果における目標の達成度に加え、関連する制度、体制、運営といった研究開発過程(プロセス)が成果の最大化に向けて適切に組み合わせられたかという視点での評価も必要である。また、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見、副次的成果や波及効果、プログラム全体として得られた成果の大きさなども積極的に評価する等、果敢な挑戦を促進するとともにハイリスクであることを前提とした評価項目・評価基準を設定する必要がある。

さらに、挑戦的(チャレンジング)な研究開発には様々な場合があり、政策・施策等の目的もしくは目標が挑戦的な場合、個々の研究開発課題のレベルで挑戦的なものが含まれている場合等、各政策・施策等によって異なる。このため、政策・施策等のうち、どの階層、どの活動が挑戦的なのかを明確にして評価項目・評価基準を設定する必要がある。

### (実施期間の長い研究開発の評価)

長期間にわたって実施される研究開発においては、まず短期目標を定め、その時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法の導入や、一定期間ごとに有望な研究開発課題に絞り込んでいく方法の導入、あるいは、一定期間ごとの中間評価の実施等により、研究開発期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすくする必要がある。また、こうしたタイミングで目標の再設定や、体制の変更、加速・中止も含めた計画変更の可否を検討することが重要である。

### (イノベーションを生むためのマネジメントに係る評価)

イノベーションを生むためには、研究開発を実施する主体の長のマネジメント力、成果の最大化のための体制作り、有機的な連携や多様な専門知の結集による実用化までを考慮した取組等を適切に評価に反映する必要がある。

特に、研究開発マネジメントの評価では、研究開発を実施する主体の長及びそれをサポートする者について、それぞれの役割と権限が明確にされているか、また、実施主体の長のパフォーマンスについて評価することが重要であり、例えば、成果創出のためにどのようにリーダーシップを発揮しているかといった観点での評価が必要である。

また、組織のミッションや、実施主体の長やその長をサポートする役割の者等が置かれている立場によって、実施主体やその長等の役割、権限、責任が異なり、それに応じて評価項目・評価基準も変わっていくことに留意が必要である。

さらに、実施主体の長がどのように選定・任命されたか、誰がその任命責任を持っているのかを明確にする等、実施主体の長を任命する側の役割と権限の妥当性についても評価すべきである。

### (研究開発に応じた評価項目・評価基準の設定)

研究開発の目的・目標にあわせて、評価項目・評価基準を設定する必要がある。すなわち、斬新なアイデアや著しく高い性能の実現を目指した研究開発の段階と、実用化を狙った研究開発の段階を同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくなく、それぞれの目的・目標や、『道筋』における位置づけを踏まえて評価項目・評価基準を設定することが重要である。

### (国際的視点での評価)

経済社会のグローバル化が進展する中で、国費を用いて実施される研究開発においては、科学の国際的な水準の向上、産業競争力・国際競争力の強化、地球規模の課題解決のための国際協力の推進など、国際的視点からの取組が重要となっている。

このような研究開発の国際化への対応に伴い、評価項目・評価基準に国際的視点<sup>(注9)</sup>を積極的に取り入れるなど、国際的視点も踏まえつつ評価を実施するよう留意する。

なお、この場合には、研究開発によって出された成果の比較にとどまらず、どのようなマネジメントが行われているのか、どのような制度に基づき実施しているのか等、周辺の状況にまで踏み込んで比較・検討することに留意する。

(注9) 研究開発評価の在り方に関する国際的視点の事例として、「研究アセスメントに関するサンフランシスコ宣言」や「研究測定法に関するライデン声明」等がある。



### (学術研究や基礎研究の評価)

第5期科学技術基本計画においては、「研究者の内在的動機に基づく独創的で質の高い多様な成果を生み出す学術研究」と「戦略的・要請的な基礎研究」が明確に区分されており、こうしたことを踏まえて評価することが重要である。

## 3. 研究開発評価に係る負担の軽減

### (政策評価等との整合)

研究開発の現場に過度の負担を強いることなく研究開発成果の最大化に向けた実効的な評価を行うためには、政策評価法や独立行政法人通則法、国立大学法人法等に基づく評価との整合を図る必要がある。

このため、前述したように、研究開発が関連する政策・施策等も『研究開発プログラム』ということができること、また、研究開発評価は政策評価等と整合するよう取り組むこととされていることを踏まえ、『研究開発プログラムの評価』の充実を図っていく手段として、例えば、同一の評価対象に対して、『研究開発プログラムの評価』を政策評価とは別に実施する必要が生じないように取り組むなどにより関係者の意識向上と評価の効率化を図り、その後、段階的に『研究開発プログラムの評価』の水準の向上を図ることが考えられる。

また、例えば、政策評価では10億円以上の研究開発課題が事前評価の対象となっている点を踏まえ、研究開発の規模に応じて評価対象の絞り込みや、評価方法の簡素化等により、評価の負担を軽減し、メリハリのついた評価を行うことも重要である。

### (評価結果の活用)

研究開発評価の結果の適切な活用を図り、次の段階の研究開発に連続してつなげることは、科学技術・イノベーション政策の一体的、総合的な推進に資するだけでなく、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発・研究者の発掘、研究者の意欲向上（インセンティブ確保）等につながり、研究開発の効果的・効率的な推進に寄与するものである。

そこで、評価結果を政策・施策等の改善や次の政策・施策等の立案に反映するとともに、次の段階の研究開発に係る予算、人事等の資源配分に反映することが望まれる。

### (評価結果の共有)

研究開発評価に係る負担軽減を図るためには、同じような評価が繰り返し行われないうこと、形骸化した評価を実施しないことが極めて重要である。

そこで、政策立案者から研究開発課題の実施者に至る全ての関係者がすでに行われた

評価結果を共有する必要がある。また、評価対象である研究開発の位置づけ、目標、評価実施時期、評価手法、評価項目、評価基準、評価の実施主体等について、あらかじめ関係者間で共有しておく必要がある。

さらに、評価の実施主体による自己評価の質を向上させることにより、その結果をその後の上位階層での評価において、そのまま活用できるようなものとすることも重要である。

#### (評価のための資源の確保)

研究開発評価を支えるためには、人、予算、データベースなどの資源を確保することが重要である。特に、昨今、客観的根拠に基づいた実効性あるPDCAの確立が求められているものの、現状では、このための仕組みの構築やデータベースなどの資源が必ずしも十分とは言えない状況にあり、この観点からも資源の確保は重要である。

また、評価の実施主体や研究開発の実施者に係る負担を軽減し、評価業務の効率化や効果的な評価の実施を図る観点から、研究開発の内容、研究開発成果、評価結果等の評価関連情報のデータベース化、標準化された研究者IDやプロジェクトID等の導入等、評価結果や研究開発活動に関する種々の情報をさまざまな評価の場面で横断的かつ相互に活用できるような取組が望まれる。

さらに、『道筋』を作る能力、『道筋』の適正を評価する能力、作られた『道筋』をマネジメントできる能力を持つ者の人材育成にも努める必要がある。

## IV. 本指針等のフォローアップ

### (本指針の浸透)

本指針が各府省や研究開発機関等、評価に関係するあらゆる関係者に浸透し、真に実効性をもつものとするためには、改善の努力を継続していくことが極めて重要である。

このため、できる部分から段階的に運用し、評価方法の改善のための調査研究や評価の実施状況等のフォローアップを継続して行う。

### (知見の蓄積と継続的な改善)

総合科学技術・イノベーション会議及び各府省等は、評価に係る状況を常に把握することにより、取組事例等の知見を蓄積するとともに、蓄積された知見をもとに評価手法等の継続的な改善に取り組む。

とりわけ、総合科学技術・イノベーション会議は、各府省等の負担に留意しつつ、『研究開発プログラム』の実施状況等について定期的に調査し、各府省における取組事例や研究開発現場の評価に係る状況を府省横断的に把握するとともに、その結果を各府省等にフィードバックして情報の共有と好事例等の展開を図る。

また、総合科学技術・イノベーション会議は、各府省等の負担に留意しつつ、国家的に重要な研究開発の評価や、府省をまたがる研究開発のうち重要なものの評価等を通じて知見の蓄積を図るとともに、評価手法の継続的な改善に取り組む。

## 第2章 対象別評価の実施

評価の実施主体は、評価の実施に当たり、評価対象を明確かつ具体的に設定し、また、その評価対象ごとに、当該評価を研究開発活動の中でどのように戦略的に位置づけ、誰がどのように活用するかをあらかじめ明確にする。その上で、評価の目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を事前に周知して評価を実施する。

研究開発プログラム、研究開発課題、研究者等の業績及び研究開発機関等の評価実施の原則は次の通りとする。

### I. 研究開発プログラムの評価

#### 1. 評価の目的

評価が有効に機能するためには、あらかじめ明確に設定された評価の目的及び評価の活用方法に沿って評価結果が確実に活用される必要がある。

研究開発プログラムの評価は、政策・施策等の企画立案やその効果的・効率的な推進に活用するために実施する。また、研究開発プログラムの進捗状況をモニタリングし、プログラムの構成・運営の見直し、研究開発プログラムを構成する研究開発課題の新設又は中止など、より実効性の高い研究開発プログラムの構築に反映していく。

#### 2. 評価の実施主体

研究開発プログラムにおける評価の実施主体は、その研究開発プログラムを推進する主体である府省又は国立研究開発法人等であり、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、評価の実施主体による自己評価<sup>(注10)</sup>が評価の基盤である。

評価にあたっては、道筋の妥当性、想定通り各種手段が進められているか、課題に対する改善方策が講じられているかなど、研究開発プログラム全体の進捗状況を的確に把握するとともに、社会ニーズの変化や世界的な研究開発の動向に常に目を配り、必要に応じて、目標や実施内容、人員や予算等の資源配分を適切に見直すことを通じて、研究開発プログラムの成果を最大化するよう努める。

また、研究開発プログラムのうち、規模の大きなもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、外部評価<sup>(注11)</sup>や第三者評価<sup>(注12)</sup>を行うことにより評価の信頼性及び客観性を確保することも有効な方法である。

(注10) 自己評価：研究開発の推進主体が自ら行う評価

(注11) 外部評価：研究開発の推進主体が選任した外部の専門家による評価

(注12) 第三者評価：第三者評価機関が自ら、もしくは第三者機関が選任した外部の専門家に

よる評価

### 3. 外部の専門家の活用

評価に係るプロセスは「調査分析」→「評価」→「意思決定」の段階を踏むこととなる。「調査分析」はデータの収集・分析や専門家等からの意見の聴取等により、評価のための客観的根拠を集める段階、「評価」は客観的根拠をもとに評価をとりまとめる段階、「意思決定」は「評価」の結果を踏まえて、次の行動を決定する段階である。

これらの段階の全てを評価の実施主体が行う場合が「自己評価」であり、「評価」の段階について、外部の専門家に委ねるものが「外部評価」、第三者評価機関に委ねるものが「第三者評価」となる。

いずれの評価においても、「調査分析」の段階、また場合によっては「評価」の段階における客観性と正当性を確保するために、必要に応じて外部の専門家の意見により客観的根拠の質を高める等の工夫をすることにより、評価に必要な十分な専門性を補完・確保する必要がある。また、政策・施策等の効果は社会や国民生活の現場で発現することに鑑み、必要に応じて、成果の受け手や現場等からの意見を聴取することも有効である。なお、外部の専門家として利害関係者を招へい等することを妨げるものではないが、この場合は、利害関係者であることを明示して意見聴取する必要がある。

また、外部の専門家に求められる専門性は、評価対象が政策・施策等の中でどのような位置づけにあるのか、どのような目標を設定しているのか等に応じて変化するものである。例えば、評価対象が上位の階層のものであれば、科学技術上の専門性もさることながら、経済・社会への影響や国際的影響等について見ることでできる専門家も必要であり、一方、個別の研究開発などのより下位の階層のものであれば、上位の階層に比べ科学技術に関する専門性が相対的に高い専門家が必要となる。加えて、政策・施策等の目的に応じて、外部の専門家に求められる専門性は異なる。

さらに、専門家の能力や構成は、評価の品質や正当性に大きな影響を与えることから、評価対象の特性等に応じて適切な専門家を選任することが重要であり、専門家を指名する側の役割・責任は極めて重い。

### 4. 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- a 研究開発プログラムの開始前に、上位政策・施策等や他の施策との関連に基づき、目標・機能等、達成すべき政策課題を明確にした上で、国の施策や機関等の設置目的に照らした実施の必要性、目標・計画・実施体制・執行管理・費用対効果等の妥当性、研究開発課題の構成の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する開始前評価

- b 情勢の変化や進捗状況等を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うために実施する中間評価
- c 研究開発プログラムの終了時に、目標の達成状況や成果、目標設定や工程表の妥当性等を把握し、その後の研究開発プログラムの展開への活用等を行うために実施する終了時評価
- d 研究開発プログラムが終了した後、一定の時間を経過してから、その副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等について、アウトカム指標等を用いて実施する追跡評価

がある。

これらの評価は、全ての研究開発プログラムについて一律に実施するのではなく、また一律に実施時期を設定するのではなく、政策評価の実施時期を考慮するとともに、研究開発プログラムの目的・目標や規模、実施期間、評価に係る負担等を考慮し、実施の要否や実施時期を決定する。

また、これらの時系列的な評価は、研究開発プログラムの開始前にあらかじめそれぞれの実施時期、評価の目的、方法、評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせる。

## 5. 評価方法

評価の実施主体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、あらかじめ評価の目的及び評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定する。この場合、評価の目的、評価の対象、評価時期、研究開発プログラムの目的・目標・性格などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、評価の柔軟性を確保する。

また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目・評価基準等を適宜見直す。

### (1) 評価手法

評価の手法及びそのための調査分析手法は、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切なものを選択する。その際、評価の客観性を確保する観点から、アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いるよう努める。

研究開発プログラムの成果に係る評価については、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とする。また、併せて、調査分析を充実させ、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉える。

この場合、研究開発課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施さ

れないよう、研究開発プログラムにおける当該研究開発課題の位置づけをあらかじめ明確にしておき、当該研究開発課題からは、どのアウトプット情報、アウトカム情報を報告させるのかをあらかじめ明らかにしておくことが重要である。

## (2) 評価の観点及び評価項目・評価基準

評価は、政策評価法において示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、有効性、効率性の観点から行う。特に政策・施策等の目的・目標との整合性を重視して行う。これらの観点の下、研究開発の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を設定して実施する。

このとき、定量的指標は対象の一側面を表しているに過ぎないという点を考慮して、対象によっては定性的指標を採用したり、定性的指標と定量的指標を併用する等、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する。

評価にあたり、個別の研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発プログラムの目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、さらに、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、などは重要な視点である。

## 6. 評価結果の取扱い

### (1) 評価情報の国民への積極的な発信

研究開発への国費投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が産業や社会において広く活用されるよう、評価の実施主体は評価結果を国民に積極的に公表する。

この場合、個人情報の保護、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけではなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果に基づく新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めて、わかりやすくまとめて公表する。

## II. 研究開発課題の評価

### 1. 評価の目的

評価が有効に機能するためには、あらかじめ明確に設定された評価の目的及び評価の活用方法に沿って評価結果が確実に活用される必要がある。

研究開発課題の評価は、評価の実施主体が、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分への反映、研究開発の質の向上のための助言等をするために実施する。また、この機会に、当該研究開発課題が位置づけられている研究開発プログラムの評価に必要なアウトプット情報、アウトカム情報を入手する。

また、研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどの観点から、評価の結果を機関、制度を越えて相互活用するよう取り組む。

### 2. 評価の実施主体

研究開発課題における評価の実施主体は、研究開発課題を設定しそれを推進する府省等、競争的資金制度等を運営する府省又は国立研究開発法人等であり、これら評価の実施主体が、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、研究開発課題の実施者を評価する。

評価にあたっては、想定通り研究開発が進められているか、課題に対する改善方策が講じられているかなど、研究開発課題全体の進捗状況を的確に把握するとともに、社会ニーズの変化や世界的な研究開発の動向に常に目を配り、必要に応じて、目標や実施内容、人員や予算等の資源配分を適切に見直すことを通じて、研究開発課題の成果を最大化するよう努める。

また、研究開発課題のうち、規模の大きなもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、外部評価や第三者評価を行うことにより評価の信頼性及び客観性を確保することも有効な方法である。

### 3. 外部の専門家の活用

評価に係るプロセスは「調査分析」→「評価」→「意思決定」の段階を踏むこととなる。「調査分析」はデータの収集・分析や専門家等からの意見の聴取等により、評価のための客観的根拠を集める段階、「評価」は客観的根拠をもとに評価をとりまとめる段階、「意思決定」は「評価」の結果を踏まえて、次の行動を決定する段階である。

これらの段階のうち、「評価」の段階について、外部の専門家に委ねるものが「外部評価」、第三者評価機関に委ねるものが「第三者評価」となる。

いずれの評価においても、「調査分析」の段階、また場合によっては「評価」の段階に



おける客観性と正当性を確保するために、必要に応じて外部の専門家の意見により客観的根拠の質を高める等の工夫をすることにより、評価に必要十分な専門性を補完・確保する必要がある。また、研究開発の効果は社会や国民生活の現場で発現することに鑑み、必要に応じて、成果の受け手や現場等からの意見を聴取することも有効である。なお、外部の専門家として利害関係者を招へい等することを妨げるものではないが、この場合は、利害関係者であることを明示して意見聴取する必要がある。

また、外部の専門家に求められる専門性は、評価対象が政策・施策等の中でどのような位置づけにあるのか、どのような目標を設定しているのか等に応じて変化するものである。例えば、評価対象が上位の階層のものであれば、科学技術上の専門性もさることながら、経済・社会への影響や国際的影響等について見ることもできる専門家も必要であり、一方、個別の研究開発などのより下位の階層のものであれば、上位の階層に比べ科学技術に関する専門性が相対的に高い専門家が必要となる。加えて、政策・施策等の目的に応じて、外部の専門家に求められる専門性は異なる。

さらに、専門家の能力や構成は、評価の品質や正当性に大きな影響を与えることから、評価対象の特性等に応じて適切な専門家を選任することが重要であり、専門家を指名する側の役割・責任は極めて重い。

#### 4. 評価の実施時期

評価には、その実施時期から見て、

- a 研究開発課題の開始前に実施の必要性、目標や計画の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する開始前評価（採択審査もこれを含む）
- b 情勢の変化や進捗状況等を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うために実施する中間評価
- c 研究開発課題の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の課題発展への活用等を行うために実施する終了時評価
- d 研究開発終了後、その副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性の検証等を行い、その結果を次の研究開発課題の検討や評価の改善等に活用するために実施する追跡評価

がある。そのほか、研究開発終了後に、研究開発プログラムの評価の基礎的なデータとするための追跡調査を必要に応じて実施する。

これらの評価及び追跡調査は、全ての研究開発課題について一律に実施するのではなく、また一律に実施時期を設定するのではなく、研究開発課題の目的・目標や規模、実施期間や性格、当該研究開発課題が位置づけられている研究開発プログラムの評価実施時期、研究開発課題の実施者の評価に係る負担等を考慮し、実施の可否や実施時期を決

定する。

また、これらの時系列的な評価は、研究開発課題の開始前にあらかじめそれぞれの実施時期、評価の目的、方法、前の評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせる。

## 5. 評価方法

評価の実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、あらかじめ評価の目的及び評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定し、研究開発課題の実施者に対し周知する。この場合、評価の目的、評価の対象、評価時期や研究開発課題の性格、研究開発プログラムの目的・目標などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等、評価の柔軟性を確保する。また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目・評価基準等を適宜見直す。

### (1) 評価手法

評価の手法は、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査分析及び評価の手法を選択する。

特に、成果に係る評価においては、研究開発には最終的に優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。

その際、評価の客観性を確保する観点から、アウトプット指標やアウトカム指標による評価手法を用いるよう努めることとするが、基礎研究等においては定量的な評価手法の画一的な適用が挑戦的な研究開発への取組を阻害する場合もあることから、定量的な評価手法に過度に依存せず、国際的なベンチマークの導入や、当該学術分野の専門家による学術進展へのインパクト、新たな発展の可能性などの見識を活用する等、定性的な評価手法を併用することが重要である。

また、成果に係る評価においては、目標の達成度合いや、実施したプロセスの妥当性、副次的成果、さらに、理解増進や研究基盤の向上などについて、幅広い視野から評価項目・評価基準として設定することが必要である。その際、成否の要因を明らかにし、次の研究開発の改善等につなげる。

### (2) 評価の観点及び評価項目・評価基準

評価は、政策評価法において示されている政策評価の観点も踏まえて、必要性、有効性、効率性の観点から、また、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点から実施する。これらの観点の下、研究開発の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を設定して実施する。

### (3) 研究開発課題の実施者による自己点検の活用

評価への研究開発課題の実施者の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、研究開発課題の実施者自らが、研究開発の計画段階において具体的かつ明確な目標とその達成状況の判定指標等を明示し、研究開発の開始後には目標の達成状況、今後の発展見込み等の自己点検を行い、評価の実施主体はその内容の確認等を行うことにより評価を実施する。

## 6. 評価結果の取扱い

### (1) 評価情報の国民への積極的な発信

研究開発への国費投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が産業や社会において広く活用されるよう、評価の実施主体は、評価結果を国民に積極的に公表する。

この場合、個人情報保護の保護、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけではなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、研究開発課題の実施者による自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めてわかりやすくまとめて公表するよう努める。

### (2) 評価結果の研究開発課題の実施者への開示等

評価の実施主体は、評価実施後、研究開発課題の実施者や応募者等の提案者からの求めに応じて評価結果を開示する。

評価結果は、評価の実施主体がその責任において確定するものであることから、研究開発課題の実施者は、それを厳粛に受け止める必要があるが、評価結果について研究開発課題の実施者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備する。

また、研究開発課題の実施者が評価結果について納得し難い場合に、評価の実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てることができる途を開いておくことが望ましい。

### Ⅲ. 研究者等の業績の評価

科学技術システム改革の一環として、研究者の処遇に関して、能力や業績の公正な評価の上、優れた努力に積極的に報いることなどによる公正で透明性の高い人事システムの確立が必要である。特に、若手研究者については、将来的な可能性についても積極的に評価することが重要である。

このため、国立研究開発法人や大学などの研究開発機関においては、研究者の業績の評価はその所属する機関の長が当該機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任を持って実施する。研究者等の業績の評価結果については、インセンティブとなるよう個人の処遇や研究費の配分等に反映させる。

その際、研究開発の実績に加え、産学官連携活動、研究開発の企画・管理や評価活動、経済・社会への貢献、標準化、基準化や政策・施策等への寄与等の活動にも着目して評価を行う。大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する。また、研究者が自ら点検を行い、それを活用して実施するとともに、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。このような研究者等の業績の評価にあたっては、当該研究者等が関連する競争的資金制度における研究開発課題や国の実施する研究開発課題の評価の結果などを適切に活用して効率的に実施する。

さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

## IV. 研究開発機関等の評価

### 1. 評価の実施主体

研究開発機関等の評価は、その機関の長が、その設置目的や中（長）期目標等に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から自ら評価を実施する。

### 2. 外部の専門家の活用

研究開発機関等の評価においては、第2章I. 3. と同様に実施する。

### 3. 評価の実施時期

研究開発の実施・推進の面から実施する評価は、中（長）期目標期間等を踏まえ、3年から7年程度の期間を目安として、一定期間ごとに評価を実施する。

### 4. 評価方法

#### (1) 研究開発の実施・推進の面から実施する評価

一義的には、具体的かつ明確に設定された目標の達成度合いを、研究開発機関等が実施・推進した研究開発の総体についての評価を実施する。この場合、中（長）期計画において個別課題等ごとに政策上の目的や国際的なベンチマークなどに基づく具体的な目標を設定し、その達成状況等について、競争的資金や国からの受託等の外部資金により実施した研究開発の評価結果などを適切に活用し、第2章I. 及びII. に準じた評価方法等により適正に自己点検を行い、これを参照して評価を実施する。

#### (2) 機関運営面の評価

研究開発目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、各研究開発機関等の設置目的や中（長）期目標等に即して適切に評価項目・評価基準を選定し、効率性の観点も重視しつつ評価を行う。

### 5. 評価結果の取扱い

#### (1) 評価結果の活用

評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。

また、こうした研究開発機関等の運営は、機関の長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関の長の評価につなげる。

#### (2) 評価情報の国民への積極的な発信

研究開発への国費の投入等に関する国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開

発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の成果や評価結果が産業や社会において広く活用されるよう、機関の長はその実施した評価の結果を国民に積極的に公表する。

この場合、個人情報保護の保護、知的財産の保全、国家安全保障等に配慮しつつ、評価の結論だけではなく、研究開発の目標、実施内容、得られた成果、自己点検の内容、さらに、評価結果による新たな研究開発の展開や政策への反映なども含めてわかりやすくまとめて公表する。

## 6. 研究開発機関等の性格に応じた評価の実施

このほか、研究開発機関等の性格に応じて次の通り実施する。

### (1) 大学等の評価

大学等は、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)等に規定する自己点検・評価を厳正に実施するとともに、認証評価機関による評価結果の活用に努める。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、国立大学法人法に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成状況等)を国立大学法人評価委員会で評価(教育研究の状況については、大学改革支援・学位授与機構において評価を実施し、その結果を尊重)し、文部科学省は、評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映する。

### (2) 国立研究開発法人等の評価

独立行政法人通則法及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定)に基づき、国立研究開発法人等は、中(長)期目標期間の実績(中(長)期目標の達成状況等)等について自らが厳正に評価を実施し、主務大臣は、その国立研究開発法人等が自ら実施した評価の結果を十分に活用して評価を実施し、評価結果を運営費交付金の適切な配分等に反映させるとともに、国立研究開発法人等は自らの評価結果と主務大臣による評価結果を業務運営の改善に反映させるよう努める。

国立研究開発法人等が実施する個別の「研究開発課題」については、各国立研究開発法人等においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発課題評価が行われている。このことを踏まえ、主務大臣による評価に際しては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」の観点から評価を行う。

### (3) 特定国立研究開発法人<sup>(注13)</sup>の評価

特定国立研究開発法人の中長期目標期間における業務実績評価については、独立行政法人通則法及び独立行政法人の評価に関する指針に加え「特定国立研究開発法人による

研究開発等を促進するための基本的な方針」(平成28年6月28日閣議決定)に基づき、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に配慮しながら主務大臣が実施する。

特定国立研究開発法人が、自主性及び自律性を発揮しつつ、世界最高水準の研究開発の成果の創出に向けて、挑戦的な研究開発に果敢に取り組む観点から、研究開発等の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等)を十分に考慮した評価が行われるべきである。なお、評価の実施にあたっては、特定国立研究開発法人における負担が過大なものとならないよう配慮する必要がある。また、総合科学技術・イノベーション会議は、主務大臣が行う特定国立研究開発法人の中長期目標期間終了時に見込まれる業績評価及び終了時の検討結果を参照し、科学技術・イノベーション政策に適時適切に反映させるほか、必要に応じて研究開発に係る評価等に関する指針類の見直しを行う。

#### (4) その他国費の支出を受けて研究開発を実施する機関の評価

国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、その研究開発課題等の評価の実施主体は、課題評価の際等に、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行う。

(注13) 特定国立研究開発法人：「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」(平成28年5月18日法律第43号)第2条第1項に規定する国立研究開発法人。

# 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

平成22年11月11日策定  
(平成29年3月24日改正)

厚生労働省大臣官房厚生科学課



# 目次

<b>第1編 総括的事項</b> .....	1
第1章 目的.....	1
1 経緯.....	1
2 目的.....	1
3 政策評価や独立行政法人評価との関係.....	2
4 本指針の見直し.....	2
第2章 定義 .....	2
第3章 対象範囲.....	4
1 研究開発プログラム.....	4
2 研究開発課題.....	4
3 研究開発機関.....	5
4 研究者の業績.....	5
第4章 評価関係者の責務.....	5
1 評価実施主体の責務.....	5
2 評価者の責務.....	5
3 研究者等の責務.....	5
第5章 評価の基本的考え方.....	6
1 外部評価の実施及び評価者の選任等.....	6
2 自己点検の活用.....	6
3 評価時期.....	7
4 開かれた評価の実施.....	7
5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用.....	8
6 評価支援体制の整備.....	8
7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮.....	9
8 評価に伴う過重な負担の回避.....	9
9 評価の国際的な水準の向上.....	9
<b>第2編 研究開発課題の評価</b> .....	10
第1章 総括的事項 .....	10
第2章 競争的資金による研究開発課題の評価.....	10
1 評価の実施体制.....	10
2 評価方法.....	11
3 評価事項.....	11
4 評価結果の通知等.....	14
5 評価結果の公表等.....	15

第3章 重点的資金による研究開発課題の評価	15
1 評価の実施体制	15
2 評価方法	15
3 評価結果の通知等	16
第4章 基盤的資金による研究開発課題の評価	16
1 評価の実施主体	16
2 評価方法	16
3 評価結果の活用等	16
<b>第3編 研究者の業績の評価</b>	<b>17</b>
<b>第4編 研究開発機関の評価</b>	<b>18</b>
第1章 総括的事項	18
第2章 評価の実施主体	18
第3章 評価の実施時期	18
第4章 評価者の選任	18
第5章 評価方法	18
第6章 評価事項	19
第7章 評価結果の通知等	19
第8章 評価結果の公表等	20
第9章 事前の自主点検の実施等	20
第10章 その他	20
<b>第5編 研究開発プログラムの評価</b>	<b>21</b>
第1章 評価の実施主体	21
第2章 評価方法	21
第3章 評価の観点	21
第4章 評価結果の取り扱い	22

# 第1編 総括的事項

## 第1章 目的

### 1 経緯

我が国の研究開発評価については、第1期科学技術基本計画において「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指」という。）と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定に合わせて内容を変更し、厳正な評価や創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システム改革を推進してきたところである。

また、厚生労働省においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業等の公的に行われる研究について、適切に評価し、戦略性のある効率的な費用配分と適正な研究事業運営を確保して必要な研究を推進するため、「厚生労働省の研究助成等の在り方に関する省内検討会」において、評価の適切性や政策への連動性、効率・適正な運営等の確保の観点等から検討が行われ、「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日厚生労働省省内検討会報告書）（以下、「検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

平成22年11月、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえ、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を改定し、厚生労働省における研究開発評価の一層の適切かつ効果的な実施を図ってきた。

今般、第5期科学技術基本計画の改定に合わせて総合科学技術・イノベーション会議において前回大綱的指針のフォローアップが行われ、第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現すること、また前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決することが必要とされた。

このため、「実効性のある『研究開発プログラムの評価』の更なる推進」、「アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進」、「研究開発評価に係る負担軽減」の観点から前回大綱的指針の見直しが行われ、新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）が策定された。このような現状を踏まえ、本指針の改定を行うものとする。

### 2 目的

国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。

このため、本指針は、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえて、厚生労働省の科学研究開発（試験、調査等を含む。）に関する研究開発プログラム、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的とするものである。

### 3 政策評価や独立行政法人評価との関係

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。

また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、主務大臣による評価が行われ、その際、独立行政法人のうち国立研究開発法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会の意見を聴取することとされている。この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。

加えて、前述したように、研究開発評価は政策評価等と整合するよう取り組むこととされていることを踏まえ、「研究開発プログラムの評価」を政策評価等とは別に実施する必要が生じないように取組み、評価の効率化を図る。

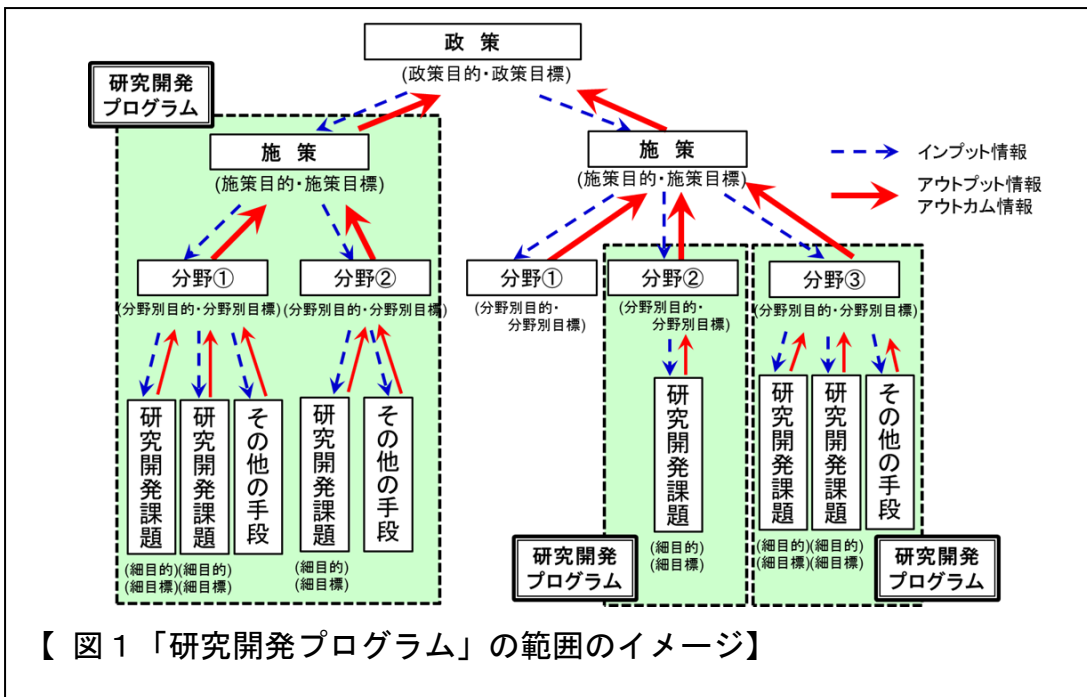
### 4 本指針の見直し

厚生科学審議会は、評価の実施方法について、必要に応じ再検討を行い、本指針をより適切なものとするべく見直しを行うものとする。

## 第2章 定義

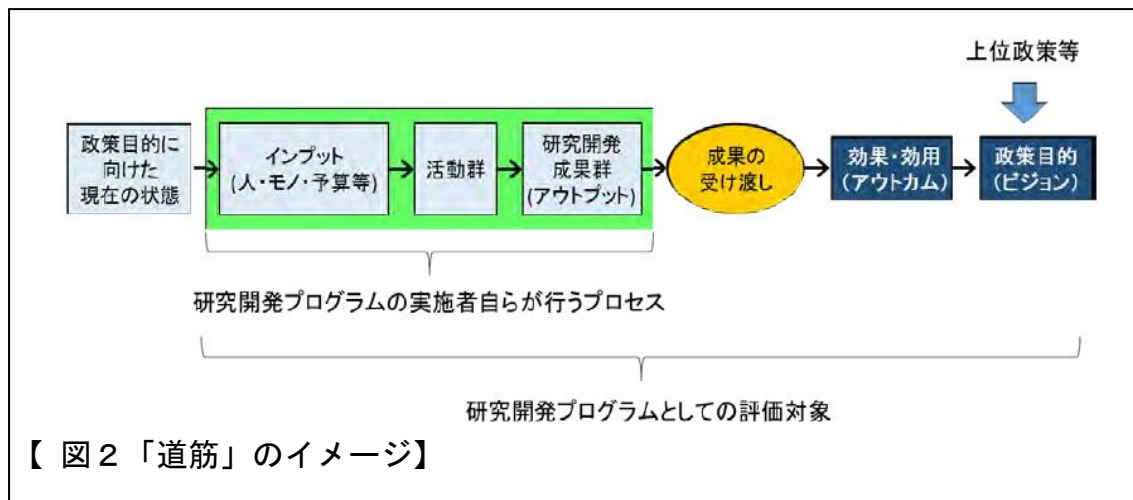
本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 研究事業等：第1編第3章の1 研究開発プログラムに掲げるそれぞれの事業をいう。
- 2 研究開発プログラム：研究開発が関連する政策・施策等の目的（ビジョン：何のためにやるのか）に対し、それを実現するための活動のまとまりをいう。具体的には、研究開発が関連する政策・施策、競争的資金制度等の研究資金制度などが挙げられる。



- 3 評価実施主体：研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する研究開発機関）及び第三者評価機関をいう。
- 4 自己評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 5 外部評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 6 第三者評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。
- 7 マスキング評価：評価の対象に関する情報の一部を秘匿して実施する評価をいう。
- 8 外部専門家：評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 9 外部有識者：評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 10 事前評価：研究開発プログラムの決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- 11 中間評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- 12 事後評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- 13 追跡評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後に行う評価をいう。
- 14 研究開発プログラム評価：研究開発プログラムを構成する研究開発課題等の活動から得られるアウトプット情報・アウトカム情報をもとに、政策立案者や推進する主体等によって作成された「道筋」の妥当性、研究開発プログラムの推進結果であるアウトカム目標の達成状況や達成見込みを確認するとともに、研究開発過程（プロセス）の有効性や効率性を確認し、プログラムの改善や次のプログラム立案のための示唆を得る評価をいう。

- 15 「道筋」：政策・施策等の目的に対し、現状がどうなっているか、政策・施策等の目的と現状のギャップを埋めるためにどんな活動をどの順番で行うか、成果の受け手側で発現することが期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いたもの。



- 16 エフォート：研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率（研究専従率）をいう。
- 17 大規模プロジェクト：研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
- 18 少額又は短期の研究開発課題：年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。
- 19 基礎研究：研究者の自由な発想に基づいて行われる知的創造活動であり、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築又は未知の現象の予測・発見等に寄与する研究をいう。
- 20 応用研究：特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究又は実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいう。
- 21 開発研究：新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のものの改良をねらいとする研究をいう。

### 第3章 対象範囲

本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。

#### 1 研究開発プログラム

- (1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下、「厚生労働科学研究費」という。）による研究事業
- (2) 労災疾病臨床研究事業費補助金による研究事業

#### 2 研究開発課題

- (1) 競争的資金による研究開発課題
  - ・ 研究事業等のうち、公募型の研究開発課題
- (2) 重点的資金による研究開発課題

- ・ 研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題
  - ・ 国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題
- (3) 基盤的資金による研究開発課題
- ・ 研究開発機関の基盤的研究費における研究開発課題

### 3 研究開発機関

#### (1) 国立試験研究機関

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 国立感染症研究所

#### (2) 施設等機関と一体化した研究機関

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

### 4 研究者の業績

研究開発機関に所属する研究者の業績

## 第4章 評価関係者の責務

### 1 評価実施主体の責務

評価実施主体は、本指針を踏まえ、公正かつ透明で、研究開発の特性やその進展状況等に応じて柔軟で、優れた成果が将来の発展に着実につながっていくための具体的な仕組み（実施要領等の策定、評価委員会の設置）を整備し、厳正な評価を実施する。

また、その評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して評価結果とその反映状況についてわかりやすく情報提供を行う。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう努める。

### 2 評価者の責務

- (1) 評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することを努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばしてより良いものとなるように適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。
- (2) 評価者は評価に関し知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

### 3 研究者等の責務

研究者等（評価対象が研究開発プログラムの場合、被評価者となるその研究事業の実

施者を含む。)は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げることに、研究開発の成果が最終的には国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には、評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚し、また研究開発の成果や意義を分かりやすく整理し、広く国民に周知し、理解を得ることが極めて重要である。

また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。さらに、研究者等は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

## 第5章 評価の基本的考え方

### 1 外部評価の実施及び評価者の選任等

#### (1) 外部評価の実施

評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、外部評価を実施することを原則とする。また、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。

#### (2) 評価者の選任等

ア 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、国際的な観点から評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価意見を求めることもできるものとする。ただし、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に反映させるために、産業界や人文・社会科学の人材を選任する等、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。

イ 評価者の選任に当たっては、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。

なお、利害関係者がやむを得ず加わる場合については、その理由を示すとともに、当該利害関係を持つ評価者のモラルの向上や評価の透明性の確保等を図る。

さらに、評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関及び性別等に配慮して評価者を選任するように努める。

ウ また、研究者間に新たな利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価者に対し評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。

エ なお、国や国民の安全が害されるおそれがある等の観点から秘密の保持が必要な場合は、本章に定める方法によらずに、評価を行うことができる。

### 2 自己点検の活用

研究開発機関や研究者などの被評価者は、自ら研究開発の計画段階において、明確な目標とその達成状況の判定指標を明示し、研究開発の開始後には適時適切に目標の達成状況等の自己点検を行い、また、その点検結果を踏まえ研究開発の改善に取り組むこととする。

評価者は評価への研究者等の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、被評価者などの自己点検結果を活用して評価を行う。



### 3 評価時期

#### (1) 研究開発プログラム及び研究開発課題

- ア 研究開発プログラム及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。
- イ 研究開発プログラムについては、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるように、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。
- ウ 研究開発課題については、複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、中間評価を実施することを基本とする。また、優れた成果が期待され研究開発の進展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。
- エ 研究開発プログラム及び研究開発課題については、必要に応じて、研究終了年度から3年を経過した後を目途に追跡評価を行い、成果の波及効果、施策への活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映するものとする。なお、追跡評価については、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。

#### (2) 研究開発機関

研究開発機関の評価については、(1)のイに準じて定期的に評価を実施する。

#### (3) 研究者の業績

研究者の業績の評価については、研究者が所属する機関の長が自ら定める方法に従い、評価を実施する。

### 4 開かれた評価の実施

厚生労働省の科学研究開発の現状について、国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。

#### (1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目、評価基準、評価過程及び評価手続等）を明確かつ具体的に設定し周知する。

#### (2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、その内容を説明する等の仕組みを整備する。なお、研究者の業績の評価については、所属する機関の長が定める方法に従う。

#### (3) 研究開発評価等の公表等

- ア 評価実施主体は、個人情報や企業秘密、国家安全保障や未発表の研究成果・知的財産等に配慮しつつ、研究開発成果及び評価結果をホームページ等により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。ただし、研究者の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。
- イ 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に

評価者名及び評価者の実績又は業績を公表する。この場合、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

ウ 特に、大規模プロジェクトについては、アに留意しつつ評価結果を具体的に公表する。

## 5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価結果を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう留意しつつ、評価結果を研究開発費等の研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映することが必要である。

このことは、柔軟かつ競争的で開かれた、より創造的な研究開発環境の醸成に寄与し、活力あふれた研究開発を推進することにもつながるものである。評価結果の具体的な活用の例としては、評価時期別に、

- (1) 事前評価では、採択・不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等
- (2) 中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止及び計画変更、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等
- (3) 事後評価では、研究の目的や目標の達成・未達成の確認、研究者又は研究代表者の責任の明確化、国民への情報提供、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成への活用等
- (4) 追跡評価では、効果や波及効果の確認、社会への説明、次の政策・施策形成への活用（政策・施策の目的自体の見直しを含む。）等

が挙げられる。

## 6 評価支援体制の整備

### (1) 電子化の推進

研究開発の評価を行うに当たっては、評価者・被評価者双方において、関係資料の準備やその検討など、一連の評価業務に係る作業が必要となるが、評価に伴うこれらの作業負担が過重なものとなり、かえって研究開発活動に支障が生じてはならない。そこで、評価実施主体においては、さらに効率的な研究開発の企画等を図るため、被評価主体や研究者の協力を得て、課題ごとに研究者（エフォートを含む。）、資金、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果を含むデータベースを構築し、管理する必要がある。

さらに、審査業務及び評価業務を効率化するために、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めることが望ましい。

### (2) 人材の確保

海外の研究者や若手研究者を評価者として積極的に参加させることなどにより、評価者について裾野の拡大を図るよう努める。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てることが望ましい。また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努めることも必要である。

## 7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮

(1) 評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。そのためには、わかりやすい具体的な目標の設定が必要である。

(2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、研究開発の目的・目標に合わせて、評価項目・評価基準を設定する必要がある。

例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究事業等や研究開発機関に適した評価を行うことが必要である。

特に、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するに当たっては、既存の研究開発で用いた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

(3) 研究開発機関の試験・調査等は、各種の研究活動の基盤整備的な役割を担うものであり、評価に当たっては、個々の業務の性格を踏まえ、一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標、例えば論文数や特許権の取得数などとは異なる評価指標を用いるなどの配慮が必要である。

## 8 評価に伴う過重な負担の回避

(1) 評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、大規模プロジェクトと少額又は短期の研究開発課題とでは、評価の方法に差を設けるなどの配慮が必要である。評価方法の簡略化や変更を行う場合、評価実施主体は、変更の理由、基準及び概略等を予め示す必要がある。

(2) 研究開発プログラム、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、効率的な評価を実施する。

(3) 個々の研究開発プログラム又は研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価に基づく主務大臣による評価（以下「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないように、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。

## 9 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の専門家を参加させる、評価項目に国際的なベンチマークなどを積極的に取り入れるなど研究開発評価に関しても、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施できるよう取り組んでいく必要がある。

## 第2編 研究開発課題の評価

### 第1章 総括的事項

- 1 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うこととする。
- 2 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する又は評価項目を厳選する等の配慮を行う。
- 3 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）並びに施設の訪問調査を実施するものとする。  
また、若手育成型の研究開発課題の事前評価を行うに当たっては、研究事業の目的等を踏まえて、評価の全部又は一部について、研究者の氏名・所属機関・研究業績等の全部又は一部を秘匿するマスキング評価により行うこととしても差し支えない。
- 4 研究事業等の所管課は、他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにする。競争的資金による研究開発課題については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、十分に確認を行うものとする。
- 5 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

### 第2章 競争的資金による研究開発課題の評価

#### 1 評価の実施体制

##### （1）評価の実施主体

研究事業等の所管課又は研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）が評価を行う。この場合においては、所管課等は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。なお、評価委員会は、研究開発課題の研究類型等に応じてそれぞれ複数設置することができる。

##### （2）評価者の選任

ア 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。

イ 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

ウ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

### (3) 評価小委員会の設置

ア 所管課等は、必要に応じて評価委員会の下に評価小委員会を置くことができる。

イ 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。評価小委員会の委員については、その評価小委員会が属する評価委員会に係る(2)の条件を準用する。

### (4) 評価委員会及び評価小委員会による評価の実施

ア 評価小委員会は、研究開発課題について、専門的・学術的観点、行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点等から書面による評価を実施し、評価委員会に報告する。

イ 評価委員会は、研究開発課題について、専門的・学術的観点、行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評点等から(評価小委員会を置いた場合には、評価小委員会の報告も踏まえて)評価を行う。

ウ 評価においては、1課題に対して評価委員会又は評価小委員会の複数名の委員が行うものとする。

### (5) 利害関係者の排除

ア 評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募すること(研究分担者として応募することを含む。)ができないものとする。

イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者(研究分担者を含む。)の研究開発課題については、評価しないものとする。

### (6) その他

評価に必要な申請書等の様式及び委員の任期等については、所管課等が別途定めるものとする。

## 2 評価方法

(1) 研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評価を行う。評価は、5～10段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

(2) 評価の実施に際して、所管課等及び本省関係課に所属する者は、必要があると認める場合には、研究開発課題に係る行政的観点から評価委員会又は評価小委員会において意見を述べることができる。

(3) 評価の基準(評価段階及び重み付け等)は、評価委員会において定める。

## 3 評価事項

### (1) 事前評価の評価事項

事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。ただし、マスキング評価を行う場合には、研究事業の目的等を踏まえて、評価の一部又は全部について、研究業績等を考慮しないこととしても差し支えない。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 研究の厚生労働科学分野における重要性
  - ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか
- (イ) 研究の厚生労働科学分野における発展性
  - ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- (ウ) 研究の独創性・新規性
  - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- (エ) 研究目標の実現性・効率性
  - ・ 研究期間年度毎の目標が明確か
  - ・ 実現可能な研究であるか
  - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- (オ) 研究者の資質、施設の能力
  - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
  - ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 政策等への活用（公的研究としての意義）
  - ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
  - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
  - ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
  - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- (イ) 行政的緊急性

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に計画されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

エ 総合的に勘案すべき事項

- (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- (ウ) これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- (エ) 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

オ 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

(2) 中間評価の評価事項

中間評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究計画の達成度（成果）

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

(イ) 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

(ウ) 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

評価時点での政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

エ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

(3) 事後評価の評価事項

事後評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究目的の達成度（成果）

- ・ 所要の目的を達成したか

- ・ 所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか
- (イ) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
  - ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか
- (ウ) 研究成果の発展性
  - ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか
- (エ) 研究内容の効率性
  - ・ 研究が効率的に実施されたか
- イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
 

研究成果の政策等への活用（公的研究としての意義）

  - ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
  - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
  - ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
  - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
  - ・ 研究が効果的・効率的に実施されたか
- エ 国民へのわかりやすい説明・普及の努力
  - ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
  - ・ 研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に組み込んでいくこととしているか
- オ 評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。
- カ 当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

#### 4 評価結果の通知等

##### (1) 事前評価

所管課等は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、原則として評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。その際、研究者が説明を受け、意見を述べるができる仕組みの整備を図る。また、研究者からの意見を受け、必要に応じ評価方法等を検証する。さらに、研究者が評価結果について納得し難い場合には、制度の趣旨等に応じて、研究者が評価実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てるための体制整備に努める。

##### (2) 中間評価

所管課等は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更及び研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

##### (3) 事後評価

所管課等は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。



## 5 評価結果の公表等

- (1) 所管課等は、評価終了後の適切な時期に、次に掲げる事項を刊行物又は厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。
  - ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要
  - イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績
- (2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。

## 第3章 重点的資金による研究開発課題の評価

### 1 評価の実施体制

#### (1) 評価の実施主体

研究事業等の所管課（国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における課題については、当該国立試験研究機関。以下この章においては同じ。）が評価を行う。ただし、研究事業等の評価を行う場合においては、所管課は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。なお、評価委員会は、研究開発課題の研究類型等に応じてそれぞれ複数設置することができる。国立試験研究機関の評価委員会においては、外部の専門的な視点から評価できる体制を整備する。

#### (2) 評価者の選任

- ア 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。
- イ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

#### (3) 利害関係者の排除

- ア 評価委員会の委員は、当該研究事業に応募すること（研究分担者として応募することを含む。）ができないものとする。
- イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者（研究分担者を含む。）の研究開発課題については、評価しないものとする。

#### (4) その他

評価に必要な申請書等の様式及び委員の任期等については、所管課が別途定めるものとする。

### 2 評価方法

評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点、当該研究開発の国際的な水準の向上の観点等から有効に実施されているか等について行う。

その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点か

らの評価を重視する。なお、評価事項については、第2編第2章3評価事項に準ずるものとする。

事前評価については、研究事業等の所管課において、他の研究との不合理な重複について十分に確認を行うものとする。

また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。

### 3 評価結果の通知等

評価結果については、研究開発課題の研究者に通知するとともに、個人情報・企業秘密、国家安全保障や未発表の研究成果・知的財産等を保護する観点に配慮しつつ、次に掲げる事項について、ホームページ等を通じて公表する。

ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要

イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績

また、国立試験研究機関に予算措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。

## 第4章 基盤的資金による研究開発課題の評価

### 1 評価の実施主体

研究開発機関の長は、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、評価を行う。

研究開発機関の評価委員会においては、外部の専門的な視点から評価できる体制を整備する。

### 2 評価方法

必要に応じて、研究開発機関の評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法により実施する。その際には、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間の評価等も活用できる。

### 3 評価結果の活用等

評価結果は、必要に応じて、研究開発機関の評価に活用し、経常的な研究開発活動全体の改善に資するよう配慮する。

研究開発機関の長は、基盤的資金による研究開発課題の評価結果の内容を所管課に提出するものとする。

### 第3編 研究者の業績の評価

研究開発機関の長が、評価を行う。この場合においては、機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のための仕組みを整備して実施する。その際、研究者には多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、厚生労働行政への貢献、研究開発の企画・管理、評価活動、国際標準化への寄与、その他の関連する活動等にも着目し、量よりも質を評価する。また、人材養成機関としての機能を併せ持つ等の場合は、人材養成その他の面についても評価できるように配慮する。

研究者の業績の評価結果については、個人の処遇や研究費の配分等に反映させる。

また、研究者が自ら点検を行い、それを活用して実施するとともに、業績の評価に当たっては、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど研究者の果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。このような研究者の業績の評価に当たっては、当該研究者が関連する競争的資金制度における課題の評価や国の実施するプロジェクト研究の評価などの結果を適切に活用して効率的に実施する。

さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。リサーチレジデント等の研究の支援を行う者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

## 第4編 研究開発機関の評価

### 第1章 総括的事項

- 1 研究開発機関は科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的を実施する。
- 2 研究開発機関は、その設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から、当該研究開発機関の活動について評価を行う。
- 3 研究開発機関は、具体的な目標を設定しその達成状況等について自己点検を実施する。

### 第2章 評価の実施主体

研究開発機関の長が、自ら評価を実施する。評価者はその内容の確認を行う等により評価を行う。

### 第3章 評価の実施時期

研究開発機関の長は、当該研究開発機関全体の評価が3年に1回を目安として、定期的に行われるよう評価実施計画を策定する。

### 第4章 評価者の選任

- 1 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。
- 2 研究開発機関に評価委員会を置く場合は、概ね10名程度の外部の専門家（国立障害者リハビリテーションセンター研究所にあっては、国立障害者リハビリテーションセンターに所属していない専門家）等より構成するものとする。
- 3 評価委員会の委員は、当該研究開発機関の行う研究分野の指導的研究者から、当該研究開発機関の長が選任する者とする。ただし、必要に応じて研究開発機関の長は、次に掲げる者を委員として選任することができるものとする。
  - (1) 当該研究開発機関の所掌する専門分野以外の分野の有識者
  - (2) 研究開発機関の所管課又は研究事業等の所管課に所属する者
- 4 評価の客観性及び公正さをより高めるため評価者名を公表する。
- 5 評価委員会の委員の任期等は、研究開発機関ごとに定める。

### 第5章 評価方法

- 1 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。

- 2 研究開発機関の各部等は、評価実施計画に基づいて、当該部等の活動の現状、体制及び将来の計画等について報告書を作成し、研究開発機関の長に提出する。
- 3 研究開発機関の長は、各部等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出する。
- 4 評価委員会は、研究開発機関との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成する。
- 5 評価委員会は、評価報告書を研究開発機関の長に提出する。
- 6 研究開発機関の長（国立障害者リハビリテーションセンター研究所にあっては、国立障害者リハビリテーションセンター研究所長及び国立障害者リハビリテーションセンター総長。以下同じ。）は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、当該評価報告書に当該研究開発機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されている場合には、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。研究開発機関の長は、評価報告書（5により対処方針を作成した場合は、評価報告書及び対処方針。第7章及び第8章において同じ。）に基づき、その運営の改善等に努めなければならない。

## 第6章 評価事項

研究開発機関の評価事項は、原則として次に掲げる事項とし、研究開発機関の研究目的・目標に即して評価事項を選定する。また、評価に当たっては、評価業務の重複とならないように、研究開発課題等の評価の結果を活用する。

- ア 研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
- イ 研究開発分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
- ウ 研究資金等の研究開発資源の配分
- エ 組織、施設設備、情報基盤、研究及び知的財産権取得の支援体制
- オ 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制
- カ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流
- キ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- ク 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- ケ 倫理規定及び倫理審査会等の整備状況
- コ その他

## 第7章 評価結果の通知等

- 1 研究開発機関の長は、当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとする。
- 2 厚生科学審議会は、評価報告書の提出を受けた場合において、必要があると認める

ときは、当該評価報告書に関して意見を述べることができる。

- 3 当該研究開発機関の所管課は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関に対し、その講ずるべき措置を指示するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- 4 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告するものとする。

## 第8章 評価結果の公表等

- 1 研究開発機関は、次に掲げる事項を当該研究開発機関のホームページ等により公表する。
  - (1) 評価報告書及び第5章の6で定めた対処方針
  - (2) 厚生科学審議会が第7章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容及び第7章の4により報告した当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 2 研究開発機関の所管課は、所管している研究開発機関について、次に掲げる事項を厚生労働省ホームページ等により公表する。
  - (1) 当該研究開発機関における研究開発課題及び研究開発結果
  - (2) 厚生科学審議会が第7章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容
  - (3) 第7章の3により当該研究開発機関に指示した場合は、当該指示の内容
  - (4) 第7章の4の報告を受けた当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 3 公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

## 第9章 事前の自主点検の実施等

研究開発機関は、すでに機関内に設置されている評価委員会等を活用し、当該研究開発機関の研究開発活動について、定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

## 第10章 その他

研究開発機関と一体化している病院で実施されている臨床研究についても、本指針に基づき評価を行うことが望ましい。

## 第5編 研究開発プログラムの評価

### 第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

### 第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

### 第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

#### 第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。



# 規制に係る政策評価の 事務参考マニュアル

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局政策評価課



# 目 次

はじめに	1
マニュアル作成の背景・目的	1
マニュアルの構成	1
第一部 共通的事項	2
1. 規制の概念	2
2. 政策立案プロセスとの一体化	3
第二部 基本的評価手法	7
1. 事前評価の考え方	7
2. 事前評価の対象	7
3. 事前評価の進め方	8
4. 事前評価書の作り方	10
(1) 規制の目的、内容及び必要性	12
ア ベースラインの設定	12
イ 課題及びその発生原因、課題解決手段の検討	14
(2) 影響の把握	16
ア 直接的な費用の把握	16
イ 直接的な費用の区分	17
ウ 直接的な費用の推計方法の例	17
エ 直接的な効果（便益）の把握	18
オ 直接的な効果（便益）の推計方法の例	19
カ 副次的な影響及び波及的な影響の把握	20
キ 副次的な影響及び波及的な影響の把握方法の例	20
(3) 費用と効果（便益）の関係	21
(4) 代替案との比較	22
ア 代替案の設定	22
イ 代替案の視点	22
(5) その他の関連事項	23
(6) 事後評価の実施時期等	23
第三部 簡素化した評価手法	25
1. 簡素化した評価の考え方	25

2.	簡素化した評価の対象	25
3.	簡素化した評価の適用手続	29
4.	簡素化した事前評価書の作り方	30
	(1) 規制の目的、内容及び必要性	30
	(2) 影響の把握	31
	(3) その他の関連事項	31
	(4) 事後評価の実施時期等	31
<b>第四部</b>	<b>事後評価の実施</b>	<b>32</b>
1.	考え方	32
2.	対象	32
3.	進め方	32
4.	作り方	32
	(1) 事前評価時の想定との比較	33
	ア 社会経済情勢等の検証	33
	イ ベースラインの検証	33
	ウ 必要性の検証	33
	(2) 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握	34
	ア 影響の把握	34
	イ 費用の把握	34
	ウ 効果（便益）の把握	35
	(3) 考察	35
	ア 分析方法	35
	イ パブリックコメント	35
	(4) 事後評価に関わる手続の流れ	35
5.	簡素化した事前評価に対する事後評価	37
	(1) 事前評価時の想定との比較	37
	(2) 費用及び間接的な影響の把握	37
	(3) 考察	38
	(4) 事後評価に関わる手続の流れ	38

【別添参考】 評価書様式等  
原単位データ等資料

# はじめに

## マニュアル作成の背景・目的

我が国における規制の事前評価（Regulatory Impact Analysis（RIA））は、平成16年10月から試行的に実施され、19年10月から、法律又は政令による規制の新設又は改廃を対象とした事前評価が義務付けられた。

義務付けされた平成19年度以降27年度までの各府省における規制の事前評価の総実施件数は1,028件であり、規制行政を所管する府省における規制の事前評価の実施については定着しているものといえる。

一方、規制の事前評価は、①規制策定プロセスの効率化、②規制の質を高める、③規制の妥当性を説明するといった目的と役割を有していると考えられるが、各府省における規制の事前評価の現状では、規制という政策手段の検討のために評価がなされているとは言い難く、本来規制の事前評価に期待される上記①及び②のような役割を果たしていない。

このような状況に鑑み、本マニュアルは、規制に係る政策評価を担当することとなった各府省の職員にとって、初めてでも分かりやすく、利便性に配慮した内容となるように、規制に係る政策評価に期待されている本来の目的と役割を果たす一助となるよう、事務参考のための情報提供を目的として作成したものである。

なお、本マニュアルの内容は、規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成29年7月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づくものである。

## マニュアルの構成

本マニュアルは、規制に係る政策評価に求められる①基本的評価手法、②簡素化した評価手法、③事後評価の実施について、それぞれの評価又は事後評価の考え方、対象、進め方、記載例等の項目に即し、具体例を用いながら解説している。

## 第一部 共通的事項

### 1. 規制の概念

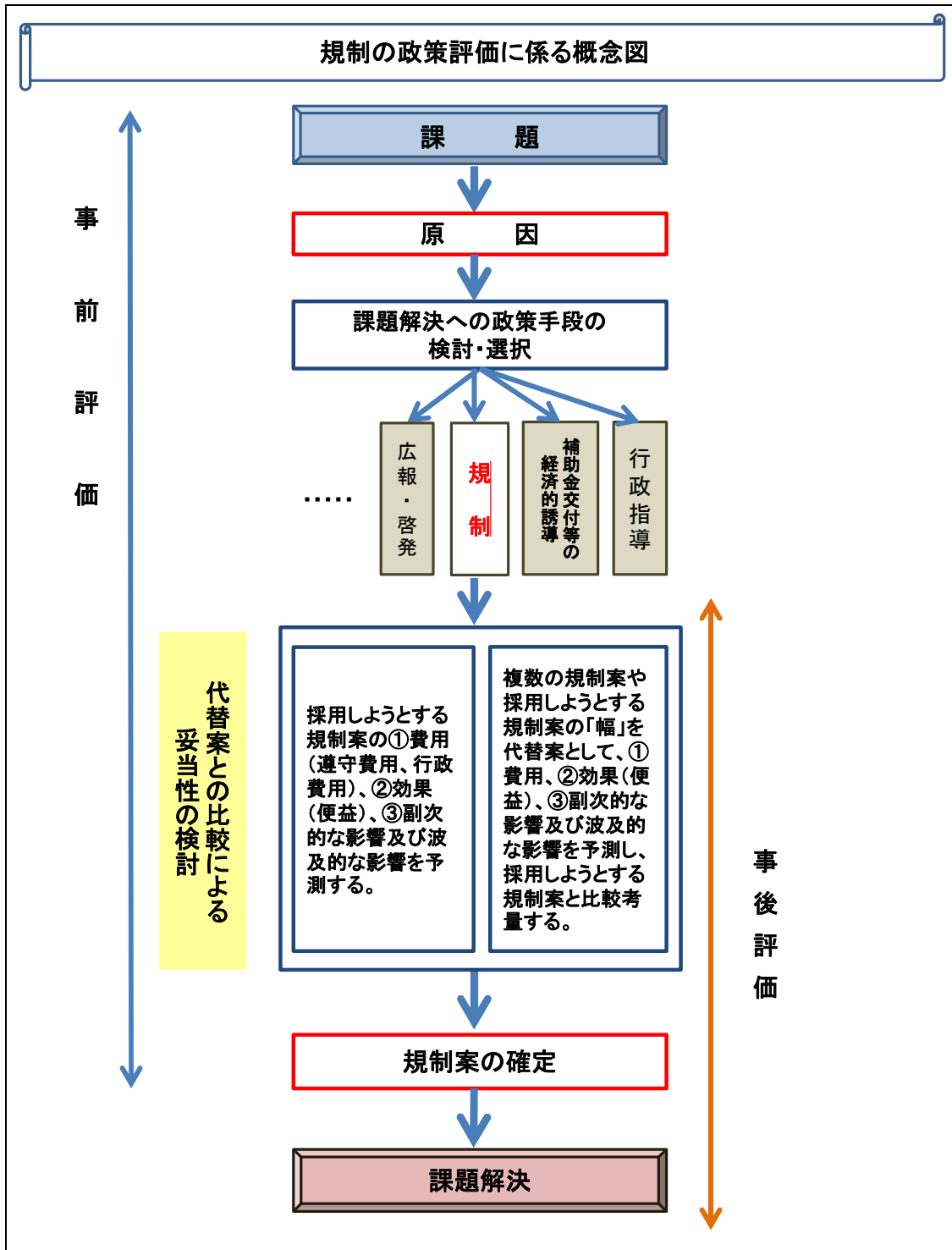
一般的に、規制とは、社会秩序の維持、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護等の一定の目的の達成のための手段である一方で、国民に対し、権利の制限や義務の賦課を行うものとされている。また、規制を遵守するための費用は、実施する行政庁側からみると予算を必要とするものではないため、ともすれば費用を課しているという意識が希薄となることがある。しかし、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

このため、規制の新設又は改廃時には、必要以上の国民の権利の制限や義務の賦課が行われていないかについて確認する必要がある。

以上から、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）において、規制の新設又は改廃時にそれぞれがどのような目的のために実施され、いかなる効果をもたらし、そのためにどの程度の負担が生じるかなどについて事前評価を行うことが義務付けられているものである。

## 2. 政策立案プロセスとの一体化

規制の事前評価が最も効果を発揮できるのは、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合であることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスが一体化されることが望まれる。



あわせて、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、ライフサイクルの各段階において、規制に係る政策評価が活用されることが望ましいことから、段階ごとの望ましい評価の活用について以下に具体的に記載する。

規制検討段階： 規制検討の段階、すなわち課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、何もしないことや非規制手段も含めて、可能な対応案を幅広く列挙し、それぞれの案の利害得失を検討するという形で事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。

コンサルテーション段階： 規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において、実質的な議論が行われていると思われるが、ここでは事前評価の各要素（規制以外のアプローチの是非、規制の必要性、代替案、遵守費用、副次的な影響及び波及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等））が、断片的ながら、配布資料や議事録の中に記載されていることから、最初から事前評価のフォーマットを利用して、例えばA案、B案、C案の各案を比較することで、意見の相違点や論点が明確になり、議論が円滑に進むことが期待される。また、事前評価のフォーマットに従って記述することで、どのような影響に関する知見が欠けているかが明確になり、利害関係者から効果的に情報収集し、合意を得ることができる。

規制決定段階： 規制検討段階やコンサルテーション段階で事前評価のフォーマットを用いて事前評価を行っていれば、最終的な案の決定時に当該フォーマットに「その他の関連事項」の内容を加筆した上で事前評価書として確定すればよく、改めて事前評価書を作成する必要はない（自主的に最終的な案に係る事前評価書を作成すること自体は推奨される）。しかし、規制検討段階から内容が大きく変わった場合は、最終的な案の事前評価書を再度作成することは、事後評価の際にも有用であるので、推奨される。

規制検討段階やコンサルテーション段階での事前評価が困



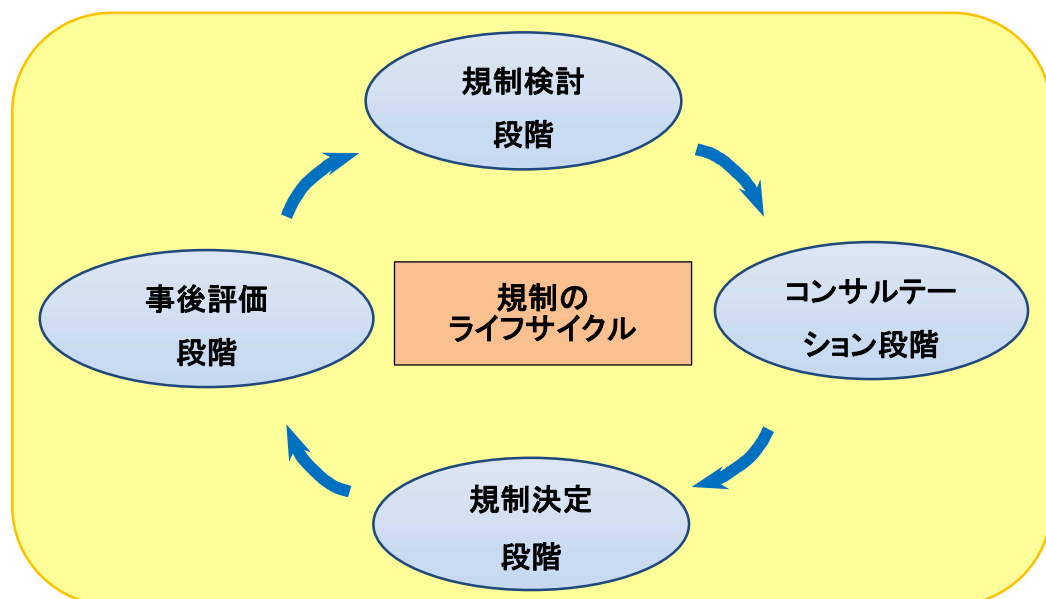
難だった場合は、この段階において、規制検討段階、コンサルテーション段階での検討内容、利害関係者からの情報収集内容等を盛り込んだ規制の事前評価が実施され、評価書の作成が行われることとなる。

**事後評価段階：** 事後評価は、事前評価（書）をベースに実施される。すなわち、事後評価は、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や効果）が、事前評価での想定と実際の間にとどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由は何かについての検討から始めることになる。

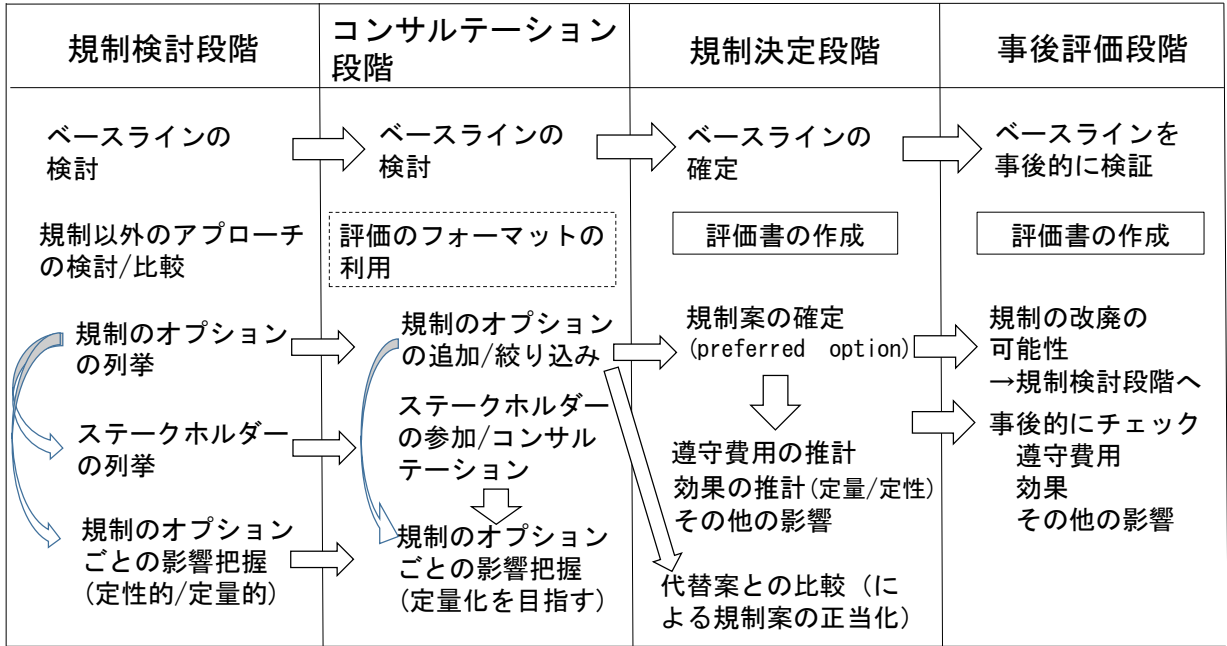
そのため、事前評価において、費用、効果、副次的な影響及び波及的な影響について、できる限り、定量的に記載しておくことが必要であり、客観的な根拠を土台とした規制の見直しに役立つ。

上記のとおり、「検討」→「コンサルテーション」→「決定」→「事後評価」の各段階により、一つの「規制のライフサイクル」が構成されているといえ、事後評価の結果が当該規制の見直し又は同種類別の規制の「検討」の土台となる。

#### 「規制のライフサイクル」イメージ図



規制立案プロセスと規制の政策評価プロセスに関するイメージ図



## 第二部 基本的評価手法

### 1. 事前評価の考え方

本来、規制の事前評価は、以下のような目的と役割を持っているものと考えられる。

#### ① 規制策定プロセスを効率化する

内部での検討や審議会等での関係者のコンサルテーションを通じて合意を得つつ規制案を検討するに当たり、想定される複数の案（非規制手段を含む。以下同じ。）の事前評価の結果を議論のたたき台とすることで、各案の利害得失情報の一元化が図られることから、より合理的で透明な政策形成（社会科学的な分析を政策形成過程に組み込むこと）に資する。

#### ② 規制の質を高める

想定される複数の案について、それらが社会に課す費用と得られる効果を可能な限り可視化して比較検討することで、社会にとって最も価値のある案を選択することが可能となる。

#### ③ 規制の妥当性を説明する

規制の必要性とともに、規制が社会に課す費用の大きさ、規制によって得られる効果等の潜在的な影響を明確に示すことで、規制が国民にとって有益であることを示す。

これら三つの目的と役割を果たすことができれば、規制の事前評価は単に国民、国会、関係団体に対して事後的に説明するためだけでなく、規制策定のプロセスと質の向上に資するとともに、エビデンスに基づく規制策定の基盤となると考える。

このため、規制の事前評価の実施に当たっては、上記三つの目的と役割が果たされているかを確認しながら行うことが望まれる。

### 2. 事前評価の対象

事前評価を行うことが義務付けられる政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策である。

したがって、次の政策は対象外となる。

- ・ 「国民」に対する作用でない規定
- ・ 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
- ・ その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定

しかしながら、事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のものについても、基本方針に基づき、積極的かつ自主的に規制の事前評価を行うよう努めるべきである。

#### 【参考】対象外となるケース

- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
- ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
- ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
- ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
- ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

### 3. 事前評価の進め方

第一部の2のとおり、規制の政策評価を政策立案プロセスと一体化するためには、規制立案の初期段階から、規制の事前評価書の作成や、さらには事後評価を念頭に置きつつ、段階に応じた戦略的な作業が必要となる。ここでは、規制検討段階とコンサルテーション段階、規制決定段階に分けて、各段階において特に留意が必要となる作業を記載する。

#### 規制検討段階

##### □ベースラインの検討□

課題を発見した際、何も対策を行わない場合に今後5～10年先にどのような事態が想定されるか検討を行う。これをベースラインとする。

なお、規制の内容によっては、現状をベースラインとすることもあり得る。  
(緩和・廃止の場合)

規制導入から現在までをベースラインとする(現在の規制の継続では何が不足か又は過剰か課題との関係が明確になるようにする。)。なお、規制導入後、予期せぬ変化があれば明らかにする。

##### □規制以外のアプローチの検討□

規制検討段階では、まず規制以外のアプローチの可能性を探る必要がある。広報活動などにより自主的な取組を促すアプローチ、ラベリング等の情報開示により誘導するアプローチ、経済的手段をインセンティブあるいはディスインセンティブとするアプローチ、行動科学の知見を活用したアプローチ、などが考えられる。それらだけでは十分に目的が達成できない場合に、規制アプローチの方が望ましい可能性が高い。

(緩和・廃止の場合)

現状の規制に代わる規制以外のアプローチについて検討する。

□複数の規制のオプション（代替案）の検討□

規制アプローチを用いる場合は、できるだけ幅広く、複数の規制のオプション（代替案）を列挙する。

（緩和・廃止の場合）

現状の規制を基準として規制のオプション（代替案）を検討する。

□影響の把握□

規制のオプション（代替案）について、影響を受けそうな主体（利害関係者）を列挙する。また、規制のオプション（代替案）ごとにありそうな影響を把握する。影響の大きさを定量的に評価するためには、どのようなデータが足りないかを明らかにし、重要な影響についてはデータを得るための戦略を立てる。

（緩和・廃止の場合）

現状の規制により影響が生じた主体（利害関係者）を列挙する。また、現状の規制により生じた影響を参考に、規制のオプション（代替案）ごとにありそうな影響を把握する。その際、行政費用の増加や副次的な影響及び波及的な影響の発生に注意する。

コンサルテーション段階

□ベースラインの検討□

規制検討段階同様、引き続き、ベースラインの妥当性について検討する。

□規制のオプション（代替案）の絞り込み□

規制検討段階で列挙した規制のオプション（代替案）の絞り込みを行うとともに、利害関係者からの指摘などにより新たに規制のオプション（代替案）の追加も行う。

□検討資料としての利用□

規制の多くは、審議会（部会や分科会等も含む。）や検討会等といった場において議論されるが、その際、議論のたたき台として、事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。すなわち、規制のオプション（代替案）ごとに、考えられる影響の種類、影響を受ける利害関係者、遵守費用の見積り、効果の見積り、副次的な影響及び波及的な影響（特定の産業や業界、中小企業への影響等）について、事前に推定できる部分を記述したものを用意することで、議論のたたき台となるとともに、その作業を通じて知見の欠けてい

る部分が明らかになり、利害関係者から戦略的に情報収集を行うことができる。

#### 規制決定段階

ベースラインの確定

ベースラインを確定する。

規制案の決定

規制のオプション（代替案）の中から最も好ましい規制案を決定する。

規制案を決定した理由の説明

規制に係る費用及び効果などを踏まえ、規制案を決定した理由を明らかにする。

（緩和・廃止の場合）

規制に係る費用及び効果などを踏まえ、規制を改廃した理由を明らかにする。

#### 4. 事前評価書の作り方

規制の事前評価は、その目的の一つとして、「規制の妥当性を説明する」ことが挙げられる。そのためにはまず、規制の新設又は改廃によって生じ得る様々な影響を網羅的に示すことが必要である。

その上で、期待される効果が費用を正当化できるかという観点が必要となる。この観点の分析は必ずしも金銭価値化された費用と便益の比較を求めているものではなく、遵守費用の推計や主要な効果の定量的な予測を前提とし、定量化できない重要な要素（特に効果）を考慮に入れつつ、期待される効果が費用を正当化するかどうかについての説明を求めているものである。当然、費用便益分析もそのための方法の一つである。

規制の事前評価に当たっては、次の六つの項目に沿って進める。

##### **(1) 規制の目的、内容及び必要性**

規制の新設又は改廃を実施しない場合の将来予測（ベースライン）、現状の課題、課題発生の原因、課題を解決するための手段（非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）を踏まえ、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。

## (2) 影響の把握

規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境等への影響を余すところなく列挙し、取捨選択の上、影響を受ける主体と併せて記載する。

- ・ 直接的な費用の把握

「遵守費用」は特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。「行政費用」は可能な限り定量化又は金銭価値化して記載する。

- ・ 直接的な効果（便益）の把握

「効果」については、可能な限り定量的に把握する。また、可能な場合は、金銭価値化した「便益」についても把握する。定性的にしか把握できないものも必ず記載する。

- ・ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

「副次的な影響及び波及的な影響」については項目を列挙した上で、可能なものについては定量化又は金銭価値化して記載する。

## (3) 費用と効果（便益）の関係

規制の新設又は改廃による効果（便益）が、社会に課すことになる費用を正当化できる根拠を分かりやすく論理的に説明する。

## (4) 代替案との比較

想定される代替案（規制のオプション）についても、同様の分析を行い、規制の新設又は改廃案と比較した上で、規制の新設又は改廃案の方が望ましいことを示す。

## (5) その他の関連事項

規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載する。

## (6) 事後評価の実施時期等

事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

## (1) 規制の目的、内容及び必要性

本項目では、評価が以下の視点に依えられているかの観点から記載を行う。

- **ベースライン（事前評価に当たっての前提・基準）は明確に設定されているか。**

規制の新設又は改廃を実施しなかったらこの先、どのようになるのかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合との差分を規制の新設又は改廃の影響と考える。このため、ベースラインが曖昧であると妥当な影響の評価を行うことができない。

- **課題及びその発生原因は、明らかになっているか。**

課題及びその発生原因を明らかにした上で、課題解決のための措置を検討することとなる。また、措置の検討に当たっては、規制以外の政策手段についても検討を行う。

### ア ベースラインの設定

規制の事前評価は、考えられる影響をできるだけ包括的に予測した上で、規制によって得られる効果が、当該規制が社会に課す費用を正当化できるかどうかを示すものであり、費用及び効果を推計するに当たっては、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を比較対象（ベースライン）として設定し、「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」と比較して行うことが必要である。

なお、この予測は通常、5～10年後程度を想定しているが、課題によっては、さらに長期を想定する場合もありうる。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること（その場合は、現状をベースラインとする理由も明記すること。）。

#### ◇被害の発生を防止するための規制の場合◇

##### 【共通事項】

事件・事故等の発生を契機として、同様の被害の発生を防止することを目的に規制を導入する場合があるが、例えば以下のようなこれまでの事件・事故等による被害の発生状況等を分析することにより、当該規制の導入を行わない場合にどの程度の被害が将来発生するのかを可能な限り定量的に予測し、比較対象（ベースライン）として設定することが望ましい。

- ・ 事件・事故等の発生件数
- ・ 事件・事故等による被害者数・被害額
- ・ 事件・事故等の発生原因（当該規制が原因の解消に寄与するか）



(違法行為の抑止を目的に経済的不利益を課す課徴金制度を導入する場合)

- ・ 違法行為の発生件数

※ 一度の重大事故・事件の発生を契機として、同様の被害の発生防止を目的とした政策手段を検討する際、他の手段（非規制手段）との比較・検討を行わず、また、将来的にどの程度発生防止に寄与するかの検討も行わずに、規制の導入が決められることがある。規制は、特定の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであり、その遵守費用等も大きくなる傾向にあることから、当該重大事故等の発生状況（背景）、規制の適用対象者見込み等の定量的な情報の記載を充実させ、効果と費用を予測する観点から他の手段と比較考量の上、最良の手段が選択されるためにも比較対象（ベースライン）の設定が重要である。

#### 【緩和・廃止の場合】

例えば、以下のようなこれまでの実績等を比較対象（ベースライン）として設定することが望ましい。

(規制により使用を認められていた物品の使用期限を延長する等の場合)

- ・ 期限満了により使用できなくなる物品の種類
- ・ 期限満了により使用できなくなる物品を使用している事業者等の数

(物品の流通規制を緩和する等の場合)

- ・ 行政機関からの許可証の発給件数

#### ◇留意事項◇

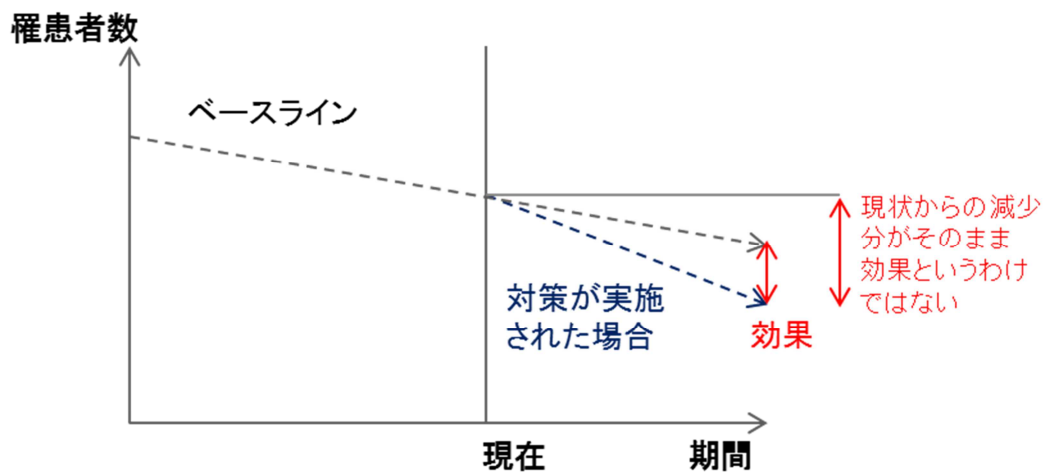
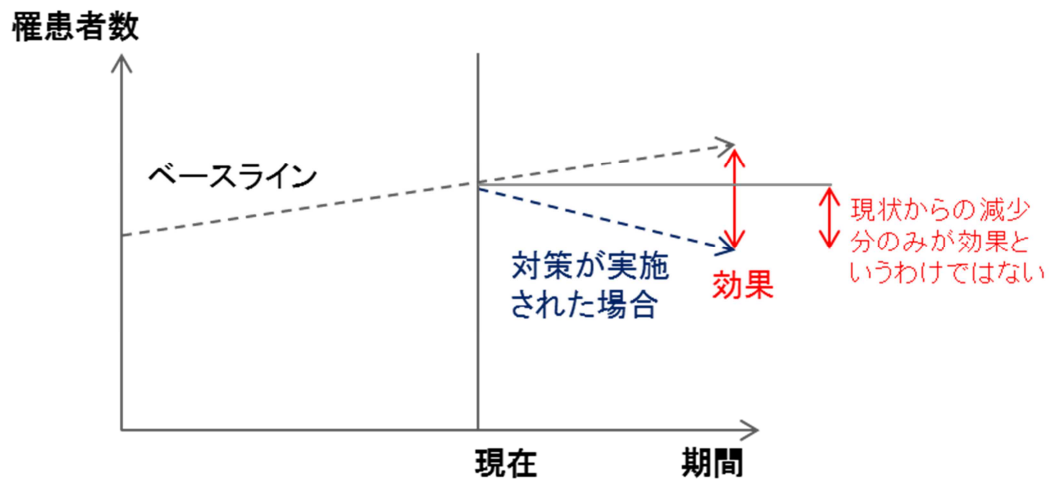
##### 【共通事項】

ベースラインを設定する際には、単に過去のトレンドを継続させるだけでなく、外部要因についても考慮することが望まれる。

(例)

労働者が製造工程で使用される有害物質に曝露することにより特定の疾患に罹患することを防ぐため、曝露量を最小限に抑えることを目的とし、該当の有害物質を使用する事業者に対して、曝露量を減らすための適切な措置を講じることを義務付ける規制の場合、当該産業が縮小しつつある、あるいは代替物質に切り替わりつつある等、そもそも曝露する労働者数が減少傾向

にあるのであれば、規制措置がなくても罹患者数が減少することも考えられる。



## イ 課題及びその発生原因、課題解決手段の検討

何故規制を行うのかについて、その背景、課題、課題発生の原因、課題解決の手段について記載する。

具体的には、「課題及びその発生原因」、「規制以外の政策手段の検討」、「規制の内容」に分けて記載することが望ましい。

### ◇課題及びその発生原因◇

#### 【共通事項】

- ・ 現状の制度や社会経済情勢を踏まえ、課題となっている点を記載。
- ・ 課題の発生原因を明らかにして記載。

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 現状の制度では、課題、課題発生の原因に対応できない点について記載。
- ・ 現状の規制により生じている課題、規制の必要性がなくなった点について記載。

### ◇規制以外の政策手段の検討◇

規制の内容については、規制以外の政策手段の可能性について検討した上で記載する必要がある。

規制以外の政策手段には、例えば以下のものがある。

区 分	取 組	内 容
経 済 的 イ ン セン テ ィ ブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自 発 的 ア プ ロ ー チ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

## ◇規制の内容◇

### 【共通事項】

- ・ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を記載する。
- ・ 行政が関与する必要性、関与を強める（弱める）必要性、関与をやめる必要性を記載する。
- ・ 効果が得られることが分かるように分かりやすく記載する。

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 緩和・廃止後の規制の必要性についても記載する。

## (2) 影響の把握

本項目では、評価が以下の視点に配慮されているかの観点から記載を行う。

**規制の新設又は改廃によって生じる影響が余すところなく列挙されているか。**

規制の新設又は改廃によって生じることが予想される社会、経済、環境等への影響を余すところなく最初に列挙し、影響の大きさを定性的に予想する。

その中で、影響の大きいものを中心に、可能な限り定量的に推計する。

なお、想定される影響には、遵守費用、行政費用、効果、副次的な影響及び波及的な影響がある。

### ア 直接的な費用の把握

規制により国民に負担を求めることとなる「遵守費用」については、一部であっても特別な理由がない限り金銭価値化少なくとも定量化する必要がある。公表データを利用することや、過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、過去の審議会や検討会等の資料も参考にするなどの工夫が求められる。直接的な費用の把握目的は、規制の導入が社会にとって望ましいことを示すためであり、一定の仮定又は前提条件の下に推計を行うことが望ましい。

なお、正確な数字の算出が難しい場合は、大まかな数字又は幅を持った数字でも構わない。

◇留意事項◇

事後評価の際には、事前評価時に想定した費用と実際の費用を比較することとなるため、事前評価の段階で適切な指標に基づいた費用の算定を行うことが求められる。

また、事後評価に向け、把握すべき費用について適切な指標を設定し、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

イ 直接的な費用の区分

直接的な費用は、「遵守費用」、「行政費用」に分類する。それぞれの分類、考え方等については、下表のとおり。

分類	考え方	例
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。</li><li>・ 規制を受ける側にとって最も関心のある費用であるため、十分な検討を行う必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持管理等）、ライセンス取得費等</li><li>・ 行政への申請のための時間費用（書類の作成や提出等）</li></ul>
行政費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用や規制導入後に要する人件費や時間費用が含まれる。</li><li>・ 主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）も明記する。</li><li>・ 行政が関与することの適否の判断や継続的に必要となる費用が明らかになるなど、評価のための情報として重要である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度化のための研究や必要な施設、設備等</li><li>・ 検査、認証、モニタリング・評価、補助金など</li></ul>

ウ 直接的な費用の推計方法の例

◇遵守費用◇

遵守費用は、規制に伴う費用の中でも特に重要であって、規制により負担を求められる国民（企業・団体・一般国民）に対し明確な説明を行う観点から特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。遵守費

用は、規制を行う行政側の費用ではないからこそより丁寧に説明することが求められるものである。

- ・ 新たな投資を要する費用

⇒ 機器の設置を義務付ける場合、当該機器の関係団体等の所持する単価データ等を入手し、新たに設置することとなる施設等全体に要する設置費用を推計することが可能。

例：機器設置 1 平米当たり平均〇円

規制により新たに対象となる施設数 □箇所

1 施設当たりの平均平米数 △平米

$〇 \times \square \times \triangle = 1$  施設当たりの設置費用（見込み）

- ・ 申請手続きに係る費用

⇒ 新たな規制により、行政機関等への申請が必要となる場合、人件費単価に作業時間等を乗じること等から費用を推計することが可能。既にある規制において求められている手続への追加的手続も同様に推計が可能。

例：人件費単価 × 申請手続きに要する時間 × 申請件数 等

例：申請件数 × 納付手数料 等

#### ◇行政費用◇

- ・ 人員単価の定量化

⇒ 規制により、検査・検定の実施やモニタリングを実施することになるなど新たに人員を要する（業務の追加等）こととなった場合、人件費単価に作業時間等を乗じること等から費用を推計することが可能。

例：人件費単価 × 申請に係る審査に要する時間 × 申請件数 等

- ・ 広報費用

⇒ 制度の新設又は改正等を行った際、一般的に制度周知のための広報等がなされることが多いことから、行政費用として積算する必要がある。

過去の同種・類似の施策・事業において作成したパンフレット、ポスター、リーフレット等の作成・配布費用等から推計することが可能。

## エ 直接的な効果（便益）の把握

直接的な効果（便益）（以下、本項目において「効果」という。）については、公表データを利用するなどして、「（削減）件数」や「（削減）割合」といった定量化を図ることが望まれる。その上で、定量化された効果を金銭価値で表現することにも努めるべきである。

過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、過去の審議会や検討会等の資料も参考にするなどの工夫が求められる。

効果は、遵守費用よりもより不確実性が大きいために、定量化や金銭価値化には困難な面もあることが予想されるが、遵守等に要する費用負担を正当化するだけの効果が得られることを客観的に示すためには、「(削減) 件数」や「(削減) 割合」といった定量化、さらにそれらの金銭価値化がなされていることが望ましい。

しかし、効果については、定量化に努めることを第一とし、可能であれば金銭価値化することの2段階で取り組むことが現実的と考える。

#### ◇留意事項◇

事後評価の際には、事前評価時に想定した効果と実際の効果を比較することとなるため、事前評価の段階で適切な指標に基づいた効果の算定を行うことが求められる。

また、事後評価に向け、把握すべき効果について適切な指標を設定し、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

## オ 直接的な効果（便益）の推計方法の例

経済的被害や事故の防止といった観点から実施する規制に係る直接的な効果（便益）の推計に当たっては、単に「被害が軽減される」や「事故が防止される」ではなく、「どの程度軽減される又は防止される」との評価が必要である。

#### 【共通事項】

##### ・ ベースラインを基にした試算

⇒ 器具や施設の整備による事故の防止を目的とした規制の効果は、設置する器具や整備しようとする施設の性能評価を踏まえ、設置により「被害を○割程度防止」「△%減少」といった推計が可能。

⇒ 被害の防止に関する規制の効果は、ベースラインである現状においてどの程度の被害が発生しているか（○件・□円等）、規制後も発生すると見込まれる被害がどれほどか（△件・◇円等）から、その差分として推計が可能。

例：現状の被害（○件・□円等）※1

規制後も発生すると見込まれる被害（△件・◇円等）※2

※2 - ※1 = 防止された被害【効果（便益）】

### 【緩和・廃止の場合】

- ・ 規制緩和における効果（便益）の事例  
⇒ 効果（便益）（規制緩和により不要となる費用）  
＝「権利移転に係る行政書士平均単価」×「権利移転対象地域の平均所有者数」×「権利移転対象地域数」×「次期制度見直しまでの期間」

## カ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

規制は、場合によっては、直接的な遵守費用の増大以外の影響を持つ場合がある。一つには遵守費用が一定レベルを超えると、経済活動の縮小、例えば倒産や事業撤退などにつながる可能性がある。さらには、あるリスクを減らすことを目的とした規制措置が、事業者や消費者の行動を変化させ、別の種類のリスクを増大させる可能性がある。

このように直接的な遵守費用や行政費用のみならず、社会にもたらされるであろう負担も費用として捉え、精緻な金銭価値化は困難であるとしても、規制が社会に与え得る「影響」として明記し、可能な部分は定量化することが望ましい。

### ◇副次的な影響及び波及的な影響の考え方◇

考え方	例
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。</li><li>・ 副次的な影響は、規制の新設又は改廃により直接意図したものではない正又は負の影響を指す。CO2 排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。</li><li>・ 波及的な影響は、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響、産業連関や貿易といった市場を通じた影響等を指す。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制することによる、関係する周辺商業施設等への経済的負の影響</li><li>・ 規制することによる、事業者間の競争への負の影響</li></ul>

## キ 副次的な影響及び波及的な影響の把握方法の例

### ◇副次的な影響及び波及的な影響◇

例：規制による経営圧迫

安全確保のため機器の設置を義務付ける規制案について、経営を圧迫することが想定され、義務付けられた場合、一定数の施設の閉鎖・廃止もあり得ることから、これによる影響を考慮する。



具体的には、規制案を検討する際、関係者への事前アンケート等を実施し、規制案の実現可能性やその後の影響を把握する等の方法がある。

◇競争状況への影響の把握・分析◇

規制の新設又は改廃が競争状況に影響を及ぼす場合があることを踏まえ、規制に係る政策評価において、競争状況への影響を規制の新設又は改廃によって発生又は増減することが見込まれる費用の一要素として考慮することにより、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資することが見込まれる。

競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

(3) 費用と効果（便益）の関係

本項目では、評価が以下の視点に答えられているかの観点から記載を行う。

**費用と効果（便益）の関係から、規制案が社会にとって望ましいことが論理的に説明されているか。**

社会が負担する費用とそれによって得られることが期待される効果（便益）を定量化された部分と定性的に予測された部分を含めて比較検討し、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえた上で、期待される効果（便益）が費用負担を正当化できることを分かりやすくかつ論理的に説明する。費用も便益もともに金銭価値化されている場合は、便益から費用を引いた純便益の大きさによって正当化することもできる。

◇費用及び効果（便益）の関係の分析手法◇

代表的な費用及び効果（便益）の関係の分析手法は、下表のとおり。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1 単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 費用効果比：費用/効果	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。

費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。 (ともに金銭価値化されている) 純便益：便益－費用	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。
--------	--	--

◇留意事項◇

費用の正当化の方法は、厳密な費用便益分析の場合のように必ずしも純便益がプラスになることを示すだけではない。例えば、「(費用便益分析の結果)純便益はマイナスになるが、社会秩序等公益の維持という定性的な効果を加味すると規制が必要であるという結論になる」といった趣旨の説明も考えられる。規制による影響、費用と効果(便益)の関係性について、きちんと検討した上で論理的な説明をすることが重要である。

(4) 代替案との比較

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

代替案(規制のオプション)が適切に設定され、規制案と比較されているか。他により良い手段はないか。

より良い規制とするために、あるいは、より良い規制であることを示すためには、想定される代替案との比較は不可欠である。選択された規制案が、他の想定される代替案よりも社会にとって望ましいことを説明する。

ア 代替案の設定

代替案は非規制手段ではなく、権限行使主体が異なる案や遵守確保手段等が異なる案等について比較考量し、その旨を事前評価書に記載すべきである。

規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては、有効な代替案が想定し難い場合もあるが、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。

イ 代替案の視点

代替案の視点は、下表のとおり。

視点	内容
①適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
②対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定

③適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定（特に費用に影響）

#### (5) その他の関連事項

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

**規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載されているか。**

政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスを一体化させる観点から、規制の事前評価の活用状況について説明する。また、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として使用する観点から、評価に関連する事項について説明する。

当該規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会での検討や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載すべきである。実施や利用しなかった場合は、その理由について言及することが望ましい。当該規制に関する有識者の見解等がある場合も記載する。

また、評価において用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を評価書に記載するべきである。

#### (6) 事後評価の実施時期等

本項目では、評価が以下の視点に応えられているかの観点から記載を行う。

**事後評価時期が適切に設定されているか。事後評価に当たり、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等は明確にされているか。**

事後評価を確実に実施するため、事後評価時期を明確にしておく必要がある。また、事後評価を実施するために、当該規制の費用、効果（便益）及び間接的な影響を適切に把握するために必要な指標等を明らかにし、それらをどのように継続的にモニターするかの戦略を記載することにより、事後評価を容易かつ確実に行うことができる。

事後評価の実施時期については、規制導入から一定期間経過後に行われることが望ましい。その決定に当たっては、規制改革実施計画（平成26年6月24

日閣議決定)を踏まえることとする。同計画では、法令等に見直し条項がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすることとされている。

また、「(2) 影響の把握」の留意事項において記載したとおり、事後評価の際には、事前評価時に想定した費用及び効果と実際の費用及び効果を比較することとなる。このため、事後評価に向け、あらかじめ把握すべき費用について適切な指標を設定しておく必要がある。

また、必要に応じ、規制の導入から事後評価までの間、モニタリングを行うことが求められる。

## 第三部 簡素化した評価手法

### 1. 簡素化した評価の考え方

法律又は政令に基づく規制の新設又は改廃の全てに事前評価を義務付けているところであるが、当該規制の内容によっては、一定の説明責任を果たすことを前提に、評価の項目を重点化し、簡素化した評価手法を導入することが適当である。

### 2. 簡素化した評価の対象

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できるものとする。

#### ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額

遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。

※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

#### ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの

- ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。
- ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書の「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

#### ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの

国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

##### 【留意事項】

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③に

において、裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

**④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの**

我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④に金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること

**⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの**

研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。

ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。

※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響」⑥に副次的な影響（重要な便益（効果）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。

**⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの**

事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。

ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③に

において、緊急的に導入する理由を記載すること。

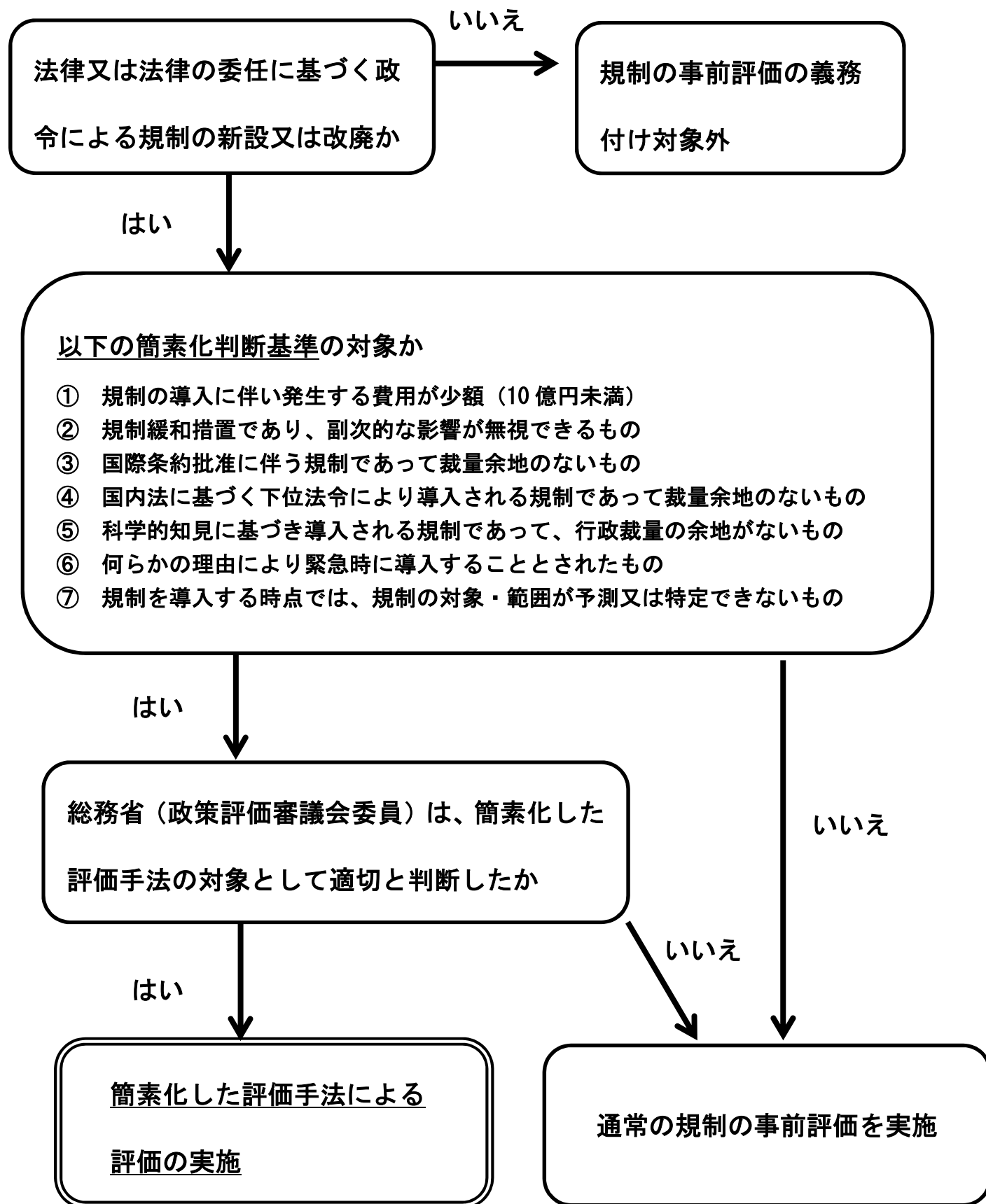
**⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの**

- ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。
- ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。

**【留意事項】**

適用に当たっては、評価書「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

◆簡素化した評価の適用判断フローチャート◆





### 3. 簡素化した評価の適用手続

- ① 行政機関は、簡素化した評価手法の適用対象と見込まれる規制案について、当面の間、「規制の事前評価書（簡素化）」の原案（以下「簡素化した評価書原案」という。）を作成し、事前に総務省行政評価局に連絡。

簡素化した評価書原案の作成に当たっては、評価書「1 簡素化した規制の事前評価の該当要件」及び「2 規制の目的、内容及び必要性」③のほか、前記「2. 簡素化した評価の対象」の【留意事項】にある項目を記載する。

- ② 行政評価局は受け付けた簡素化した評価書原案について、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて回答。その際、同審議会委員から提出された意見についても伝達。
- ③ 行政機関の長は、簡素化した評価手法の適用が妥当であると判断された場合、政策評価審議会委員からの意見を考慮した上、簡素化した評価を実施し、「規制の事前評価書（簡素化）」を作成する。

一方、行政機関の長は、簡素化した評価手法の適用が不相当であると判断された場合、通常の規制の事前評価を実施し、「規制の事前評価書」を作成する。

なお、公表の時期については、改正後の「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」によるものとする。

- ※ 簡素化の判断基準⑥「何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの」に該当する場合には、上記①及び②の手続を省略できることとする。

## 4. 簡素化した事前評価書の作り方

簡素化した評価に当たっては、次の四つの項目に沿って進める。

### (1) 規制の目的、内容及び必要性

規制の新設又は改廃を実施しない場合の将来予測（ベースライン）、現状の課題、課題発生の原因、課題を解決するための手段（非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）を踏まえ、規制の新設又は改廃の目的、内容・必要性を説明する。

### (2) 影響の把握

規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境への影響を余すところなく列挙し、取捨選択の上、影響を受ける主体と併せて「直接的な費用」、「副次的な影響及び波及的な影響」のみ記載する。

- ・ 直接的な費用の把握

「遵守費用」は特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化する。「行政費用」は可能な限り定量化又は金銭価値化して記載する。

- ・ 副次的な影響及び波及的な影響の把握

「副次的な影響及び波及的な影響」については項目を列挙した上で、可能なものについては定量化又は金銭価値化して記載する。

### (3) その他の関連事項

規制の事前評価の活用状況、審議会における検討結果及び評価に用いたデータ・文献等に関する情報について記載する。

### (4) 事後評価の実施時期等

事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価の際、費用及び影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

### (1) 規制の目的、内容及び必要性

本項目については、第二部「4 (1) 規制の目的、内容及び必要性」(p12～p16) の記述を参考に実施する。

**(2) 影響の把握**

本項目については、第二部「4 (2) 影響の把握」ア～ウ、カ、キ (p16～p18、p20～21) の記述を参考に実施する。

**(3) その他の関連事項**

本項目については、第二部「4 (5) その他の関連事項」(p23) の記述を参考に実施する。

**(4) 事後評価の実施時期等**

本項目については、第二部「4 (6) 事後評価の実施時期等」(p23) の記述を参考に実施する。

## 第四部 事後評価の実施

### 1. 考え方

規制は、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用であるため、本来、その内容は必要最小限なものとされるべきである。また、規制を遵守するための費用は、社会にとっては、予算措置と同様、費用負担である。

また、社会経済情勢や技術の発展状況は時々刻々変化する。

このため、導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか、導入時に想定されなかった影響が発生していないか、導入に当たり見込んでいた効果（便益）が発現しているか、想定した費用が過少あるいは過大ではなかったかについて検証する必要がある。

### 2. 対象

「政策評価に関する基本方針」I 5カ（イ）に基づき、規制の事前評価を行った規制は、評価書に記載された事後評価の実施時期に事後評価を行わなくてはならない。

なお、簡素化した評価手法を適用した規制の事前評価も事後評価の対象となる。

### 3. 進め方

#### □ベースラインの検証□

規制導入から事後評価までに生じた予期せぬ変化による影響分があればこれを差し引いた上で事後評価のためのベースラインを設定する。

#### □規制に関する影響の把握□

見込んだベースラインとの比較による差分として、規制による遵守費用の増加分や効果（便益）、その他の正及び負の影響を調査する。その際、事前評価時に挙げられていなかった影響項目がないか精査すべきである。

### 4. 作り方

事後評価に当たっては、次の三つの項目に沿って進める。

#### (1) 事前評価時の想定との比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認する。
- ・ 想定外の影響の発現の有無を確認する。
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証する。
- ・ 規制（緩和）を継続する必要性について検証する。

## (2) 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

規制の影響を余すところなく把握する。

- ・ 規制に要した費用を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 規制により得られた効果（便益）を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離がある場合、その理由を明らかにする。
- ・ 事前評価時の効果（便益）予測と把握した効果（便益）にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

## (3) 考察

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

## (1) 事前評価時の想定との比較

本項目では、評価が以下の視点に配慮されているかの観点から記載を行う。

**事前評価時に想定していなかった影響は生じていないか。**

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無について確認する。また、事前評価時におけるベースラインについて、検証する。その上で、規制（緩和）を継続する必要性を検証する。

### ア 社会経済情勢等の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について明らかにする。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を明らかにする。

### イ ベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら／緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

### ウ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現を踏まえた上で、規制（緩和）を継続する必要性について検証を行う。

#### ◇留意事項◇

費用と効果（便益）が定量的に推計されていれば、事後評価をスムーズに行うことが可能となる。

しかしながら、過去に実施された事前評価が定性的記載にとどまる場合、事前評価に挙げられた項目が実際の影響項目をカバーしているかどうか、といった定性的なチェックのみとならざるを得ない。その場合においても、事後に定量的に把握できた影響がある場合は、定量化した記載に努めることとする。

## (2) 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

本項目では、評価が以下の視点に配慮されているかの観点から記載を行う。

事前評価時に設定した指標により費用、効果（便益）及び間接的な影響が余すところなく把握されているか。遵守費用は定量的に把握されているか。

事前評価時に設定した指標に沿ったデータを記載する。

また、規制により生じた影響を余すところなく把握した上、費用、効果（便益）及び間接的な影響を可能な限り定量化して記載する。特に、遵守費用については金銭価値化して記載する。

### ア 影響の把握

当該規制による様々な社会、経済、環境等への影響を抽出することが必須であり、これらの影響の把握方法の一つとして、利害関係者からの情報提供がある。客観的な統計データ等による影響把握は当然のことであるが、データ等で必ずしも明らかにならない影響を見落とすことのないよう、規制が導入されて、事実どのような影響が発生しているのか、まさに当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。

また、規制策定の際に意図していなかった正又は負の影響が把握された場合は、その旨を明記しなければならない。

### イ 費用の把握

費用については、規制の事前評価時に想定した指標により定量化又は金銭価値化して把握する。ただし、遵守費用については、規制が導入されたという事実と費用の発生の因果関係が比較的分かりやすいために、金銭価値化した把握を必須とする。

その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合は、その理由を明らかにする。

## ウ 効果（便益）の把握

効果（便益）については、規制の事前評価時に見込んだ効果（便益）が現れているかとの観点から、規制の事前評価時で想定した指標により可能な限り定量的に把握する。

その上で、事前評価時の効果（便益）と把握した効果（便益）にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

## (3) 考察

本項目では、評価が以下の視点に答えられているかの観点から記載を行う。

事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

## ア 分析方法

規制の導入又は緩和以降に、大幅な社会経済情勢等の変化があった場合は、もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらどうであったかという仮想的状況を想定した上で、効果（便益）を当該規制導入（緩和）による効果（便益）と、その他外部要因（社会経済情勢等の変化）により得られたものに分けた上で分析することが望ましい。

## イ パブリックコメント

事後評価では、導入時想定していなかった負の影響が発生していないかといった観点等に基づき行われることが望まれるが、限られたステークホルダーからの情報収集では、把握できる情報が限られる。

このため、事後評価として把握すべき影響に重大な漏れ等がないことを様々なステークホルダーに幅広く確認する観点からも、自主的取組としてパブリックコメントに付することが望まれる。

## (4) 事後評価に関わる手続の流れ

評価法第10条第2項において、「評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない」とされており、これを勘案した各府省における典型的な手続の流れは以下のとおりとなる。

- ① 見直し時期が到来する規制について、見直しの必要性の判断を行うのに十分間に合うタイミングで事後評価を実施。
- (② 事後評価の結果をパブリックコメント。)
- ③ 事後評価の結果を用いて規制の見直しの必要性を判断。
- ④ 事後評価の評価書を総務省行政評価局に提出し、公表。
- (⑤ 規制の改廃を行う場合、事前評価を行い、規制の検討段階で活用する。)



## 5. 簡素化した事前評価に対する事後評価

簡素化した評価手法を適用した規制の事前評価に対する事後評価については、簡素化した事前評価を前提とした事後評価を行うこととする。

※ 第三部「2. 簡素化した評価の対象」の「⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの」により簡素化した事前評価を行った場合、一定期間後に本来行われるべき事前評価を行うことになるため、この場合は簡素化した事前評価ではなく、その後行われた事前評価を前提として事後評価を行う。

簡素化した事後評価に当たっては、次の三つの項目に沿って進める。

### (1) 事前評価時の想定との比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認する。
- ・ 想定外の影響の発現の有無を確認する。
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証する。
- ・ 規制（緩和）を継続する必要性について検証する。

### (2) 費用及び間接的な影響の把握

規制の影響を余すところなく把握する。

- ・ 規制に要した費用を可能な限り定量的に記載する。
- ・ 事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離がある場合、その理由を明らかにする。

### (3) 考察

事後評価を踏まえ、規制の改廃を判断する根拠として活用する。

### (1) 事前評価時の想定との比較

本項目については、第四部「4（1）事前評価時の想定との比較」（p33）の記述を参考に実施する。

### (2) 費用及び間接的な影響の把握

本項目については、第四部「4（2）費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握」ア、イ（p34）の記述を参考に実施する。

### (3) 考察

本項目については、第四部「4 (3) 考察」(p35) の記述を参考に実施する。

### (4) 事後評価に関わる手続の流れ

本項目については、第四部「4 (4) 事後評価に関わる手続の流れ」(p35) の記述を参考に実施する。

#### ◇改正前ガイドラインに基づき実施された事前評価に係る事後評価について◇

改正前ガイドラインに基づき既に実施された規制の事前評価のうち、簡素化した事前評価の要件を満たすものについては、簡素化した規制の事前評価の該当要件について明らかにし、簡素化した評価の適用手続 (p29) に準じた手続を行った上で、「簡素化した事前評価に対する事後評価」を適用することができる。

【別添参考】

# 規制に係る政策評価の 事務参考マニュアル

【評価書様式等】

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局政策評価課



# 目 次

1. 規制の事前評価書作成フロー図	1
2. 様式	3
(1) 規制の事前評価書	3
(2) 規制の事前評価書（簡素化）	9
(3) 規制の事後評価書	15
(4) 規制の事後評価書（簡素化）	19
3. 記載例	23
(1) 規制の事前評価書	23
(2) 規制の事前評価書（簡素化）	33
(3) 規制の事後評価書	41
(4) 規制の事後評価書（簡素化）	49

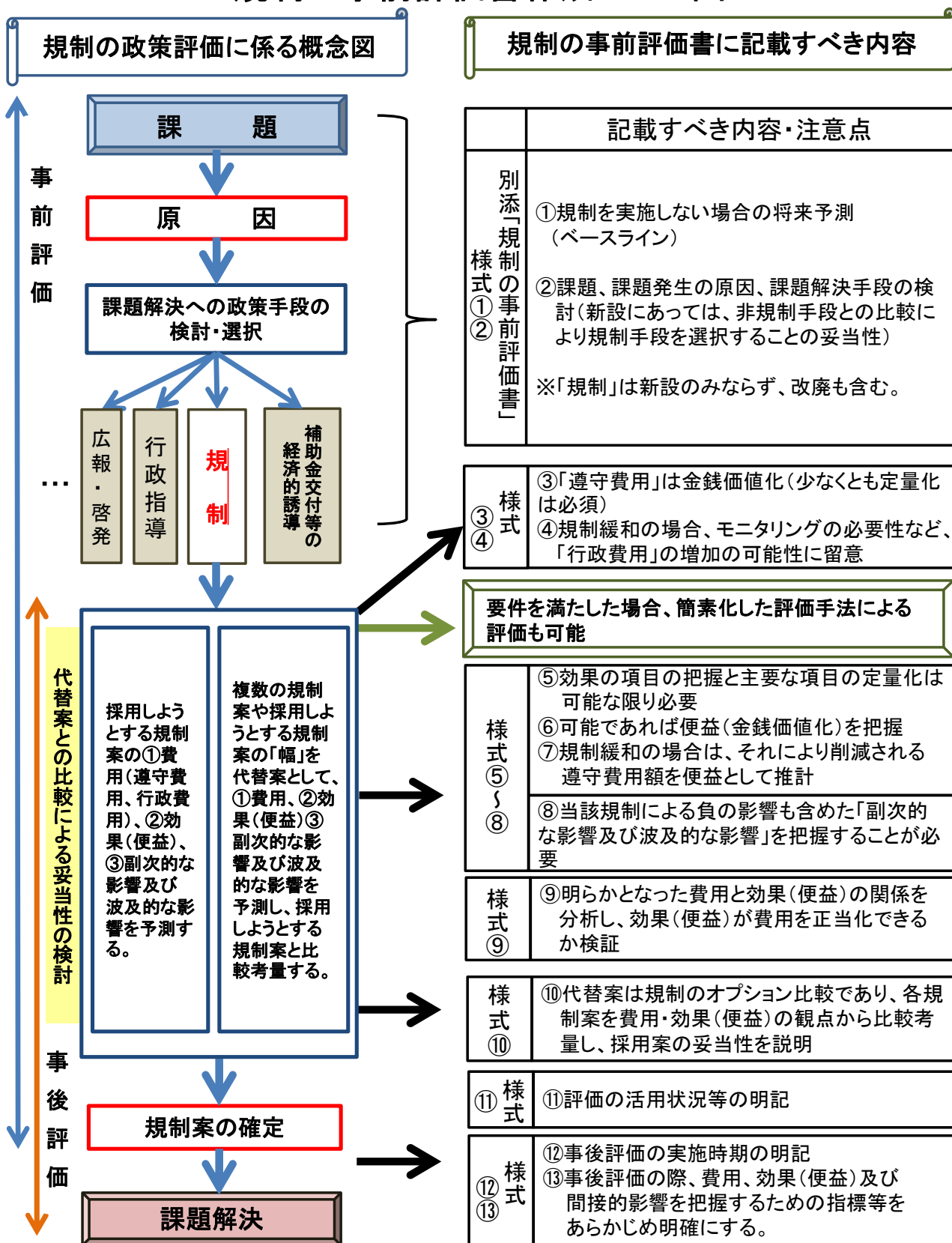


## 【規制の事前評価書作成フロー図】





# 規制の事前評価書作成フロー図





**【様 式】**



## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。



## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要



## 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

#### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： \_\_\_\_\_

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</li> </ul>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</li> </ul>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</li> </ul>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</li> </ul>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</li> </ul>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

## 3 直接的な費用の把握

### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

#### **4 副次的な影響及び波及的な影響の把握**

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

#### **5 その他の関連事項**

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要





## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

## 規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_

規制の名称： \_\_\_\_\_

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： \_\_\_\_\_

評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

## 2 費用及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### ⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

## 3 考察

### ⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。





# 【記 載 例】



## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

(例)

#### 【規制の新設・強化】

○ …に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28 まで実績

※H29 から推計

※ 平成 25～28 年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成 29～33 年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

#### 【規制の緩和・廃止】

○ …に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(例)

**【規制の新設・強化】**

[課題及びその発生原因]

①のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因は、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

---

**【規制の緩和・廃止】**

[課題及びその発生原因]

…業務については、現在、年間〇万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間〇万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

[規制緩和の内容]

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間〇百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要性があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

## **2 直接的な費用の把握**

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に○施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

-----  
【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（○施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□万円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（○施設×□万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

-----  
【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、①行政庁における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政庁における…業務の増加

行政庁における…に係る業務は、1件当たり○円の人件費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（◇者…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（◇者×△%）が新規参入した場合、行政庁における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（○円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり▽円の人件費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。  
したがって、◆万円（▽円×☆件×5年）が生じると見込まれる。  
以上から、▲万円（■万円+◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

### ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(例)

#### 【規制の新設・強化】

…の調査によると、…による被害は、…を設置することにより、…を設定していない場合に比べて○%低減できるとされており、現在の…による被害件数を基に試算すると、…施設に…の設置を義務付けることにより、年間で…件程度の被害が減少すると見込まれる。

#### 【規制の緩和・廃止】

…アンケートによると、年間○百件以上の施工実績がある者（□者。…時点。）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、◇%であったことから、当該規制緩和により、…業務を行う者が●者（□者×◇%）増加すると見込まれる。

### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(例)

#### 【規制の新設・強化】

…によると、…による被害額は、1件当たりおよそ○万円とされている。  
また、⑤に記載のとおり、本規制の導入により、□件程度の被害が減少することが見込まれる。  
なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。  
以上から、当該規制の便益は●万円（○万円×□件×5年）と推計される。

**【規制の緩和・廃止】**

…によると、…業務を行う者1者あたり年間〇百万円の経済効果が見込まれている。

また、⑤に記載のとおり、当該規制緩和により、…業務を行う者が〇者増加することが見込まれる。

なお、当該規制緩和は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、当該規制緩和の便益は、●千万円（〇百万円×〇者×5年）と推計される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

（例）

**【規制の緩和・廃止】**

現行規制では、許可申請が必要とされており、行政書士による申請手続では1件3万円を要する。当該規制緩和により、●円（3万円×〇件）の遵守費用の削減が見込まれる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（例）

**【規制の新設・強化】**

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約〇%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

**【規制の緩和・廃止】**

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれが想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

（例）

### 【規制の新設・強化】

当該規制の導入に係る費用は、遵守費用が〇円（上記③参照）、行政費用が□万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…施設の閉鎖が想定されるが、その影響は限定的であると考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、◇万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。

### 【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に係る費用として、行政費用〇万円（上記④参照）が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響として、…が生じるおそれが想定されるが、その影響は限定的と考えられる（上記⑧参照）。

一方、便益については、□万円（上記⑥参照）が見込まれる。

これら費用と便益を比べると便益が費用を上回ることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。



(例)

**【規制の新設・強化】**

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

収容人数…以上の…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用
- …
- ・ 行政費用
- …

[効果 (便益)] (※ [効果 (便益)] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

- ・ …
- ・ …

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果 (便益) の比較] (※ [費用と効果 (便益)] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案は高コスト・高効果、代替案は中コスト・低効果である。当該規制の目的を達成するためには、費用は大きいものの、得られる効果も大きい規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

---

**【規制の緩和・廃止】**

[代替案の内容]

…業務については、…の要件を緩和し、年間〇千件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

[費用] (※ [費用] の記載は、③、④の記載例を参照)

- ・ 遵守費用
- …
- ・ 行政費用
- …

[効果 (便益)] (※ [効果 (便益)] の記載は、⑤～⑦の記載例を参照)

- ・ …
- ・ …

[副次的な影響及び波及的な影響] (※ [副次的な影響及び波及的な影響] の記載は、⑧の記載例を参照)

…

[費用と効果 (便益) の比較] (※ [費用と効果 (便益)] の比較は、⑨の記載例を参照)

…

[規制緩和案と代替案の比較]

規制緩和案と代替案を比較すると、代替案の方が、行政費用は低いものの、得られる効果も低い。

当該規制緩和の目的と照らし合わせると、代替案と比べると行政費用は高いものの、得られる効果も高い規制緩和案を採用することが適当と判断し、規制緩和案を採用することとする。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

(例 1)

当該規制については、施行から 5 年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

(例 2)

当該規制については、…の一部を改正する法律案附則第 X 条において法施行後 Y 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から Y 年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

（例）

**【規制の新設・強化】**

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
  - ①・・・施設における・・・設置費用
  - ②・・・施設における・・・維持費用（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）
- ・ 行政費用  
行政庁における・・・経費  
（把握方法：「・・・報告」）
- ・ 効果
  - ①・・・施設における・・・による被害件数
  - ②・・・施設における・・・による被害金額（把握方法：「・・・統計」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響  
・・・施設の閉鎖件数  
（把握方法：「・・・調査」）

---

**【規制の緩和・廃止】**

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
  - ①行政庁における・・・業務の件数
  - ②・・・に係るモニタリング実施件数
  - ③・・・に係るモニタリング実施費用（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）
- ・ 効果
  - ①・・・業務への新規参入者数
  - ②・・・業務への新規参入者の増加に伴う経済効果（把握方法：「・・・統計」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響  
・・・  
（把握方法：「・・・による・・・調査」）



## 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

#### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。  
 簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： \_\_\_\_\_

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li> <li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li> </ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>

iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

（例）

#### 【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H28 まで実績

※H29 から推計

※ 平成 25～28 年度の数値は、「…統計」に基づき記載

※ 平成 29～33 年度の数値は、過去の推移に基づく推計値を記載

#### 【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

現状の…の規制については、…といった課題が明らかとなっている。…といった課題は今後も引き続き継続することから、現状の…をベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（例）

#### 【規制の新設・強化】

[課題及びその発生原因]

②のとおり、このトレンドが継続するとした場合、今後も…による被害が生じることが想定される。

この原因は、…に求められ、一過性ではなく、恒久的なものと考えられる。

[規制以外の政策手段の内容]

原因を解決するに当たっては、…及び…などの政策手段が考えられるが、…及び…では、…との理由から十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

当該規制は、…を目的に全ての…施設を対象に…の設置を義務付けるものとする。  
当該規制は、…の観点から行う必要性があり、当該規制によって…といった効果が見込まれる。

#### 【規制の緩和・廃止】

##### 〔課題及びその発生原因〕

…業務については、現在、年間○万件以上…の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに…業務を行おうとする者にとっては、これらの要件が参入障壁となっている。

これまで安全性の確保の観点から年間○万件以上の施工実績を要件としてきたが、…の技術開発により、現行の規制が過剰となったもの。

##### 〔規制緩和の内容〕

適切な競争状況の確保、経済活性化のためには、…業務に係る規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制の廃止は、…のおそれがあることから妥当ではなく、当該規制を一定程度緩和した上、規制を継続することが適当である。

したがって、…を目的に、…業務については、…の要件を緩和し、…が年間○百件以上の施工実績がある者に対して認めることとする。

当該規制緩和は、…の観点から行う必要性があり、当該規制緩和により…といった効果が見込まれる。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(例)

#### 【規制の新設・強化】

当該規制の対象となる…施設は、全国に○施設ある。

当該規制を導入することにより、…施設に…の設置が義務付けられることから、1施設当たり○円（平均）の設置費用及び年間◇円の維持費用が生じるものと予想される。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●円（○施設×○円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じると見込まれる。

#### 【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。



- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(例)

**【規制の新設・強化】**

当該規制の対象となる…施設に対して、本規制に関する周知・広報を行う必要が生じる。

周知・広報先としては、…施設（○施設）が見込まれる。

また、1施設当たりの広報費用（パンフレット、リーフレット、ポスターの作成）については、過去の同種・類似の事例に基づき、年間□万円が見込まれる。

なお、当該規制は、施行5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

以上から、●万円（○施設×□万円×5年）の行政費用が生じると見込まれる。

-----  
**【規制の緩和・廃止】**

当該規制緩和により、①行政庁における…業務の増加及び②…のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。

①行政庁における…業務の増加

行政庁における…に係る業務は、1件当たり○円の人件費単価が想定される。

また、…アンケートによると、年間□百件以上の施工実績がある者（◇者。…時点）のうち、…業務を行いたいと回答した者は、△%であったことから、仮に●者（◇者×△%）が新規参入した場合、行政庁における…業務が●件増加すると考えられる。

したがって、■万円（○円×●件）が生じると見込まれる。

②…のモニタリングに係る業務の増加

…のモニタリングとして、…を行うこととする。当該モニタリングは、1件当たり▽円の人件費単価が想定され、モニタリングの対象は、年間☆件程と考えられる。

なお、当該規制緩和は、施行後5年後に見直すことから、分析対象期間は5年とする。

したがって、◆万円（▽円×☆件×5年）が生じると見込まれる。

以上から、▲万円（■万円+◆万円）の行政費用が生じると見込まれる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(例)

【規制の新設・強化】

…を対象に実施された「…に関するアンケート調査」によると、約〇%が「本規制が導入された場合、…施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う…施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、…補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

-----  
【規制の緩和・廃止】

当該規制緩和により、…業務を行うことが出来る者が増加することから、…の場合、…が生じるおそれと想定される。ただし、行政庁において…のモニタリングを行い、…が生じた場合は…により対応することから、その影響は限定的と考えられる。

## 5 その他の関連事項

### ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(例)

当該規制案については、規制の検討段階において、事前評価を実施し…との協議（コンサルテーション段階）における資料として使用した。

また…審議会（〇年〇月〇日）において、規制内容について検討が行われた。

なお、当該規制案の評価に用いた…データについては、…調査結果（〇年）に基づき記載した。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

(例1)

当該規制については、施行5年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

(例2)

当該規制については、・・・の一部を改正する法律案附則第X条において法施行後Y年経過時に見直す旨が規定されているため、施行からY年後（平成〇年）に事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(例)

【規制の新設・強化】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 遵守費用
  - ①・・・施設における・・・設置費用
  - ②・・・施設における・・・維持費用

（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）
- ・ 行政費用
  - 行政庁における・・・経費

（把握方法：「・・・報告」）
- ・ 副次的な影響及び波及的な影響
  - ・・・施設の閉鎖件数

（把握方法：「・・・調査」）
- ・ 効果
  - ①・・・施設における・・・による被害件数
  - ②・・・施設における・・・による被害金額

（把握方法：「・・・統計」）

【規制の緩和・廃止】

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用
  - ①行政庁における・・・業務の件数
  - ②・・・に係るモニタリング実施件数
  - ③・・・に係るモニタリング実施費用

（把握方法：「・・・に関するアンケート調査」）

- 副次的な影響及び波及的な影響  
…  
(把握方法：「…による…調査」)
- 効果
  - ①…業務への新規参入者数
  - ②…業務への新規参入者の増加に伴う経済効果  
(把握方法：「…統計」)

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

(例)

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。  
 また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

(例)

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	H31	H32	H33
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上での推計値を記載

-----  
 【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

#### 【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用

…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

---

#### 【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○
----------------	---	---	---	---	---	---

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]  
費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

### ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

**【規制の新設・強化】**

[効果]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…による被害件数（件）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害件数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、被害件数〇件の減少（平成29年度～33年度）である。

[効果予測との比較]  
当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

---

**【規制の緩和・廃止】**

[効果]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
新規参入者数（者）	○	○	○	○	○	○



当該規制の効果は、上記新規参入者数とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

したがって、当該規制の効果は、…業務への新規参入者数〇者の増加（平成 29 年度～33 年度）である。

[効果予測との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

### 【規制の新設・強化】

[便益]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
被害金額（円）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、上記被害金額とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。

以上から、当該規制の便益は、〇万円である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を推計していたところ、…により、…が生じたことから推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

### 【規制の緩和・廃止】

[便益]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
経済効果（円）	○	○	○	○	○	○

当該規制の効果は、経済効果とベースライン（上記②参照）との差分であると考えられる。したがって、当該規制の効果は、…経済効果〇円の増加（平成 29 年度～33 年度）である。

[便益推計との比較]

当初、当該規制の効果として…を予測していたところ、…により、…が生じたことから予測と実績にかい離が生じたと考えられる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…施設の閉鎖件数(件)	○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…の件数(件)	○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績の乖離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

### 3 考察

#### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

##### 【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇万円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

---

##### 【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じた。

一方、便益については、◇万円（上記⑦参照）が発生した。

これら費用と便益を比べると、便益が費用を上回り、今後も同様の便益が発生すると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。

なお、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響については、…であるものの、…であることから影響は限定的であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。



## 規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の名称： \_\_\_\_\_  
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
 担当部局： \_\_\_\_\_  
 評価実施時期： \_\_\_\_\_

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

（例）

事前評価時点では、…を想定していたが、その後…の影響により、…が生じた。  
 また、事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じた。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

（例）

【規制の新設・強化】

○…に関するベースライン

		H29	H30	H31	H32	H33
…	事前評価時	○	○	○	○	○
	事後評価時	○	○	○	○	○

※ 事前評価時の数値は、…の推計値を記載。

※ 事後評価時の数値は、…の影響により…が生じたことを踏まえた上での推計値を記載。

【規制の緩和・廃止】

○…に関するベースライン

事前評価時は、…といった課題が生じることをベースラインとしていたが、…が生じたことを踏まえて、…といった課題及び…といった課題が生じることをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

(例)

事前評価時には想定されていなかった…の影響により…が生じたが、当該規制の目的である…についての必要性に影響を及ぼすものではなく、…の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

…施設における…設置費用

…施設における…維持費用

[遵守費用]

当該規制の対象である…施設（○施設。…時点。）を対象とした「…に関するアンケート調査」によると、…の設置費用として、1施設当たり□円（平均）の設置費用及び年間◇円（平均）の維持費用が生じた。

なお、当該規制の施行から5年が経過していることから、分析期間は5年とする。

以上から、当該規制により、●円（○施設×□円+○施設×◇円×5年）の遵守費用が生じた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、…に係る費用が減少し、推計と実績にかい離が生じたと考えられる。

【規制の緩和・廃止】

[事前評価時の測定指標]

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

[遵守費用]

当該規制緩和による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…経費（千円）	○	○	○	○	○	○

また、このほか、事前評価時には想定しなかった…への対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

【規制の緩和・廃止】

[行政費用]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…業務件数（件）	○	○	○	○	○	○

モニタリング実施件数（件）	○	○	○	○	○	○
モニタリング実施費用（千円）	○	○	○	○	○	○

このほか、事前評価時には想定しなかった…の対応として、…を行ったことから、以下の費用が発生した。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
項目						
…費用（千円）	○	○	○	○	○	○

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…が生じたことから、…の対応に係る費用が発生し、推計と実績にかい離が生じた。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

(例)

【規制の新設・強化】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…施設の閉鎖件数（件）	○	○	○	○	○	○

このほか、「…に関するアンケート調査」によると、当該規制により、…、…、…が生じたとの回答が見受けられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…であり、推計と実績のかい離は生じていない。一方、…は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。



【規制の緩和・廃止】

[副次的な影響及び波及的な影響]

年度	H29	H30	H31	H32	H33	合計
測定指標						
…の件数（件）	○	○	○	○	○	○

このほか、利害関係者を対象とした意見聴取等では、当該規制緩和により…が生じたとする意見がみられた。

[費用推計との比較]

費用推計時には、…を見込んでいたところ、実際には、…により、…が生じたことから、推計と実績の乖離が生じたと考えられる。

一方、…の影響は、規制の事前評価時に意図していなかったが、…による…によって生じたものと考えられる。

### 3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

(例)

【規制の新設・強化】

当該規制の導入に伴い発生した費用は、遵守費用が〇円（上記④参照）、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…が生じたが、…は、…であることからその影響は限定的である。

当該規制については、引き続き…の観点から必要性が認められることから引き続き継続することとする。

-----  
【規制の緩和・廃止】

当該規制の緩和に伴い発生した費用は、行政費用が〇万円（上記⑤参照）である。また、副次的な影響及び波及的な影響として、規制の事前評価時に意図していなかった…といった影響が生じたものの、…により対応可能であることから、その影響は限定的である。

当該規制緩和については、引き続き…の観点から必要性が認められる一方、…の観点から見直しを行うことが適当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

【別添参考】

# 規制に係る政策評価の 事務参考マニュアル

【原単位データ等資料】

平成 29 年 7 月

総務省行政評価局政策評価課



# 目 次

はじめに	1
1. 影響の把握	2
(1) 検討すべき影響	2
(2) 分配面への影響（公平性への配慮）	3
2. 定量化の計算式	3
3. 費用の推計	4
(1) 計算式例	4
ア 遵守費用の計算式例	4
イ 行政費用の計算式例	4
(2) 原単位例	5
ア 遵守費用の原単位例	5
イ 行政費用の原単位例	9
4. 効果（便益）の推計	11
(1) 計算式例	11
(2) 原単位例	12
5. 分析	14
(1) 分析手法	14
(2) 割引現在価値・割引率	14
(3) 不確実性の取扱い	15
ア 感度分析	15
イ モンテカルロ・シミュレーション	15
(4) 高度な分析手法	15
ア 部分均等分析	16
イ 投入産出モデル	16
ウ 計算可能一般均衡モデル	16



## はじめに

本原単位データ等資料は、各府省において所管の規制に係る政策評価を行う者への情報提供を目的とし、規制に係る政策評価を実施する際に有益と思われる具体的な原単位等の情報を収集・整理したものである。

なお、本資料に記載した情報が必ずしも最新の情報を反映しているとは限らないため、本資料に記載した情報を端緒とし、データの出典元等をたどり内容を確認の上、最新かつ適切な情報を収集し、用いることが望まれる。その際、不確実性が大きく、推計値を示すことが困難な場合は、幅を持った値（上位置や下位置の設定等）を示すことが望ましい。

また、本資料の内容は、各府省において実際に規制に係る政策評価で用いられた情報等を踏まえつつ、今後、総務省において継続的に追記・更新を行う予定である。

### [本原単位データ等資料の取扱い]

本原単位データ等資料は、各府省において所管の規制に係る政策評価を行う者への情報提供を目的とし、規制に係る政策評価を実施する際に有益と思われる具体的な原単位等の情報を総務省行政評価局において収集・整理したものである。

したがって、本資料は、あくまで考え方の参考として提示しているものであり、必ず当該資料に記載のある原単位データ等を用いなければならないとの趣旨ではないことを承知いただきたい。

また、本資料に記載した情報が必ずしも最新の情報を反映しているとは限らないため、本資料に記載した情報を端緒とし、データの出典元等をたどり内容を確認の上、最新かつ適切な情報を収集し、用いることが望まれる。

その際、不確実性が大きく、推計値を示すことが困難な場合は、幅を持った値（上位置や下位置の設定等）を示すことが望ましい。

なお、総務省行政評価局においては、今後、各府省において実際に規制に係る政策評価で用いられた情報等を踏まえ、継続的に本資料の追記・更新を行う予定である。

## 1. 影響の把握

規制の新設又は改廃による影響を分析する上で、まずは各要素を網羅的に把握することが必要である。

### (1) 検討すべき影響

検討すべき影響の例としては、以下のような項目が考えられる。

経済的影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業活動の操業費用</li><li>・ 国内市場における競争力</li><li>・ 企業の事務作業費用</li><li>・ 国際競争力、貿易、投資フロー</li><li>・ 財産権</li><li>・ 技術革新と研究開発</li><li>・ 消費者と世帯</li><li>・ 特定の地域や特定のセクター</li><li>・ 公的機関の費用負担</li><li>・ マクロ経済状況</li></ul>
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大気環境</li><li>・ 水質と水資源</li><li>・ 土壌環境と土壌資源</li><li>・ 気候変動</li><li>・ 再生可能資源と枯渇性資源</li><li>・ 生物多様性、植物相、動物相、景観</li><li>・ 土地利用形態</li><li>・ 廃棄物発生、リサイクル、再利用</li><li>・ 事故リスク、自然災害リスク、環境リスクのハザードと発生可能性</li><li>・ エネルギー使用</li><li>・ 企業活動の環境負荷</li></ul>
社会的影響	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雇用と労働市場</li><li>・ 労働安全と労働者の権利</li><li>・ 社会の中のグループ間の公平性、格差</li><li>・ ジェンダー、子供、マイノリティ</li><li>・ プライバシー、個人情報</li><li>・ 市民参加、知る権利</li><li>・ 公衆衛生と安全・安心</li><li>・ 犯罪、テロ、安全確保</li><li>・ 社会保障、教育</li></ul>

## (2) 分配面への影響（公平性への配慮）

直接的な影響に加え、間接的な影響も検討することにより、費用や便益がどの主体に最終的に帰着するかという分配面に関する情報が得られる。

重要な影響に関しては、定量化あるいは金銭換算を行う必要がある。分配面への影響を把握することは、公平性という観点から規制の影響を評価する際に役に立つ。特に、以下に挙げるような主体への過度な負の影響がないかどうかチェックすべきである。

- ・ 特定の産業部門
- ・ 特定の地域の産業
- ・ 中小企業
- ・ 特定の地域の住民
- ・ 低所得者層
- ・ 胎児や子供
- ・ 高齢者
- ・ 特定のジェンダー

## 2. 定量化の計算式

「1. 影響の把握」において把握した要素について、影響を受ける主体等を明確にし、影響を費用又は効果（便益）に分類する。その上で、可能な項目についてはできる限り定量的に把握する。

費用又は効果を定量化する際によく用いられる簡便な計算式は、以下のとおりである。

### 原単位 × 対象数 × 発生確率

原 単 位：（影響が発生した場合の）1人当たり、あるいは、1事業所当たりの費用や便益

対 象 数：規制の影響を受ける人数、事業所数、企業数等

発生確率：費用を負担する確率、便益を享受できる確率、（場合によっては）規制の遵守率



### 3. 費用の推計

#### (1) 計算式例

##### ア 遵守費用の計算式例

	内部実施費用	外注費用
初回費用	事務作業費用 = 労働費用 (円/時間) × 作業時間 (時間・分) × 実施回数 (回) × 影響を受ける企業数 (社)	事務作業費用 = 購買費用 (円) × 実施回数 (回) × 影響を受ける企業数 (社)
継続費用	事務作業費用 = 労働費用 (円/時間) × 作業時間 (時間・分) × 実施回数 (回/年) × 実施頻度 (何年に1回) × 影響を受ける企業数 (社)	事務作業費用 = 購買費用 (円) × 実施回数 (回/年) × 実施頻度 (何年に1回) × 影響を受ける企業数 (社)

##### イ 行政費用の計算式例

行政費用の主な カテゴリー	計算式 (例)	
	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用 (円/時間) × 研修時間 (時間・分/回) × 実施回数 (回/年) × 主体数 (社・人・団体)	研修費用 (円/時間) × 研修時間 (時間・分/回) × 実施回数 (回/年) × 主体数 (社・人・団体)
追加的な人員・ 体制の配置	労働費用 (円/時間) × 作業時間 (時間・分) × 実施回数 (回/年) × 主体数 (社・人・団体)	労働費用 (円/時間) × 作業時間 (時間・分/回)
ライセンス付与、 認可、認証		× 実施階数 (回/年) × 主体数 (社・人・団体)
検査・評価の実 施、モニタリング		又は 追加的人件費 (円/人)
情報提供、 ガイドライン等 作成		× 必要人員数 (人/対象) × 主体数 (社・人・団体)
事業者支援 (補助金)	補助金額 (円) × 主体数 (社・人・団体) × 実施回数 (回/年)	補助金額 (円) × 対象数 (社・人・団体) × 実施回数 (回/年)

## (2) 原単位例

### ア 遵守費用の原単位例

#### ① 人件費

##### □月間現金給与額□

	事業所規模 5 人以上	事業所規模 30 人以上
産業計	272,149 円	300,048 円
産業計 一般労働者 (パートタイム労働者除く。)	349,973 円	365,627 円

【出典】毎月勤労統計調査(厚生労働省、平成 28 年 8 月確報)

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

##### □賃金□

一般労働者 (42.3 歳)	304.0 千円
----------------	----------

【出典】賃金構造基本統計調査(厚生労働省、平成 27 年)

(URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2015/>)

##### □平均給与額 (年間) □

産業計 (45.6 歳)	4,204 千円
産業計 うち正規社員 (45.6 歳)	4,849 千円

【出典】民間給与実態統計調査(国税庁、平成 27 年)

(URL:<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2015/minkan.htm>)

##### □標準報酬月額□

健康保険、協会(一般)	282,541 円
-------------	-----------

【出典】健康保険・船員保険被保険者実態調査(厚生労働省、平成 27 年 10 月)

(URL:[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo\\_jitai.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kenpo_jitai.html))

##### □一般労働者派遣事業に係る費用□

派遣料金 (8 時間換算) (平均)	17,282 円
派遣労働者の賃金 (8 時間換算) (平均)	11,840 円

【出典】労働者派遣事業報告書(厚生労働省、平成 26 年)

□技術者の基準日額□

設計業務、技術員	25,100 円
----------	----------

【出典】設計業務委託等技術者単価(国土交通省、平成 28 年度)

◆参考◆

□年間総労働時間(実労働時間数)□

	事業所規模 5 人以上	事業所規模 30 人以上
平成 27 年	1,734 時間	1,784 時間

【出典】労働統計要覧(厚生労働省)

(URL:[http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyr\\_d.html](http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyr_d.html))

② 交通費

自動車での交通費の算出に当たっては、走行距離÷燃費×ガソリン単価で算出が可能。

□燃費□

ガソリン乗用自動車(乗車定員 10 人以下)									
区分(車両重量 kg)	~702	703 ~827	828 ~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
燃費基準値(km/L)	21.2	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【出典】国土交通省 自動車燃費一覧(平成 28 年 3 月)

(URL:[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr10\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000027.html))

□ガソリン(レギュラー)単価□

ガソリン価格は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」の結果として毎週最新の価格が公表されていることから、評価時点において最新の情報を確認し、用いることが適当である。

平成 29 年 2 月 13 日時点	130.8 円/リットル (税込)
--------------------	-------------------

【出典】石油製品価格調査(資源エネルギー庁)

(URL: [http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum\\_and\\_lpgas/pl007/](http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/))

◆参考◆

□マイカーなどで通勤している人への通勤手当が所得税非課税となる1か月当たりの限度額□

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円

【出典】国税庁ウェブサイト

(URL:<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2585.htm>)

□JR本州3社の幹線運賃□

営業キロ	運賃
1～3キロ	140円
4～6キロ	190円
7～10キロ	200円
11～15キロ	240円
16～20キロ	320円
21～25キロ	410円
26～30キロ	500円
31～35キロ	580円

【出典】JRおでかけネット

(URL:<https://www.jr-odekake.net/railroad/ticket/guide/02.html>)

③ 届出等に係る事務費用

届出等に係る事務費用としては、届出に関する書類の作成時間、届出を行う時間の人件費が考えられる。

□届出にかかる時間（目安）□

書類作成	30分～1時間
窓口届出	30分程度

◆参考◆

□届出や証明の窓口受付から発出までの所要時間（目安）□

戸籍届出	30分から1時間
住民異動届（転出、転入、転居など）	20分から30分
印鑑登録	20分から30分
住基カード・公的個人認証（電子証明）	30分から40分
戸籍証明	15分から30分
住民票	10分から15分
印鑑証明	5分から10分

【出典】埼玉県川越市ウェブサイト

(URL: <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/shinseitodokede/shoyojikan.html>)

□届出や証明の窓口受付から発出までの所要時間（目安）□

戸籍届	30分～1時間
住民異動届	20分～30分
印鑑登録	20分～30分
住基カード・電子証明	30分～40分
戸籍証明	20分～30分
住民票	10分～15分
印鑑証明	5分～10分

【出典】鹿児島県鹿児島市ウェブサイト

(URL: <http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/shimin/kurashi/koseki/meyasu.html>)

④ 間接費（事務所経費）

間接経費の額は直接経費の30%に当たる額

【出典】内閣府ウェブサイト 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

(URL: <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>)

◆参考◆

□間接経費の主な使途の例示□

(1) 管理部門に係る経費
(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
(イ) 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
(2) 研究部門に係る経費
(ア) 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
(イ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
(ウ) 特許関連経費
(エ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
(オ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
(カ) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
(キ) 設備の整備、維持及び運営経費
(ク) ネットワークの整備、維持及び運営経費
(ケ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
(コ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
(サ) 図書館の整備、維持及び運営経費
(シ) ほ場の整備、維持及び運営経費 など
(3) その他の関連する事業部門に係る経費
(ア) 研究成果展開事業に係る経費
(イ) 広報事業に係る経費

イ 行政費用の原単位例

① 人件費

□国家公務員平均給与月額□

全俸給表 (43.3 歳)	417,394 円
行政職俸給表(一) (43.6 歳)	410,984 円
行政職俸給表(二) (50.4 歳)	329,358 円

【出典】国家公務員給与等実態調査(人事院、平成 28 年)

(URL : <http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/kouindex.htm>)

② 届出等の処理に係る事務費用

※ 上記ア③届出等に係る事務費用の所要時間を参照

③ 制度の周知・広報に係る費用

□パンフレット作成費□

標準的なパンフレットとして、センター折(V折)、A4、両面カラー、コート紙110kgの場合を想定

1,000部	20,000円～30,000円
5,000部	40,000円～60,000円
10,000部	70,000円～100,000円
50,000部	200,000円程度

【出典】印刷.com(印刷比較サイト)

(URL: <https://insatsu-hikaku.com/search/>)

## 4. 効果（便益）の推計

### （1）計算式例

$$\text{便益価値} = \text{原単位} \times \text{主体数} \times \text{発生確率}$$

#### ◆参考◆

#### □便益要素ごとの金銭価値化の考え方□

便益要素		金銭価値化の方法	金銭価値化の考え方
市場財	時間	賃金分析	節減される時間に単位時間当たりの賃金を乗ずることで推計
	訓練	収入・賃金分析	訓練による企業の収益増加分と社員の給与増加分を基に推計 （「訓練後の収益」－「訓練前の収益」） ＋（「訓練後の給与」－「訓練前の給与」）
非市場財	環境	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、環境の改善に対して人々が支払っても良いと考える額（支払意思額）、又は環境の悪化に対して人々が支払ってほしいと考える額（受入補償額）を訪ねることによって推計 「支払意思額又は受入補償額（円／人）」 ×「影響を受ける主体の数（人）」
		ヘドニック法	環境の変化による、その土地の市場価格の変化を基に推計。環境等の質的な変化は、市場価格等にキャピタライズして帰着するという考えに基づいている。 （「改善後の地価（円）」－「改善前の地価（円）」） ×「影響を受ける範囲」
	生命／健康	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、長寿や健康のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計 「支払意思額（円／人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
	社会的便益	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、社会的便益のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計 「支払意思額（円／人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
		代替法	代替可能な市場財に人々が支払う費用（価格）



			を基に推計 「代替材の価値（円）」×「規模」
	施設	トラベルコスト法	訪問地までの旅行費用（トラベルコスト）と訪問回数との関係を基に推計 「旅行費用（円／人）」×「影響を受ける主体の数（人）」

(2) 原単位例

□統計的（確率的）生命価値（VSL）□

金銭的損失額と非金銭的損失額（※）の合計	約 2 億 4,500 万円
----------------------	----------------

※ 死亡確率の微小な減少に対する最大支払意思額をアンケートによって尋ねて得られた統計的（確率的）生命価値（VSL）

【出典】内閣府「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」（平成 24 年 3 月）

(URL: <http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h23/houkoku.html>)

◆参考◆

□統計的（確率的）生命価値（VSL）□

単位：千円

内訳		死亡	後遺障害	障害	
金銭的損失	人的損失	逸失利益・治療関係費・ 葬祭費	16,025	6,379	256
		慰謝料	12,290	1,485	300
		小計	28,315	7,864	555
	物的損失		382	382	382
	事業主体の損失		797	207	54
	各種公的機関等の損失		2,025	1,214	628
	金銭的損失合計		31,518	9,667	1,619
非金銭的損失	死傷損失	213,000	8,587	237	
総計（慰謝料分除外）		232,228	16,769	1,557	
総計（慰謝料分除外せず。）		244,518	18,254	1,856	

※ 四捨五入のため、各集計欄の合計は必ずしも一致しない。

※ 内閣府「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」（平成 24 年 3 月）を基に作成

## ■環境保全に関する原単位■

CO<sub>2</sub>の1トン排出削減価値は、日本には行政機関が定めた公式な値はないが、米国では行政予算管理局（OMB）が規制影響分析（RIA）に使用するための「単価」を定めているので参考値として掲載する。連邦の12の規制機関による作業部会が2013年以来、共通の値を定めた「炭素の社会的費用に関する技術支援文書（TSD）」を定期的に更新している。下記の表は2016年8月版からの引用である。統合評価モデル（IAM）を用いて推計した損失額を基礎にしている。

表 2010～2050年のCO<sub>2</sub>の社会的費用(単位は1トンあたりドル(2007年))

年	割引率 5%の 際の平均値	割引率 3%の 際の平均値	割引率 2.5% 際の平均値	最大影響値 (割引率 3%の際 の 95 パーセン タイル値)
2010	10	31	50	86
2015	11	36	56	105
2020	12	42	62	123
2025	14	46	68	138
2030	16	50	73	152
2035	18	55	78	168
2040	21	60	84	183
2045	23	64	89	197
2050	26	69	95	212

### 【出典】

US OMB (2016). Technical Support Document: Technical Update of the Social Cost of Carbon for Regulatory Impact Analysis Under Executive Order 12866, Interagency Working Group on Social Cost of Greenhouse Gases, United States Government.

(URL: [https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/inforeg/scc\\_tsd\\_final\\_clean\\_8\\_26\\_16.pdf](https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/inforeg/scc_tsd_final_clean_8_26_16.pdf))

## 5. 分析

### (1) 分析手法

手法	説明
費用分析	効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用よりも大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析するもの。
費用効果分析	一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計する、または一定の費用のもとで達成される効果を推計することにより、費用と効果の関係を分析するもの。 後者の場合例えば、CO2 排出を 1 トン削減するための費用、人命を 1 人救うための費用、事故を 1 件減らすための費用、などが指標となりうる。
費用便益分析	効果を金銭価値化して便益を推計した上で、費用と便益の関係を分析するもの。 両者の関係を分析する方法は 2 つある。 ①純 便 益：金銭換算された便益の割引現在価値から、同じく金銭換算された費用の割引現在価値を引いたもの。 ②便益費用比：便益の割引現在価値を費用の割引現在価値で除したもの。
損益分岐点分析	費用便益分析の場合、以下のような手順で行う。 ①不確実性の高い変数に注目する。 ②その変数の値を変えることによって純便益の符号が逆転する「転換点」を見つける。 ③転換点の変数の値が蓋然性の高い範囲内かどうかを確認する。

### (2) 割引現在価値・割引率

一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって生じる費用、便益について、ある基準時点の価値に割り戻す必要が生じる。

割引現在価値とは、将来にわたる費用や便益の金額を割引率（将来の価値を現在の価値に変換するために用いられる率）を適用することにより現在時点における価値に変換した数値である。

なお、公共政策によって発生する、異時点間における費用・便益の価値を、現在価値化する際に用いられる割引率のことを、特に「社会的割引率（Social

Discount Rate)」といい、将来にわたり影響が生じるものについては、この社会的割引率の大きさ次第で、費用便益分析の結果は大きく影響を受ける。

社会的割引率の大きさについては、確立された値はないが、日本では、各府省の評価マニュアル等において社会的割引率を4%と設定している例が多い。

※ 割引現在価値・割引率についての詳細は、「規制の政策評価に関する研究会-最終報告-」(平成19年9月26日)26~39ページを参照。

(URL: [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000154093.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000154093.pdf))

### (3) 不確実性の取扱い

#### ア 感度分析

費用及び便益の推計においては、様々な不確実性を伴う。このため、特に重要であると考えられる変数について、それ以上になる可能性がほとんどない上位値と逆にそれ以下になる可能性がほとんどない下位値を適用して結果への影響を確認する。影響が大きい場合は、その旨注記すべきである。

#### イ モンテカルロ・シミュレーション

不確実性を伴う変数に確率分布に関する情報を与えて、例えば、10,000回の反復計算を行い、その95%信頼区間を推計する。このような作業は、統計分析ソフトを用いると簡単に実施することができる。例えば、割引率と便益に不確実性が大きいと考えた場合、両者を分布として計算することができる。割引率を1~10%が分布の95%の範囲に含まれる対数正規分布、便益は10年間にわたり発生し、毎年1~3億円の一様分布をとるものとする。費用については不確実性がなく、1年目に10億円発生するものとする。このとき、純便益の割引現在価値は、1万回の反復計算を行うモンテカルロ・シミュレーションを使うと、平均7.0億円で、その95%信頼区間は-0.83~15.7億円と推計される。

### (4) 高度な分析手法

規制の政策評価においては、費用計算は単純な積み上げで十分なことが多い。これは「直接費用法」と呼ばれる。しかし、経済学的には下記のようにより正確な費用推計手法が存在する。どの費用推計手法を選ぶかは、(i)利用できる情報がどれだけあるか、(ii)対策費用の大きさや広がりほどのくらいか、(iii)「費用」の範囲をどこまでと定義するか、といった観点から総合的に判断する必要がある。事業所単位での「対策」の費用を推計する場合は直接費用法で十分であるが、規制全体の費用を推計する場合は、市場での需給に影響を及ぼす可能性があるため、部分均衡分析 (partial equilibrium analysis)、投入産出モデル (input-output models)、一般均衡分析 (general equilibrium analysis) などを利用することができる。

#### ア 部分均等分析

規制に直接的に関係する一つ（あるいはいくつか）の市場の需要と供給に焦点を当てる。需要と供給をモデル化し、対策（規制）によって生じる価格や数量への反応を予測する。経済全体への波及影響（雇用や物価の変化など）は無視する。

#### イ 投入産出モデル

一般均衡モデルの一つであり、産業連関表を使って、産業相互間の財・サービスの産出投入関係を行列の形で表現する。最終需要や総生産量に加えて、環境への排出量も推定することができ、金銭単位でも物質単位でも表すことができる。

#### ウ 計算可能一般均衡モデル

一般均衡モデルの一つであり、生産者と消費者の行動（代替や補完）の仮定を分析に含めることにより、現実の市場に近い動きを予想できる。規制による生産量、厚生、雇用レベルの変化といった経済全体の変化を捉えることが可能である。

(以上)

**規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る  
事務参考マニュアル**

**Version 1.0**

**平成 29 年 9 月 26 日 公正取引委員会事務総局**

## 目次

<b>マニュアル作成の背景及び目的等</b> .....	1
<b>第一 競争評価の概要</b> .....	2
<b>第二 競争評価チェックリスト回答に当たっての考え方</b> .....	4
<b>第三 事後評価の実施に当たっての考え方</b> .....	17
<b>第四 より効果的な評価を行うための視点</b> .....	21

### <お問い合わせ先>

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

電話 03-3581-5483 (直通) FAX 03-3581-1945

メールアドレス kyouso-hyouka-0-jftc.go.jp

※メール送信の際には「-0-」を「@」に置き換えて利用してください。

### **マニュアル作成の背景及び目的等**

平成 29 年 7 月 31 日に、公正取引委員会事務総局は、競争評価<sup>1</sup>の手順等をまとめた「規制の政策評価における競争状況への把握・分析に関する考え方について」（以下「競争評価に関する考え方」という。）及び「競争評価チェックリスト」を作成・公表した。本マニュアルは、「競争評価に関する考え方」を補足するものとして、実際に競争評価を行う上での実務的な観点から参考となる事例等を示している。競争評価に関する考え方、チェックリスト及び本マニュアルを通じて競争評価の実務に対する理解を深めることが望ましい。

---

<sup>1</sup> 行政機関が規制を新設又は改廃する際に発生する効果や負担を予測・評価する規制の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による波及的な影響の一部として、競争状況に与える影響を評価するもの（以下、「競争評価」という。）。

## 第一 競争評価の概要

### 1. 競争評価の対象

#### 【要点】

- 競争評価は、規制の政策評価の一部であり、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担のうち、競争状況に与える影響を予測・評価するもの。
- 規制には、経済的規制及び社会的規制等の様々な種類の規制が存在するが、どのような規制であっても、競争に影響を及ぼす可能性がある。
- 規制の政策評価の対象となる規制は競争評価の対象となる。また、簡素化した評価手法の対象となる規制の新設又は改廃や、規制を緩和する改廃についても競争評価の対象となる。
- 国民への説明責任の観点から、規制の政策評価の対象とならない規制であっても各行政機関が競争評価を行うことが推奨される。

競争評価は、規制<sup>2</sup>の政策評価制度のうち、規制の新設又は改廃による波及的な影響の一部として、競争状況に与える影響を評価するものであり、競争評価の対象は規制の政策評価の対象と同じである。そのため、評価の進め方（評価の時期）、規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）、代替案など、評価に当たっての基本的な考え方は規制の政策評価の考え方に準じる。

規制には、産業の健全な発展等を目的とした価格規制、数量規制等の経済的規制と、国民の生命・財産の安全確保、環境保全、消費者保護、文化の保護等を目的とする安全規制、環境規制等の社会的規制がある。経済的規制がその内容によって競争に影響を及ぼす可能性があることは容易に理解されるが、社会的規制についても経済活動に対する効果や負担を伴う場合や、事業者の経済活動に対する制限の内容や程度によっては、事業者の自由な事業活動を妨げ、新たな事業活動を展開していくことを困難にすることがあり、経済的規制以外の規制についても競争評価を行う必要がある<sup>3</sup>。

また、簡素化した評価手法を用いた規制の政策評価についても、波及的な影響の把握が必要とされ、通常の規制の政策評価と同様に競争評価を行うため、本マニュアルは簡素化した評価についても当てはまるものである<sup>4</sup>。さらに、規制を緩和する改廃についても、規制の政策評価と同様に競争評価を行う。

なお、事前評価を行うことが義務付けられた規制以外のもの（規制以外の法令、省令・

<sup>2</sup> 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。

<sup>3</sup> OECD 競争評価ツールキット（第2巻：ガイダンス）においても、社会的規制も競争評価の対象としている。例えば、「各種の正当な社会的・経済的利益の達成を目的として政府により規制が法制化されているが、競争の拡大により国内経済や消費者に便益が及ぶ可能性がある点を念頭に置くことが肝要である。」（P9）といった記載がある。

邦訳版 URL <https://www.oecd.org/daf/competition/JAPANESE%20-%20Guidance%20-%20Vol%202.pdf>

<sup>4</sup> 簡素化した評価手法の詳細については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参照のこと。



告示、行政指導、個別行政処分、地方自治体の条例等)についても、競争に影響を及ぼすことがあり得るため、競争評価に関する考え方やチェックリストを参考に競争への影響を把握することが推奨される<sup>5</sup>。

## 2. 競争評価に当たっての基本的な考え方

### 【要点】

- 一度生じてしまった規制による経済的損失は埋め合わせることができないため、規制による競争への影響については、慎重に検討・把握する。
- 規制の規模が大きくなるほど、事業活動に与える影響は大きくなるため、競争への影響をより慎重に検討・把握することが望ましい。
- 競争評価は、規制による影響のうち間接的な影響である「波及的な影響」の一部として競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外の、直接的な影響である費用、効果（便益）やその他の間接的な影響は、競争評価の対象外である。

規制は、一度導入されると、規制の影響を受ける業界によっては、規制の存在が前提条件となり、規制の撤廃が困難になることがある。このため、状況が変化しても、規制の見直し、変更は容易ではなく、規制がそのまま温存されるおそれがある。

また、規制が競争に影響を及ぼす場合、市場で事業活動を行う多くの事業者の多様な活動を制限するなどの経済的損失を発生させることがある。また、仮に規制を変更したとしても、規制によって一度発生してしまった経済的損失を埋め合わせることができない。そのため、規制が競争に影響を及ぼす場合は、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが必要である。

一般的に規制の規模が大きくなれば、新設又は改廃に伴う費用も大きくなる。競争に及ぼす影響についても同様であり、規模の大きい規制が競争に影響を及ぼす場合、その影響も大きくなるため、規模の大きい規制については、競争評価により、その影響を慎重に検討・把握することが望ましい。

ただし、規模の大きくない規制であっても、中小事業者が強く影響を受けるような規制である場合等には、事業活動に与える影響が事前の想定を超えるものとなることがある。したがって、そのような規制についても、競争評価によりその影響を慎重に検討することが望ましい。

なお、競争評価は、規制による影響のうち「波及的な影響」の一部として競争状況への影響のみを把握・分析するものである。競争状況への影響以外の、直接的な影響である費用、効果（便益）やその他の間接的な影響は、競争評価の対象外である（これらは、

<sup>5</sup> OECD 競争評価ツールキット（第2巻：ガイダンス）においても、競争評価は中央省庁のみならず、全ての行政機関にとって有益なものであり、地方自治体にツールキットを適用することができる旨が記載されている（P3）。

規制の政策評価全体の中で把握・分析され、最終的な規制の評価がなされるので、競争への負の影響があることのみをもって、規制が正当化されないわけではない。)。例えば、安全規制により参入が制限されれば、競争への負の影響は生じ得るが、安全の向上という効果により、規制が正当化されることはあり得る。

## 第二 競争評価チェックリストの回答に当たっての考え方

### 1. 競争評価チェックリストの回答に当たっての前提

#### 【要点】

- 一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争<sup>6</sup>に該当する。
- 競争評価でいう事業とは、商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動のことである。
- 競争評価における事業者とは、事業を行う者であり、営利団体であるか非営利団体であるか、個人であるか法人であるか、民間事業者であるかそうでないかを問わず幅広く含まれることになる。

#### (1) 競争について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条4項によれば、競争とは「二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

である。競争評価でいう競争もこれと同様の意味である。

その事業活動が収益性を有するか、適法か、健全かといった点等は、その事業活動が競争に該当するかどうかと関係はない。具体的には、例えば下記のような行為であっても、競争評価における競争に該当すると考えられる。

#### 【競争に該当する例】

- 二以上の教育・研究機関が提供する教育・学術サービスの提供
- 二以上の自然物の採取を行う者が行う自然物の生産・販売
- 二以上の者による風俗環境に害を及ぼし得る遊技サービスの提供

このような事業活動をも競争に含むということからも、一定の需要者又は供給者を対象にして複数の者が事業活動を行っているという通常想定される事業活動は、広く競争評価における競争に該当する。

<sup>6</sup> 競争評価においては競争が行われている市場を特定することが望ましい。その考え方については後記（第四 より効果的な評価を行うための視点（P21））。

## (2) 事業者について

「競争評価に関する考え方」(P3)に記載のとおり、事業者とは事業を行う者を指す。一般的に事業とは商品・役務等の何らかの経済的利益の供給に対して、対価等の反対給付を反復継続して受ける経済活動を指し、大半の経済活動が事業に該当する。また、事業を行う主体の法的性格は問うものではなく、営利団体であるか非営利団体であるかどうかや、個人であるか法人であるかどうか、民間事業者であるかどうかを問わず、事業を行う者は、全て事業者に該当する。

また、事業者には、現に事業を行っている者のみならず新規参入者（新規参入を検討している事業者や新規参入し得る潜在的事業者）も含まれるほか、直接規制を受ける事業者のみならず、間接的に規制を受ける事業者等、規制の新設又は改廃によって影響を受ける事業者が広く含まれる。

### 【事業者に該当する例】

- 工業製品の製造・販売を行っている者
- 教育・学術サービスを提供し、その対価として授業料等の給付を反復継続して受ける学校、学習塾、カルチャースクール等の教育機関
- 農作物や海産物を生産・販売し、その対価を反復継続して受ける第一次産業従事者
- 風俗環境を害し得るような、遊技サービスの提供や酒類を提供する飲食店を営み、その対価を反復継続して受ける者
- 資格を要するサービスを提供し、その対価を反復継続して受ける個人（公認会計士、行政書士、弁護士、医師等）

※ 資格を要するサービスについては、資格を有する個人が事業として提供するほか、資格を有する個人が特定の事業者に従業員として雇用され、当該事業者が事業として提供する場合がある。この場合、資格を有する個人も当該事業者を離れて事業を行い得る場合、個人が潜在的な事業者であることは否定されない。

### 【事業者に該当しない例】

- 総体として観念されている「国民」（例えば、税や社会保障等に係る届出義務を課される個人）
- 行政機関
  - ※ 行政機関が事業活動を行っている場合、当該活動は事業に該当し、行政機関も事業者となる。
- 個人として事業活動を行っていない従業員

## 2. 競争評価チェックリストの回答を行う段階や手順について

### 【要点】

- 競争評価も規制の政策評価と同様に、規制検討段階及びコンサルテーション段階等で活用されることが望ましい。
- チェックリストは、規制により競争に負の影響を及ぼす可能性がある事項を質問項目にしたものであり、政策立案を担当する職員によって判断の差が出ないように、可能な限り外形的に判断できるようにしている。
- ある質問項目の回答内容が他の質問項目の回答内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方を「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答することになる。
- チェックリストの各質問に対して「はい」又は「いいえ」と回答し、いずれの場合も回答の理由（具体的な影響内容や説明を含む。）を記載する。いずれかの質問に対して「はい」と回答している場合は競争に負の影響を及ぼす可能性があるとして整理され、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合は基本的に競争に負の影響を及ぼさないと整理される（ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、付加的な要素を勘案すると競争に負の影響を及ぼす可能性が生じる場合もある）。
- チェックリストの各質問に対する全ての回答を踏まえて、「結論」に、規制が具体的に競争にどのような影響を及ぼす可能性があるのかを記載する。この「結論」の記載が競争評価の結果となる。そして、競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合は、これを規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄に記載する。
- チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用する一般的なものであるため、規制に関係する個別事情を全てチェックできるものではない。チェックリストの質問項目以外に、規制に関係する個別事情が競争に影響を及ぼす可能性がある場合は、付加的な要素として「結論」欄に記載することが可能である。

### （1）競争評価を行う段階について

競争評価は、規制の政策評価の一部であることから、競争評価を行う段階は規制の政策評価に従う。「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（P3）によれば、「政策立案プロセスの各段階において活用されることが望ましい。」ことから、競争評価についても、規制のライフサイクルにおける評価の一要素として活用されることが望ましい。

「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」（P4）においては、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階に分けて、各段階の留意事項が示されているが、競争評価については、例えば、以下のような活用の方法がある。

チェックリストの記入については、まず規制検討段階において政策立案の担当者が「はい」、「いいえ」の回答案を作成する（規制検討段階では「はい」、「いいえ」の

どちらも回答できない項目がある場合、不明点を明確にしておくことも重要である。その後、コンサルテーション段階で利害関係者や有識者から関連情報を収集した上で、適宜チェックリストの回答案を追記・修正し、規制検討段階で不明点があった場合はその点も回答する。その後の規制決定段階において、規制検討段階やコンサルテーション段階から内容が大きく変わった場合は、競争評価を再度行うことは有用であり推奨される。

## (2) 競争評価の手順について

### ● 競争評価チェックリストの「はい」、「いいえ」について

これまでの試行的実施の状況を踏まえると、競争評価は政策立案を担当する職員によって、その判断に差が生まれやすいため、チェックリストの質問項目は、規制の内容に基づき外形的に判断し、回答できるようにしている。

政策立案を担当する職員は、チェックリストの個々の質問項目に回答する際に、規制の事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」と回答しその理由を記載するが、この理由の記載では、「はい」又は「いいえ」と回答した理由についてのみ記載する。例えば、個々の質問項目において「はい」と回答し、その理由の記載では「しかし競争全体には負の影響は及ぼさない」や、「競争への負の影響は限定的である」等「はい」と回答している理由とは異なる記載をしてはならない。個々の質問項目に対する回答は競争評価の一要素であるため、事実関係等に基づき、「はい」又は「いいえ」のどちらかを回答した理由についてのみ回答しなければならない。

また、ある質問項目の内容が他の質問項目の内容と重複する場合もある。その際は、いずれか一方のみに「はい」と回答するのではなく、いずれにも「はい」と回答する。例えば、ある許認可等を設定する規制について、地理的制限を行うことが許認可等の条件となっている場合、この規制についてはチェックリストの「(1) 事業者の数の制限」の「問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか」及び「問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか」のどちらの質問項目に対しても「はい」と回答する。

### ● 「結論」（競争に影響を及ぼす可能性がある整理されるか否か）について

チェックリストの「結論」欄の記載方法としては、チェックリストのいずれかの質問に「はい」と回答している場合には、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、該当する質問項目についての具体的な影響の内容を記載することが競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」<sup>7</sup>欄（規制の事前評価書【様式

<sup>7</sup> 代替案については、競争評価チェックリストの質問に回答した結果、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、最終的な評価結果を「6 代替案との比較」の欄に「副次的な影響及び波及的な影響」として記載する。

1】参照)に記載することをもって競争評価の作業が完了する。

ただし、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合でも、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合もある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答していても、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。

各質問に全て「いいえ」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼさないものとして整理されるため、その旨及び各質問への回答を踏まえた理由を記載することが競争評価の「結論」となる。

ただし、全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、下記のような付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるため、この整理が競争評価の「結論」となる。そして、この「結論」を規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄に記載することをもって競争評価の作業が完了する。

なお、「結論」欄の記載については、チェックリストの個々の質問項目の回答内容、及びそれらの回答の事実関係等と異なることがないように記載しなければならない。競争に負の影響を及ぼさないという「結論」の場合であっても、競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することは妨げられない。特にチェックリストの質問に「はい」の回答があり、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮し、競争に負の影響を及ぼさない「結論」で整理される場合については、「結論」についての説明責任を果たす観点から競争評価の結果を規制の事前評価書に記入することが望ましい。

#### ●付加的な要素について

チェックリストの質問項目は、あらゆる規制に適用する一般的なものであるため、市場の構造や現在の競争状況等の規制に関係する個別事情が全て網羅されてはいないことから、チェックリストの質問項目以外に、規制が競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情がある場合は、そうした個別事情を付加的な要素として「結論」欄に記載する。

付加的な要素には、チェックリストの個々の質問項目において「はい」と回答したものの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「はい」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼさない場合や、全ての質問に対して「いいえ」と回答したものの、規制に関係する個別事情を考慮すると、「いいえ」と回答した理由とは異なる事情が存在するために、結果的に競争に負の影響を及ぼす可能性がある場合が含まれる(ただし、競争評価における検討である以上、この規制に関係する個別事情は競争に関係するものに限られる。)

競争に影響を及ぼす可能性のある個別事情としては、例えば、上限価格規制を設ける場合、チェックリストの「(2) 事業者の競争手段の制限」の「問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「市場が寡占状態であり、価格が上限価格よりも非常に高い水準でとどまっているため、上限価格規制によって、市場がより競争促進的になると考えられる」という事情が存在する場合には、「結論」欄にそのように記載することも可能である。

また、例えば、需要者（消費者）が現在選択している商品・役務を乗り換える際に金銭的な負担を課すような、スイッチングコストを上昇させる規制を設ける場合、チェックリストには該当項目が存在しないが、スイッチングコストの上昇によって、事業者の競争意欲が減退する等の事情が存在する場合は、規制に係る個別事情に該当する。このような場合、全ての質問に対する回答が「いいえ」であっても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、「結論」欄にこの旨を記載すると同時に、規制の事前評価書の「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」欄への記載も必要となる。

一方、例えば、製品の規格統一を行う規制を設ける場合、チェックリストの「(2) 事業者の競争手段の制限」の「問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか」に「はい」と回答することになるが、「規格を統一することによって、製品の安全性を確保する」ことは、競争に係る付加的な要素には該当しないため「結論」欄に記載しない。

#### ●その他

競争に負の影響を及ぼす可能性があるとの結論となった場合は、事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書の「8 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に記載する。指標については後記第三を参照されたい。

作成したチェックリストは、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、試行的実施と同様に本格的実施においても、受領したチェックリストを公正取引委員会へ送付する。公正取引委員会は、送付を受けたチェックリストについて、引き続き、総務省と連携しつつ、必要に応じて、競争評価の更なる改善や競争制限的な規制の分析等の観点から活用する。

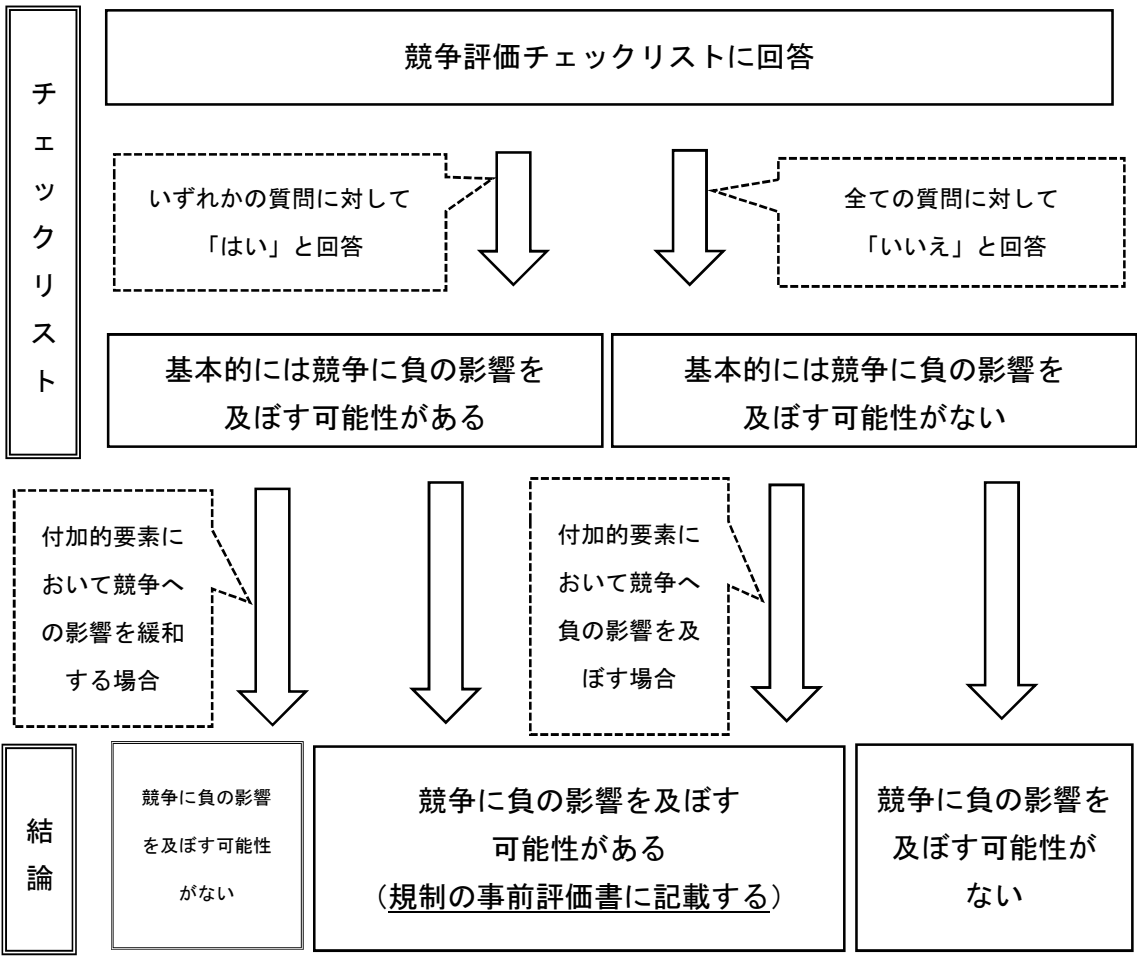
なお、競争評価の結果を導出するプロセスとなるチェックリストについては、各行政機関において公表することは求められていないものの、規制の政策評価の「国民への説明責任を果たすことに資する」<sup>8</sup>という目的に照らすと、自主的に公表することが推奨される。

---

<sup>8</sup> 規制の政策評価の実施に関するガイドライン（P1）参照。

## 【競争評価フローチャート】

新設又は改廃される全ての規制（簡素化した評価手法による規制や規制緩和も含む）





### 3. 競争評価チェックリストの考え方及び「はい」「いいえ」と回答する基準の例

競争の観点から、どのような基準でチェックリストに回答するか判断が難しいこともあると考えられる。そのため、チェックリストの個々の質問項目に対して回答する際の参考となる事例を以下に示すこととする。

#### (1) 事業者の数の制限

事業者の参入・退社は、本来、市場における競争を通じて決められるべきものであり、事業者の数を制限するような規制は、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。規制が事業者の数の影響を与えられられる場合、以下の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制がどのような影響を及ぼして、事業者の数を制限することになるのかを記載することが望ましい。

#### 問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

本質問では、事業活動の要件として許認可等を設定することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、許認可等を設定する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

#### 【(1) 問1に「はい」となる例】

- 事業を行うに当たっての許認可要件を改正する規制（例えば、商品の安全性や信頼性を高めるために、事業者の技術等を一定水準以上に保つよう事業開始の許認可基準を強化する、事業者の財務能力を担保するため資本要件を強化する等）。  
※ 許認可等の設定は、許認可等の根拠規定を新設する場合のみならず、許認可等の基準を改正するなど、許認可等を実質的に設定すると考えられる場合も含まれる。
- ある名称を用いて事業を行う又は商品・役務を提供することを一定数の事業者のみに認める規制。  
※ 当該名称を用いずとも同種の事業が行える場合又は商品を提供することができる場合は該当しない。なお、本質問のほか（2）問3に該当する可能性がある。
- 一定数の事業者のみに公共調達制度への参加を認める規制。

#### 【(1) 問1に「いいえ」となる例】

- 事業者ではない個人や団体に対し、その所有する物の使用や変更に合わせて、許可の取得を義務付ける規制。
- 事業の開始に当たって届出を義務付けるが、代表者の氏名や事業所の所在地等を記載した書類を提出することで足り、実質的な負担を求めない規制。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

**問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。**

本質問では、事業者が活動する地理的範囲を制限することで、市場における事業者の数を制限する場合に「はい」と回答する。このため、地理的範囲を制限する場合であっても、市場における事業者数を制限しないことが明らかな場合は「いいえ」と回答する。

**【(1) 問2に「はい」となる例】**

- 本来自由に取り扱える地理的範囲の中で、特定の地域への商品・役務の供給を制限する規制（商品・役務の供給地域を分割する規制、事業者が活動可能な地区を定めそれ以外での活動を制限する規制、特定の地域をまたがる商品の移動を制限する規制等）。
- 特定の地域において既存の店舗から一定の距離をおかなければ事業活動を行うことができないとする規制。

**【(1) 問2に「いいえ」となる例】**

- 商品の製造地域や産地の表示を義務付ける規制。
  - ※ 表示に関する制限が行われるが、商品の提供地域や事業活動が可能な地域自体が制限されるものではない。なお、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 広告の具体的な設置場所を制限する規制。
- 事業の開始に当たって、都道府県知事の許可の取得を義務付ける規制。
  - ※ ただし、規制の対象となる事業が供給する商品・役務について、都道府県の範囲を超えて取引することが通常である場合、事業者が活動する地理的範囲を制限するときは「はい」となる。都道府県の範囲を越えて取引されないものである場合は、当該質問については「いいえ」となるものの、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

**問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。**

**【(1) 問3に「はい」となる例】**

- 既存の設備には義務を課さないが、新規に設置する設備には義務を課す規制（既存の生産工場には新しい規制を免除し、新設される生産工場には、新しい規制の要件を満たすことを求める規制等）。
- 商品の安全性や信頼性を高めるために、事業開始の許認可基準を厳格化し必要な投資額を増加させたり、特殊な資格を保有する従業員の配置を求めたりすることで、事業活動に最低限必要とされる資本や人員配置要件を引き上げる規制。
  - ※ 新規参入者が資本や労働力を容易に集めることができるなど、新規参入者にと

って基準・要件を満たすことが容易であり、既存事業者がコスト面で優位とならない場合は、該当しないと考えられる。

- 特殊な用途のみに用いられ、売却が不可能だったり他の用途に転用できない機器や設備を導入することを求める規制。

※ 通常、サunkコスト（埋没費用）と呼ばれるものであり、新規参入に際して新たに発生し、退出時に回収不可能なコストである。サunkコストは、事業を行うために必要な機器や設備であるため、既存事業者も新規参入者も負担をしなければならないものである。既存事業者が負担したサunkコストよりも新規参入者に負担させるサunkコストを引き上げるような規制の新設又は改廃は参入障壁となる。また、既存事業者はサunkコストを負担する必要がなかったが、新規参入者のみにサunkコストを負担させる規制も、参入障壁となる。

### 【(1) 問3に「いいえ」となる例】

- 一定の機器や設備の導入を求める規制であるものの、当該機器や設備が容易に売却できたり、他の用途に転用できる場合（コストではあるが、サunkコストではない）。
- 新たに必要となるコストが小さく、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合。

### 【(2) 事業者の競争手段の制限】

事業者が、どのような商品・役務をどの価格水準で販売するのか、どのような販売方法・宣伝方法を選択するのか等の事業者の競争手段を制限するような規制は、事業者の自由な行動を制限することによって、市場メカニズムに直接的な影響を及ぼすものである。そのため、規制が事業者の競争手段に制限を与えられられる場合、以下の問1から問3のいずれか又は複数の質問に該当し得ると考えられる。「はい」の具体的な理由として、規制が事業者のどのような競争手段を制限するかなどを記載することが望ましい。

**問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。**

### 【(2) 問1に「はい」となる例】

- 上限価格を設ける規制、下限価格を設ける規制、価格帯規制を設ける規制（上限及び下限価格規制）。
- 価格の許認可等を設ける規制。
- 生産割当て等事業者の供給量を制限するような規制。

### 【(2) 問1に「いいえ」となる例】

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

**問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。**

**【(2) 問2に「はい」となる例】**

- 商品の性能基準を設けることで性能を制限する規制。
- 商品の最低品質を確保するために、商品の製造方法を一定の方法に制限する規制。  
※ ある事業者にとって、製造方法が重要な競争手段である場合（例えば、コスト上の優位性を確保するなど）、規制が商品の最低品質を確保するものであっても、その規制が競争手段の制限になる可能性がある。
- 価格変動の大きい高リスクの商品の販売を禁止する規制。
- 特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する規制。

**【(2) 問2に「いいえ」となる例】**

- 事業者に対して、商品・役務の供給に直接関連しない、特定の職種の従業員の配置を義務付ける規制。  
※ ただし、例えば土業の場合など、従業員の配置が、事業者の商品・役務の供給に影響を与えるものは「はい」に該当する。また、配置を義務付けられる従業員が、特定の資格や技能を持つ従業員の場合、(2) 問3に該当する可能性がある。
- 既に設定されている規制を緩和する場合。

**問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。**

**【(2) 問3に「はい」となる例】**

- 対面販売以外の販売方法を禁止する規制（購入時に使用方法の説明を対面で行うことを義務付けインターネット上での販売等を制限する規制等）。
- 広告の相手先の制限、広告の開始時期の制限、広告内容の制限、一定の広告を行う義務付けをする規制。

**【(2) 問3に「いいえ」となる例】**

- 既に設定されている規制を緩和する場合。

**(3) 事業者の競争回避的行動の誘発**

事業者の中には、市場における競争を回避しようと談合やカルテル等の競争回避的な行動をとる事業者もいる。このような競争回避的な行動を取るために、事業者が提供する商品・役務の価格や生産数量・販売数量の具体的な計画や見通しに係る情報等が必

要となる。

ある事業者が他の事業者の生産量や売買価格等の重要な情報を入手することができれば、その事業者は他の事業者の事業活動を容易に予測することができ、談合やカルテル等の競争を回避する行動をとるインセンティブが生じる。

談合やカルテル等の大きな弊害の1つは、需要者（消費者）が商品・役務を得るために支払う金額が、競争が行われている水準と比較して高くなってしまふことにある。その需要者が失った利益を談合やカルテル等を行う一部の事業者が不当に得ていることになる。

したがって、現在事業者間で共有されていない情報について、共有・公開を求める仕組みを導入する規制は、事業者間での情報交換・行動の予測を容易にすることで、談合やカルテル等の競争回避的行動を誘発し、その結果、市場の競争に直接的な影響を及ぼす可能性がある。そのため、このような規制を新設又は改廃する場合は、「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、どのような情報の交換を促すのか、どの事業者間の情報の交換を促すのかなどを記載することが望ましい。

**問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。**

**【(3) 問に「はい」となる例】**

- 事業者に対して一般的には公開されない価格、数量等の公開を義務付ける規制。
- 事業者団体（業界団体）に、事業者が提供する商品の価格、数量等の情報を収集させ、当該情報を管理させる規制。
- 事業者間で連携又は共同して計画を作成したり事業を実施するなど、価格、数量等の情報の交換が促進され得る仕組みを設ける制度。

**【(3) 問に「いいえ」となる例】**

- 事業者に対して、商品・役務の取扱い上の注意を公開することを義務付ける規制。
- 事業者が一般的に公開している情報を、規制所管府省が公表するため、事業者から報告を徴収する規制。

**(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限**

競争による利益を享受するには、供給者（事業者）側だけに着目するのではなく、需要者（消費者）側も考慮する必要がある。規制によって、需要者が利用できる情報や選択肢が制限される場合、供給者である事業者は、自らが提供する商品・役務が選択・消費される可能性が小さくなることから、新たな商品開発への投資や、現在提供している商品・役務を改善する意欲を失う可能性がある。このようにして、規制が直接的な影響

を及ぼす対象が供給者（事業者）であっても、その影響を通じて間接的に需要者（消費者）にも影響を及ぼす可能性がある。

したがって、このような規制を新設又は改廃する場合、競争に負の影響を及ぼす可能性があることから、質問に対して「はい」と回答する。「はい」の具体的な理由として、需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載することが望ましい。

**問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。**

**【(4) 問に「はい」となる例】**

- 需要者（消費者）の正しい選択に資する広告の媒体、回数、場所、内容等を制限する規制。
- ある商品について一般消費者に対する広告を禁止する規制。
- 事業者が需要者に提示できる商品の数や選択肢等を制限する規制。

**【(4) 問に「いいえ」となる例】**

- 事業者に対し、需要者に商品・役務を供給する際の説明義務を課す規制。

**結論**

**【各質問の回答では競争に及ぼす影響を適切に把握できない例】**

- 新規参入者を確保し、競争をより活発にするために、限られた設備を保有する事業者に対して当該設備への新規参入者のアクセスを確保する規制。  
※ 被規制事業者の事業活動を制限する点で、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、新規参入者を確保することに資するため、結果的に競争を促進すると考えられる。
- 大きなシェアを有する事業者が存在する市場において料金水準を制限する規制。  
※ 市場において大きなシェアを有する事業者の価格設定の自由を制限する点では、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、規制を設けなければ、大きなシェアを有する事業者が自由に価格をつり上げることが予想されることから、その競争回避的な行動を防止し、結果的に競争を維持・促進することができる。

**【競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、その影響を緩和する要素がある例】**

- 規制により参入に際して一定の設備が必要となりコストが増加するが、当該設備の導入コストのほとんどは事業者に平等に補助金で手当てされる規制。  
※ 補助金を申請した事業者にとって実質的にコスト増加とならないため、規制が参入障壁とならず、競争に影響がないと考えられる。

### 【競争を促進する影響がある例】

- 規制を緩和し、一律に事業者全てのコストを減少させると考えられる場合。
  - 虚偽若しくは誇大な広告・営業を排除し、又は需要者（消費者）にとって最低限必要な広告されるべき事項を定める規制。
- ※ 需要者にとって利用可能な情報を減少させるという点においては、競争に負の影響を及ぼす可能性があるが、需要者の正しい選択を容易にする結果、需要者の利益を確保すると同時に、供給者（事業者）の競争意欲を維持・増加させると考えられる。

### 第三 事後評価の実施に当たっての考え方

#### 【要点】

- 競争評価においても、規制の事前評価と同様に事後評価を行う必要がある。具体的には、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書に記載する。指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。
- 簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目に「はい」と回答している場合は、指標を設定し、規制の事前評価書（簡素化）に記載する。
- 事後評価のためのベースラインを設定し、そのベースラインからの指標の変化（規制の新設又は改廃前と規制の新設又は改廃後の変化）をもって、競争評価の事後評価を行う。

競争評価の事後評価については、「規制の事前評価において、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果になった場合には、公正取引委員会が別に定めるところにより、競争への影響を把握する指標を設定しておくことが必要である。」（規制の政策評価の実施に関するガイドラインP8）と記載されているとおり、競争評価も事後評価を行う必要がある。

具体的には、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書の「8 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式1】参照）に指標を記載する。また、簡素化した事前評価においても、チェックリストの各質問項目において、「はい」と回答している場合、基本的には競争に負の影響を及ぼす可能性があるため、規制の事前評価書（簡素化）の「6 事後評価の実施時期等」の欄（規制の事前評価書【様式2】参照）に指標を記載する。また、この指標を設定するのは、規制の事前評価と同じ段階で行う。

なお、チェックリストの質問に「はい」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考慮すると、競争に負の影響を及ぼさない場合がある。この場合は、チェックリストの質問に「はい」と回答していても、競争に負の影響を及ぼさないものと整理されることから、指標を記載しなくてもよい。全ての質問に対して「いいえ」と回答している場合であっても、付加的な要素として規制に関係する個別事情を考

慮すると、競争に負の影響を及ぼす場合もある。この場合は、チェックリストの全ての質問に「いいえ」と回答していても、競争に負の影響を及ぼす可能性があるとして整理されることから、指標を記載する。

競争評価の事後評価の実施に当たっては、規制の事前評価において、事後評価のためのベースラインを設定することが必要となるが、そのベースラインからの指標の変化をもって、競争評価の事後評価を行う。指標の変化については、規制の新設又は改廃前と新設又は改廃後をそれぞれ定点的に比較することも考えられるが、その間の指標の推移も調査することでより効果的な事後評価を行うことができる。

事前評価において、定性的な記載にとどまる場合、事後評価においても定性的な記載にとどまらざるを得ず、効果的な事後評価が困難となる。したがって、事後評価を効果的に行うためには、事前評価の段階で何らかの定量的な指標を設定する必要がある。以下に示すのは事後評価の指標の例である。

### 1. 事後評価における定量的な指標の例

- 事業者数（新規参入者数を含む）
- 市場規模
- 開廃業率
- 市場シェア
- 市場集中度（もしくはHHI（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）<sup>9</sup>）
- 商品・役務の価格、数量、種類
- 需要者（消費者）の選択肢の数

定量的な指標として何を設定できるかについては、市場の構造や現在の競争状況等の規制に係る個別事情によるところが大きく、上記の例が全ての規制に当てはまるわけではないが、上記の指標については、多くの規制について、簡易的に市場の競争状況を捉えられるものであり、指標として活用しやすい。例えば、事業者数に影響を与える可能性がある規制については、事業者数や市場シェアを、商品・役務の価格に影響を与える可能性がある規制については、商品・役務の価格や数量を、新規参入に影響を与える可能性がある規制については事業者数や開廃業率を指標とすることが考えられる。

また、競争評価の事後評価を行うに当たっては、必要に応じて、いくつかの指標を組み合わせることも考えられる。例えば、シェアの推移だけでなく、併せて事業者数の推移も考慮することで、より効果的な事後評価を行うことができる。

<sup>9</sup> 市場シェアにおいて、一部の事業者にシェアが集中しているかを知ることで競争状況や市場構造の集中度を把握できる。HHIは、市場における個々の事業者の市場シェア（%）を二乗した値を計算し、これを当該市場に係る全事業者について合計し算出する（市場における各事業者の市場シェアの二乗の総和）。

算出したHHIについての考え方として、例えば公正取引委員会の企業結合審査においては、[1] 企業結合後のHHIが1,500以下である場合、[2] 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分が250以下である場合、[3] 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合については、通常、競争を実質的に制限することとはならないとしており、市場集中度がどの程度以下であれば競争に影響がないかの判断の参考にすることができる。



しかし、個別の規制において事後評価の指標を設定するに当たっては、チェックリストにおいて、「はい」と回答している質問項目や付加的な要素として記載している項目に関連する指標を重点的に設定することが望ましい。

また、規制によって競争に負の影響を及ぼす可能性があるものの、具体的にその影響を受ける要素を特定できない場合、事前評価の規制検討段階やコンサルテーション段階において、需要者（消費者）アンケート、供給者（事業者）アンケート等を実施し、規制によって影響を受ける要素を把握することも考えられる。これらのアンケートにより、需要者が商品・役務の選択の理由として価格を重視していることや、規制が供給者の数に影響を及ぼす可能性があることが判明すれば、これらに関する指標を事後評価の指標とすることが考えられる<sup>10</sup>。

## 2. 事後評価における考え方の例

以下、公正取引委員会が過去に発表した実態調査報告書を材料に、指標を活用した規制の競争に及ぼす影響の把握・分析の考え方について例示する（もちろん、下記のとおり分析しなければならないわけではない。）<sup>11</sup>。

### ○市場シェアを使った例

例：「電力市場における競争の在り方について」P6、P24（平成24年9月公正取引委員会）  
<sup>12</sup>「平成22年度における自由化分野の新電力のシェアは、販売電力量でみて約3.5%であった。地域によるバラつきはあるが、シェアの大きいところでも、東京電力管内の約6%、関西電力管内の約5%であり、自由化後10年以上を経た現在においても、新電力のシェアは依然として小さい。」「…電力市場の現状に照らすと、小売分野において参入が自由化されたにもかかわらず、有効な競争が行われていないと認められる。」

新電力のシェア推移（平成17年度～平成23年度）（単位：%）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
シェア	1.96	2.35	2.57	2.54	2.82	3.47	3.56

出所：総需要電力量速報（資源エネルギー庁）

例：「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P14（平成16年4月公正取引委員会事務総局）

→「ADSL事業者ごとのシェアを示す正確な統計は見当たらないものの、各種の公表デー

<sup>10</sup> 指標のファクトとなるデータの収集については、各事業所管官庁における統計に加え、事業所管官庁以外の統計やデータも活用できる。

<sup>11</sup> 公取委において行っている、競争への影響に関するより詳細な経済分析については、例えば「平成28年度における主要な企業結合事例について」を参照。

URL: [http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170614\\_01.files/170614.pdf](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170614_01.files/170614.pdf)

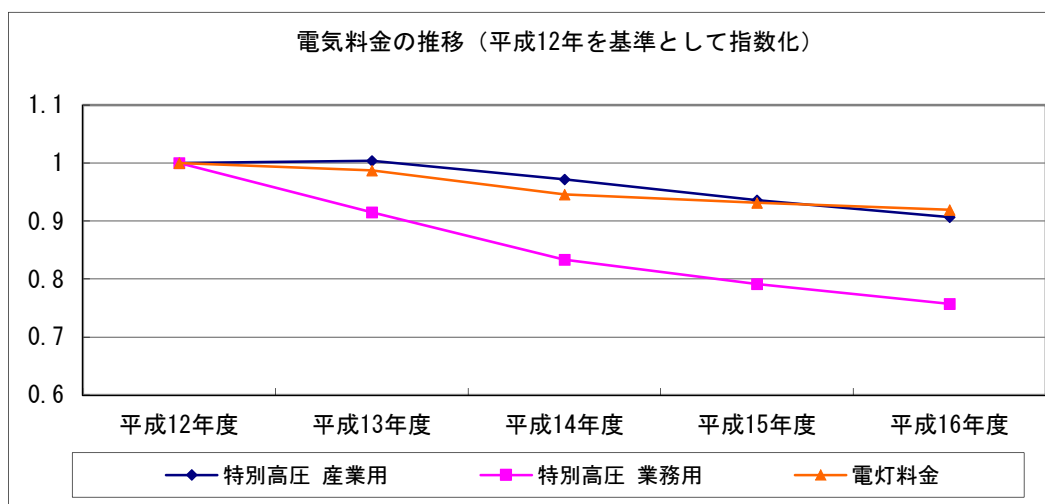
<sup>12</sup> <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/sep/120921.html>

タにより主な事業者の加入者数ベースのシェア等をみると、…ADSL分野における寡占化の傾向がうかがわれる。」

**○価格を使った例** ※ある時点を基準として指数化

例：「電力市場における競争状況と今後の課題について」P11（平成 18 年 6 月公正取引委員会）<sup>13</sup>

「自由化以降の電気料金について規制分野のうちの電灯料金，自由化分野のうちの特別高圧業務用及び特別高圧産業用を年度ごとにみると，一貫して低下傾向にあることが分かる。特に，各一般電気事業者の供給区域においてわずかながらも競争が行われている特別高圧業務用での料金低下傾向が他の分野と比較して大きい。このことから，PPSとの直接の競争が行われている分野での料金低下は，競争があまり生じていない分野に比して大きく，競争が料金低下の一つの要因となっていると考えられる。」



（出所：経済産業省電力需要調査，資源エネルギー庁HP）

**○需要者（消費者）アンケートや供給者（事業者）アンケート，事業者ヒアリングを使った例**

（1）需要者へのアンケート

需要者アンケートでユーザーの意識を把握することにより，商品・役務の選択理由から，当該商品・役務についてどのような競争が行われているか推測することが可能である。

（例）

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P19（平成 16 年 4 月公正取引委員会事務総局）

→「ユーザーアンケートでユーザーの意識をみると，…現在利用しているADSL事業者を選択した理由として，他のADSL事業者よりも月額利用料金が安いことを挙げる利用

<sup>13</sup> <http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-sonota/h18/06060703.html>

者が33.6%を占め、それが群を抜いて多いことから、料金の高低がユーザーによる事業者選択の重要な要素となっている様子がうかがわれる。このような消費者による事業者選択の意向が上記のような事業者間の料金競争に大きな影響を与えているものと考えられる。」

#### (2) 供給者へのヒアリング・アンケート

事業者数の正確な統計がない場合も、例えば、事業者数については、事業者からのヒアリングにより大凡の推計をすることができる。また、参入事業者数などについては、事業者アンケート調査で参入時期を問うことにより把握することもできる。

#### (例1)

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P13（平成16年4月公正取引委員会事務総局）

→「我が国におけるADSL事業者数についての正確なデータは見当たらないが、事業者からヒアリングしたところによると、平成15年末現在、約50社といわれている。」

#### (例2)

「ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査報告書」P13（平成16年4月公正取引委員会事務総局）

→「ADSL事業者の参入時期を事業者アンケートでみると、…平成13年を中心に最も活発に参入が行われているが、最近では参入が見られない状態となっている。」

## 第四 より効果的な評価を行うための視点

### 【要点】

- 定量分析等の専門的な知識がない場合であっても、例えば、①規制によって影響を受ける市場を特定することや、②規制によって影響を受ける市場の特性を把握することによって、競争評価をより効果的に行うことができる。
  - ① 規制によって需要者（消費者）の動向がどのように変化するのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化するのか等について把握することにより、規制によって影響を受ける市場を特定することができる。
  - ② 市場の現在の競争状況を把握すること、市場における重要かつ主な競争手段を把握すること及び市場における需要者と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することにより、規制によって影響を受ける市場の特性を把握することができる。

上記のとおり、競争評価のチェックリストの質問項目は一般的なものであり、政策立案を担当する職員によって、その判断に大きな差が出ないような形式にしている。また、チ

チェックリストの作成に当たっては、経済学等の競争評価に係る専門的な知識は可能な限り必要ないようにしている<sup>14</sup>。

一方、チェックリストの作成に当たって、定量分析等の専門的な知識を使わなくても、様々な点を考慮することで、チェックリストの回答の質をより向上させ、効果的な競争評価を行うことができる。

## 1. 規制によって影響を受ける市場を特定する

規制が競争に影響を及ぼす範囲を適切に把握・分析するためには、規制によって影響を受ける市場を特定することが望ましい。ここでいう市場の特定とは、規制による影響が、どのような商品・役務の供給や消費に影響を及ぼすかを特定することをいう。市場の特定の範囲を見誤ると、規制によって生じる影響を過大又は過小に評価するおそれがある。

例えば、飲料Aの値下げを行う規制を考える。この規制の影響としては、飲料Aの需要が増加するという影響が生じる。この場合、規制によって影響を受ける市場は飲料Aになる。

しかし、需要者（消費者）にとって、飲料Aが唯一の選択肢ではなく（他にも飲料の選択肢がある）、他の飲料でもいい場合、飲料Aの値下げは、これまで飲料Aを選択することが多かった需要者の飲料Aの値下げによる需要の増加に加え、これまでその他の飲料を選択していた需要者の（飲料Aが値下がりしたことによる）飲料Aの需要の増加も生じる。

この場合、値下げの規制による飲料Aの需要の増加はより大きくなるが、同時にその他の飲料市場の需要の減少を意味する。つまり、飲料Aの値下げの規制の影響を受ける市場を特定する場合、飲料Aの市場だけでなく、その他の飲料の市場の影響も把握する必要がある。このように規制によって影響を受ける市場の特定を行うには、規制によって需要者の動向がどのように変化をするのか、ある商品・役務が規制によって影響を受けるとき、その他の商品・役務はどのように変化をするのか等について把握する必要がある。

また、ある商品Bに人命にかかわる重大な欠陥が発見され、その商品Bの製造を規制する場合を考える。この場合、規制による影響を受ける市場は、商品B市場のみであるように思われる。しかし、商品Bを製造するために原材料が必要となる場合、規制による影響は、商品Bの製造事業者だけでなく、原材料の供給事業者にも及ぶ。さらに、商品Bの販売事業者も存在する場合、規制による影響は販売事業者にも及ぶため、その影響はさらに大きくなる。このとき、規制によって影響を受ける市場は商品Bの製造事業者、原材料の供給事業者、販売事業者が存在する市場と特定される。

つまり、規制によって影響を受ける市場を特定する場合は、その規制の影響を受ける直

<sup>14</sup> 一方で、規制の質の向上、国民への説明責任等の観点からは、競争評価をチェックリスト以上の水準で行うことは推奨されるものである。政策評価の定量分析において重要である費用と便益の分析は、競争評価においても同様であり、例えば、便益の1つである消費者余剰や生産者余剰を分析する手法は、定量分析であるものの、競争評価においても活用できる。また、競争に影響を及ぼすような規制を定量的に分析する場合には、需要関数を推計する手法も活用できる。

接の事業者に加えて、川上市場（例えば原材料供給市場）の事業者や川下市場（例えば販売市場）の事業者も含める必要がある場合もある。

## 2. 規制によって影響を受ける市場の特性を把握する

規制が競争にどのような影響を及ぼすかについては、影響を受ける市場の特性（市場の構造や現在の競争状況等）にも左右され、同じ内容の規制でも競争に及ぼす影響は異なる。このため、市場の特性を把握・分析することは重要となる。

### （1）市場の構造や現在の競争状況を把握すること

市場の構造や現在の競争状況を把握するデータとして取得しやすいものとしては、例えば以下のものが挙げられる。

- ・新規開業率
- ・創業年数
- ・市場シェア
- ・HHI
- ・市場規模
- ・商品・役務の種類・数

市場の競争状況や構造を把握することにより、その市場において、大規模事業者と中小事業者の割合はどの程度か、新規参入がどの程度起きているか、商品・役務の種類や数が豊富であるか、その市場は競争制限的な市場であるか等を把握することができる。

大規模事業者と中小事業者の割合を把握することは、規制の影響の大きさを推定する参考となる。一般的には、大規模事業者は中小事業者に比較して容易に資本や労働力を集められるため、大規模事業者と中小事業者では負担するコストが同等であったとしても、実質的に大規模事業者と比べ中小事業者に対してより大きいコストを負担させる場合もある。つまり、同じ規制であっても、その生じる影響については同等としない可能性がある。

そのため、他の市場に比較して中小事業者の割合が多い市場では、コスト負担を増加させる規制の影響は、そうでない市場に比較して大きい可能性がある。一方で大規模事業者が新規参入者になることが多い市場では、新規参入に係るコストを増大させる規制であっても、大きな負の影響は生じない可能性もある。

また、市場の競争状況について、仮に市場が独占や寡占状態で、外形的には競争制限的な市場でも、参入・退出に係るコストがかからない、もしくはコストが低い場合であれば、常に潜在的な新規参入者が存在し、独占や寡占状態の市場であっても、競争圧力が生じる<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> コンテストブル市場と呼ばれるものである。

市場規模については、将来的に拡大することが予測される市場で参入のコストを増大させる規制を導入しても、大きな利潤が期待されるため潜在的な新規参入者が発生しやすいという点においては、そうでない市場に比べて競争に及ぼす負の影響は大きくない可能性がある。

設備を導入させるなどの何らかのコスト負担を課す場合に、既存事業者には一定の猶予期間の経過後にコストを負担させ、一方で新規参入者には参入時にコストを負担させる規制は、既存事業者と新規参入者に対してコスト負担の期間について異なる扱いをすることになり、新規参入者にとっては参入障壁となる可能性がある。

## **(2) 市場における重要かつ主な競争手段を把握すること**

規制によって影響が生じる市場において重要な競争手段を把握することも重要である。例えば、ある市場の商品・役務が同質的（性能や性質等がほとんど同じ）である場合、通常、競争手段は価格になる。このとき、価格を制限する規制を設けることは、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。一方、価格が同じような水準で、品質や性能が重要な競争手段である商品・役務に対して、品質や性能の制限を設ける規制は、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

また、需要者（消費者）と供給者（事業者）の間の情報の非対称性が大きい市場においては、供給者にとって広告や宣伝が重要な競争手段となるが、このような市場での広告制限や需要者が利用できる情報における制限は、競争への負の影響がより大きくなる可能性がある。

その他、同じ商品・役務であっても、高い価値の商品・役務を提供している事業者と低い価値の商品・役務を提供している事業者が存在する市場において、何らかの理由で商品・役務の種類等を制限し、高い価値の商品・役務の水準を求める規制を設ける場合、低い価値の商品・役務を提供している事業者にとっては事業戦略の変更を伴う大きなコストが生じるため、競争への負の影響が大きい可能性がある。

## **(3) 市場における需要者と供給者の関係や特徴を把握すること**

市場における需要者（消費者）と供給者（事業者）の関係や特徴を把握することも市場の特性を把握するために必要である。例えば、需要者と供給者の価格交渉力について、一般的に、供給者が多い場合は価格交渉力は需要者の方が強く、逆の場合は供給者の方が強くなる。仮に供給者の価格交渉力が弱いときに、供給者間における情報交換を促す仕組みを導入すると、各供給者がカルテルを通じて価格交渉力を増大させるインセンティブを持ちやすくなるため、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

過去に談合やカルテル等の競争回避的な行動が行われたことがある市場において、情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を引き起こす可能性があり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

また、市場へ新規参入が起きにくい（もしくは全く起きていない）市場では、各事業者間で意思疎通が行いやすい状況であり、そのような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、より一層、競争回避的な行動を誘発することになり、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。

需要の変動が小さい場合（需要が継続的に生じる場合）や、技術革新が少ない場合は、競争者の売上げを奪い、より大きな利益を得るというインセンティブよりも、安定的に継続的に利益を得るというインセンティブが生じやすく、このような状況で情報交換を促す仕組みを導入する規制は、カルテルを形成しやすくするという点で、競争に大きな負の影響を及ぼす可能性がある。